



# 横浜都市交通計画

～将来にわたり持続可能な交通の実現に向けて～

平成30（2018）年10月

横浜市





はじめに

市民生活や地域経済を支える交通は多岐にわたり、市民・企業、交通事業者、行政等、関係する主体も多様です。そのため、横浜市は平成 20（2008）年 3 月に「横浜都市交通計画」を策定し、交通政策全般にわたる基本方針、政策目標などを明確化することにより、多様な主体による目標の共有と協調した取組を促進してまいりました。

計画策定から 10 年が経過し、超高齢社会の到来や、国内外からの来街者の増加、ICTの進展など、横浜の交通を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。福祉・観光・防災等、他分野との連携が新たに求められていることから、このたび、計画の改定を行うことといたしました。具体的には、タクシーサービスの活性化や福祉ニーズと連携した移動サービスの提供、観光・MICE施策と連携した都心臨海部の多様な交通手段の提供、防災や減災対策などの施策を新規・拡充し、お示ししています。目標年次は平成 42（2030）年頃としています。

改定にあたっては、市民の皆様をはじめ、交通事業者、有識者や関係機関など多くの方々から幅広い御意見をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

これからも、皆様とともに、環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から、持続可能な交通を実現させるため取り組んでまいります。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



平成 30（2018）年 10 月

横浜市長 林 文子

## 目次

第1章 計画に関する基本事項 .....	1
1 趣旨・背景 .....	1
2 位置づけ .....	1
3 改定の主なポイント .....	2
4 目標年次 .....	2
5 推進体制 .....	3
第2章 横浜の交通を取り巻く状況と課題 .....	4
1 人口減少、超高齢社会の到来に伴う対応 .....	4
(1) 高齢者を取り巻く移動環境 .....	4
(2) 人口構成の変化が公共交通サービスに与える影響 .....	6
2 横浜の都市構造を踏まえた対応 .....	9
(1) 交通ネットワークの特性 .....	9
(2) 地形・地理的な特性 .....	15
3 グローバル化の進展や都市間競争への対応 .....	18
(1) 広域的な人の移動の変化 .....	18
(2) 横浜の活力をけん引する都心臨海部 .....	21
4 防災・減災対策や安全・安心に関する社会的要請への対応 .....	24
(1) 防災・減災への意識の高まり .....	24
(2) 交通インフラの老朽化 .....	26
(3) 交通事故の防止の必要性 .....	27
5 地球温暖化や地域環境への対応 .....	29
(1) 地球温暖化対策の必要性 .....	29
(2) 地域環境対策の必要性 .....	31
第3章 横浜が目指すべき将来像 .....	33
第4章 基本方針、政策目標 .....	42

基本方針1	市民生活の質向上につながる交通政策	43
政策目標1	誰もが移動しやすい地域交通の実現	43
政策目標2	バリアフリーの一層の推進	43
政策目標3	マイカー交通から公共交通等への転換促進	44
基本方針2	都市の成長を支え魅力を高める交通政策	45
政策目標4	移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの形成	45
政策目標5	横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成	45
政策目標6	都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供	46
基本方針3	持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策	47
政策目標7	環境と調和した交通施策の推進	47
政策目標8	交通インフラの強靱化と長寿命化	47
政策目標9	日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備	48
第5章	施策の方向、主な施策・事業	49
基本方針1	市民生活の質向上につながる交通政策	49
政策目標1	誰もが移動しやすい地域交通の実現	49
<施策の方向1-1>	路線バスの維持・充実	51
<施策の方向1-2>	タクシーサービスの活性化	53
<施策の方向1-3>	多様な主体による新たな交通サービス実現	55
<施策の方向1-4>	歩行者空間・自転車の利用環境の整備	58
政策目標2	バリアフリーの一層の推進	61
<施策の方向2-1>	バリアフリー化に向けた施設の整備、車両の導入	62
<施策の方向2-2>	心のバリアフリーの普及・啓発支援	65
政策目標3	マイカー交通から公共交通等への転換促進	67
<施策の方向3-1>	公共交通や自転車の利用促進につながる環境整備	68
<施策の方向3-2>	マイカーから公共交通等への転換を促す啓発活動	69

基本方針 2	都市の成長を支え魅力を高める交通政策	71
政策目標 4	移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの形成	71
	＜施策の方向 4-1 市内の道路ネットワークの整備推進＞	72
	＜施策の方向 4-2 鉄道ネットワークの整備促進と輸送力の増強＞	74
	＜施策の方向 4-3 交通結節点の整備・シームレス化＞	75
政策目標 5	横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成	79
	＜施策の方向 5-1 広域的な道路・鉄道ネットワークの充実＞	80
	＜施策の方向 5-2 国際クルーズ拠点機能の強化＞	81
	＜施策の方向 5-3 国際空港へのアクセス強化＞	82
政策目標 6	都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供	85
	＜施策の方向 6-1 都心臨海部における回遊性向上＞	86
	＜施策の方向 6-2 来街者の滞在環境の整備＞	87
基本方針 3	持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策	89
政策目標 7	環境と調和した交通施策の推進	89
	＜施策の方向 7-1 自動車交通の円滑化・道路緑化＞	90
	＜施策の方向 7-2 環境に優しい自動車の普及・啓発＞	91
政策目標 8	交通インフラの強靱化と長寿命化	93
	＜施策の方向 8-1 災害時の交通確保など大規模災害に備えた対策の推進＞	94
	＜施策の方向 8-2 交通インフラの適切な維持・管理・運用＞	95
政策目標 9	日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備	97
	＜施策の方向 9-1 安全に移動できる環境の整備＞	98
	＜施策の方向 9-2 交通安全教育・啓発の推進＞	100
【用語説明】		102



# 第1章 計画に関する基本事項

## 1 趣旨・背景

本計画は、交通政策全般にわたり、本市における政策目標や、施策の方向性などを提示することにより、市民、企業、交通事業者、関係行政機関等との協調した取組を一層推進し、横浜において、環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成20（2008）年3月に策定されたものです。

本計画策定後10年近くが経過した中で、超高齢社会<sup>用語1</sup>の到来や訪日外国人旅行者の増加、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり、ICT<sup>用語2</sup>の劇的な進歩など技術革新の進展等といった、社会情勢の変化に交通政策も対応していくことが求められています。

また、国の動向としても、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めた「交通政策基本法<sup>用語3</sup>（平成25（2013）年12月）」が施行されるとともに、「交通政策基本計画<sup>用語4</sup>（平成27（2015）年2月）」が策定されました。

さらに、本市都市づくりの基本となり、都市計画の方針を示した「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成25（2013）年3月）」が策定されました。

以上のような、社会・経済状況の変化や、本市都市づくりに関する計画を踏まえて、市内の人の移動を中心に、将来にわたり持続可能な交通の実現に向け、横浜都市交通計画の改定を行うこととしました。

## 2 位置づけ

本計画は、国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本理念を示した「交通政策基本法」の考えを基本としながら、国が総合的かつ計画的に講じるべき施策を位置付けた「交通政策基本計画」を踏まえたものとしています。

また、本市の「横浜市基本構想」や「横浜市中期4か年計画」、「横浜市都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市、福祉、環境、防災などの他の分野別計画と整合を図り、交通分野に関する政策体系を示すものです。

なお、国の動向や社会情勢の変化など必要に応じて計画を見直していきます。

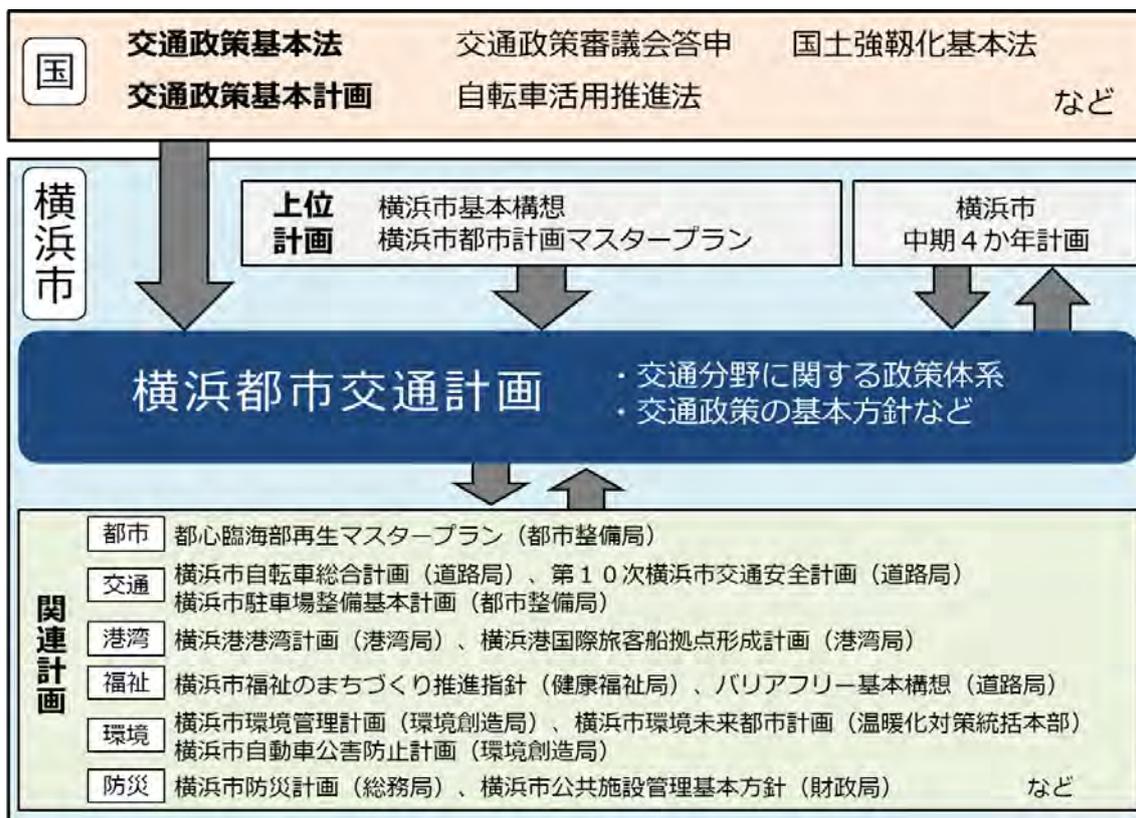


図 1-1 本計画の位置づけ

### 3 改定の主なポイント

本計画策定後に定められた、国の「交通政策基本法」や「交通政策基本計画」との整合を図るとともに、超高齢社会の到来や国内外からの来街者の増加、ICTの進展などの社会情勢の変化に合わせ、新たに福祉・観光・防災など他分野との連携を重視した計画としています。

具体的には、ドア・ツー・ドア<sup>用語5</sup>の公共交通であるタクシーの活性化や福祉ニーズと連携した移動サービスの提供、観光・MICE<sup>用語6</sup>施策と連携した都心臨海部の多様な交通手段の提供、防災や減災<sup>用語7</sup>などの施策を新規・拡充しています。

### 4 目標年次

平成 42（2030）年頃

## 5 推進体制

本計画における交通施策は多岐にわたり、市民・企業、交通事業者、行政等関係する主体も多様であることから、計画の推進にあたっては、関係者が目標を共有し、連携して取り組むことが必要不可欠となります。

「市民・企業」は、交通サービスを受けるだけでなく、交通政策の目標の実現に向けて、公共交通の利用促進、相互扶助の取組を通じて、主体的に地域交通を支えていくことが期待されます。

「交通事業者」は、本計画の実現に重要な役割を有していることから、健全な事業体制を確保し、公共交通サービスを安定的に提供していくことが期待されます。

「国・自治体など行政」は、交通政策の目標を提示し、関係者の理解を深め、調整役としての役割を發揮することが期待されます。

このため、本市では、市民・企業、交通事業者、行政等が参加し、交通政策の推進等の意見交換を行う場を運営することで、本計画に関係する多様な主体が交通政策の目標や理念を共有し、責任と役割のもと、取組の連携強化を図っていきます。

### 横浜の交通政策推進体制

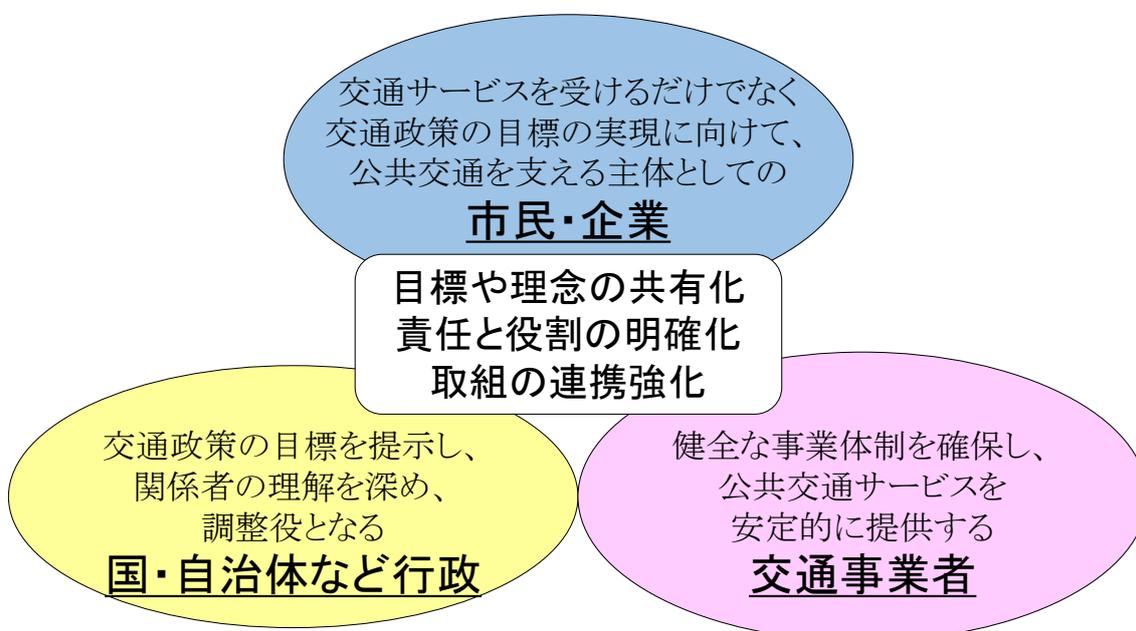


図 1-2 交通政策推進体制の概念図

## 第2章 横浜の交通を取り巻く状況と課題

### 1 人口減少、超高齢社会の到来に伴う対応

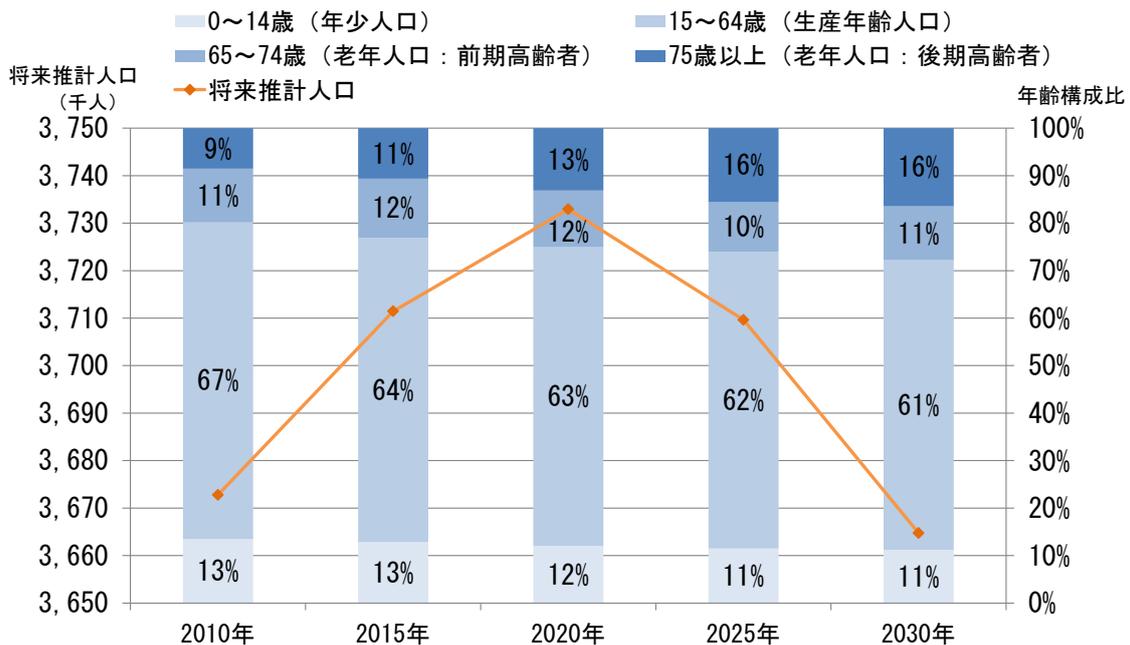
#### (1) 高齢者を取り巻く移動環境

本市の平成22(2010)年の総人口は367万人であり、65歳以上の高齢者人口は74万人、高齢化率は20.1%でしたが、平成42(2030)年には、総人口は366万人、高齢者人口は102万人、高齢化率は27.8%に達すると推計されています。

一般に、高齢になるにつれて徒歩での移動可能な範囲が狭くなり、自動車や自転車を自ら運転することが困難になるなど、身体機能の低下に伴って移動に関する様々な制約が増えていきます。

このような状況を踏まえて、超高齢社会の中にあっても高齢者がいきいきとした生活を営むために、自家用車に頼らなくても外出しやすく、安心して移動できる環境の整備が求められています。

☞ 対応する政策：政策目標1、2、3、9（第4章）



※2010年、2015年は実測値、2020年以降は、2015年を基準時点とする推計値に基づく。  
 ※構成比は、「年齢不詳を含まない総人口」に対する構成比

図 2-1 横浜市の将来推計人口推移と年齢構成

資料) 横浜市将来人口推計(平成29(2017)年)より横浜市作成

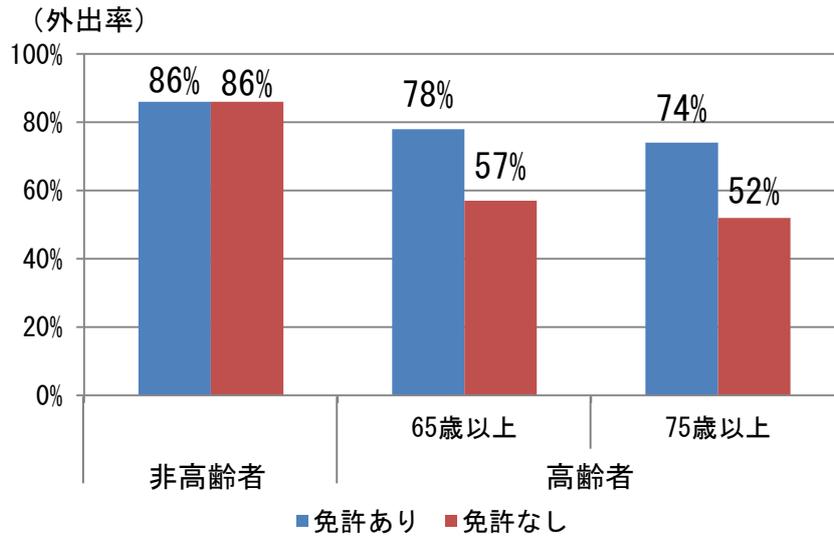


図 2-2 高齢非高齢別・免許有無別にみた外出率

資料) 国土交通省総合政策局 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 配布資料より横浜市作成

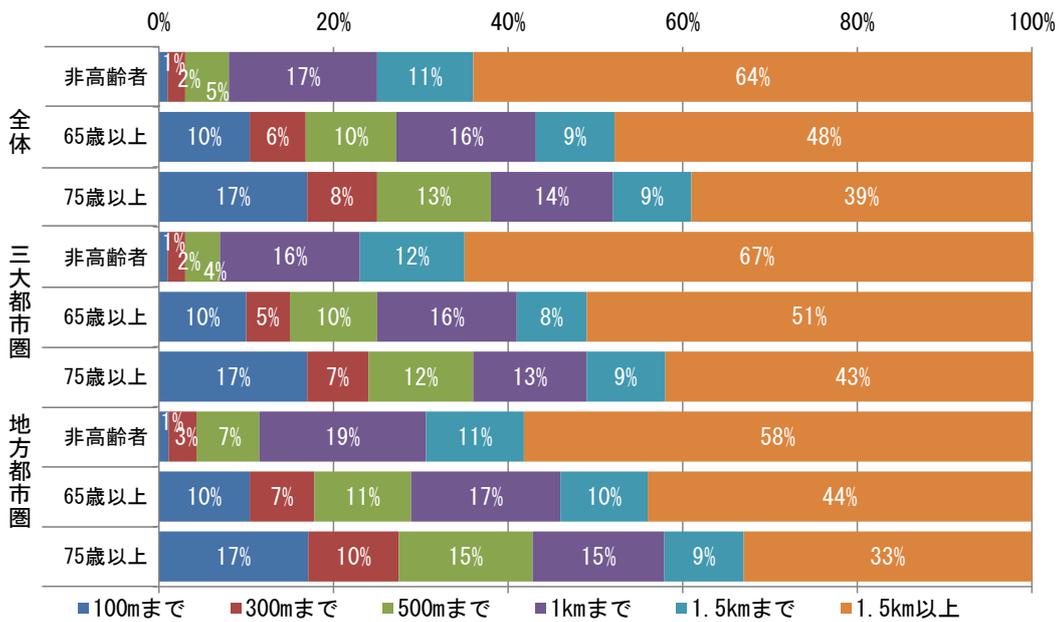


図 2-3 高齢非高齢別にみた無理なく休まずに歩ける距離

資料) 国土交通省総合政策局 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 配布資料より横浜市作成

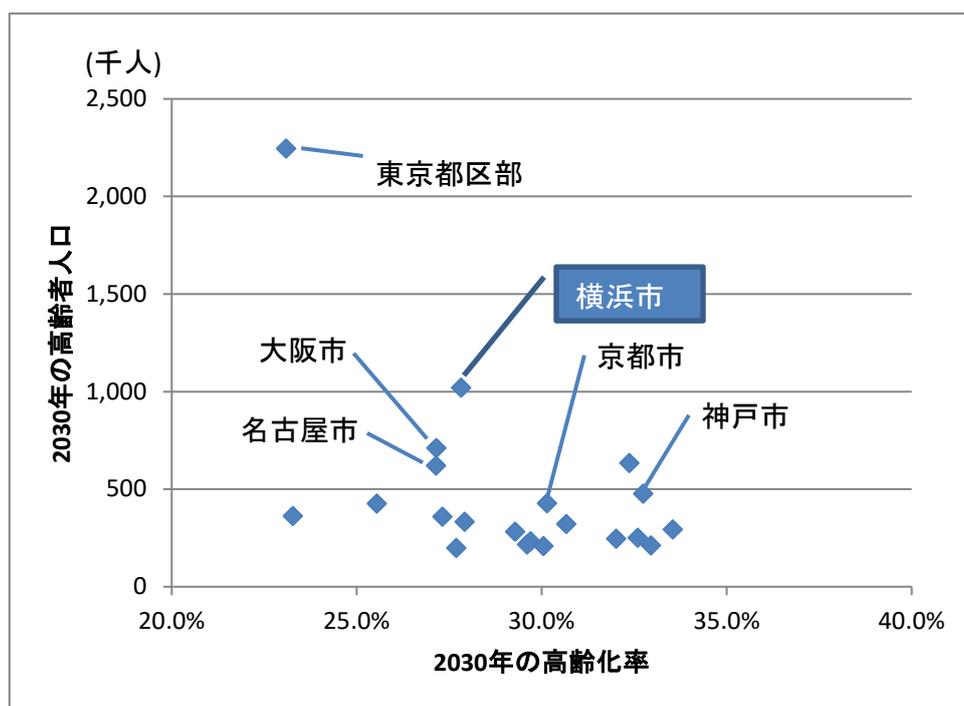
## (2) 人口構成の変化が公共交通サービスに与える影響

本市の生産年齢人口<sup>用語8</sup>は、既に減少傾向となり、平成 31 (2019) 年以降は、総人口も減少局面を迎える見込みとなっています。また、高齢者人口は今後増加し続け、近い将来 100 万人を超えると推計されています。

こうした状況から、長期的には、鉄道駅へと向かう朝夕の通勤や通学を目的とした移動需要が減少し、通院や買い物など駅とは異なる目的地への移動需要が増加していくと想定され、高齢者による多様な移動ニーズへの対応が求められます。

また、高齢化の進展に伴い、通勤・通学目的の需要が今後ますます減少することで、交通事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となり、減便や撤退など、地域の公共交通サービスの水準の低下が危惧されます。

👉 対応する政策：政策目標 1、3 (第4章)



※高齢化率 7%以上：高齢化社会  
14%以上：高齢社会  
21%以上：超高齢社会

図 2-4 平成 42 (2030) 年の高齢者人口及び高齢化率 (東京都区部、20 政令指定都市)

資料) 日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年 3 月推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

より横浜市作成

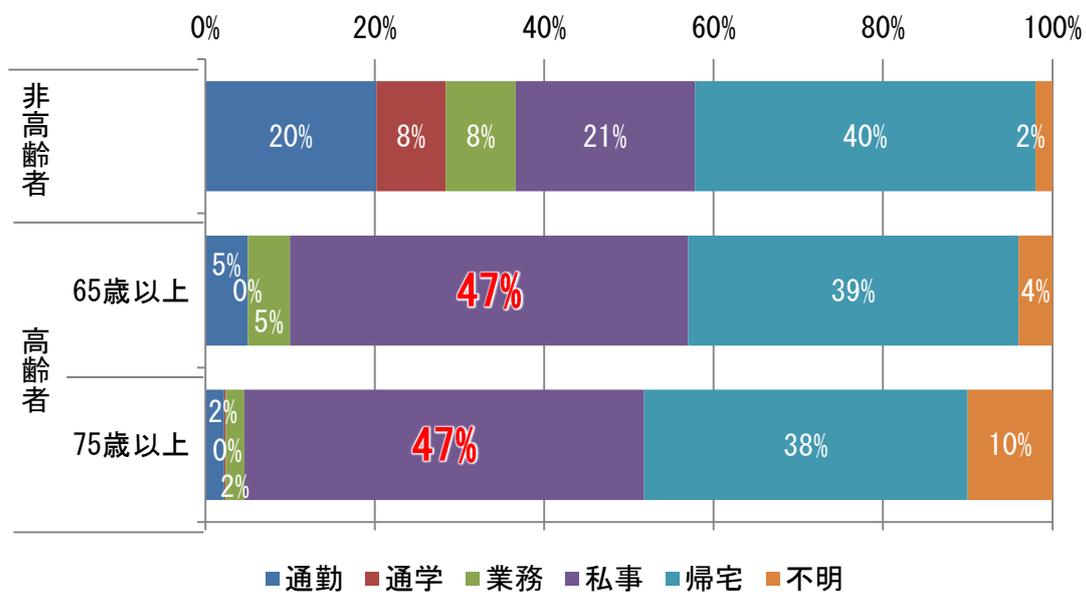


図 2-5 高齢者非高齢者別にみた外出目的構成

資料) 国土交通省総合政策局 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 配布資料より横浜市作成

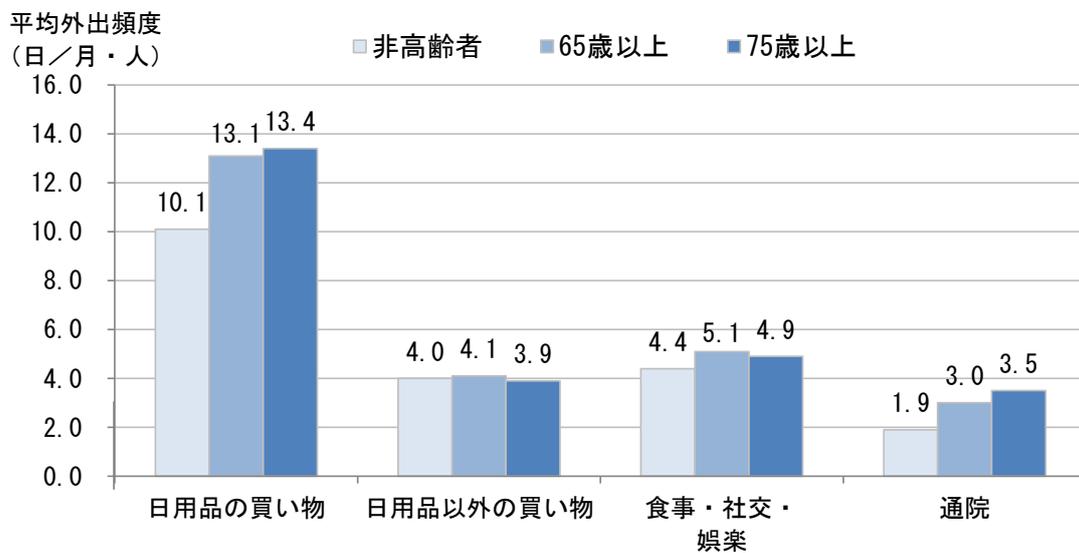


図 2-6 高齢者非高齢者別にみた私事目的の活動別平均外出頻度

資料) 国土交通省総合政策局 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 配布資料より横浜市作成

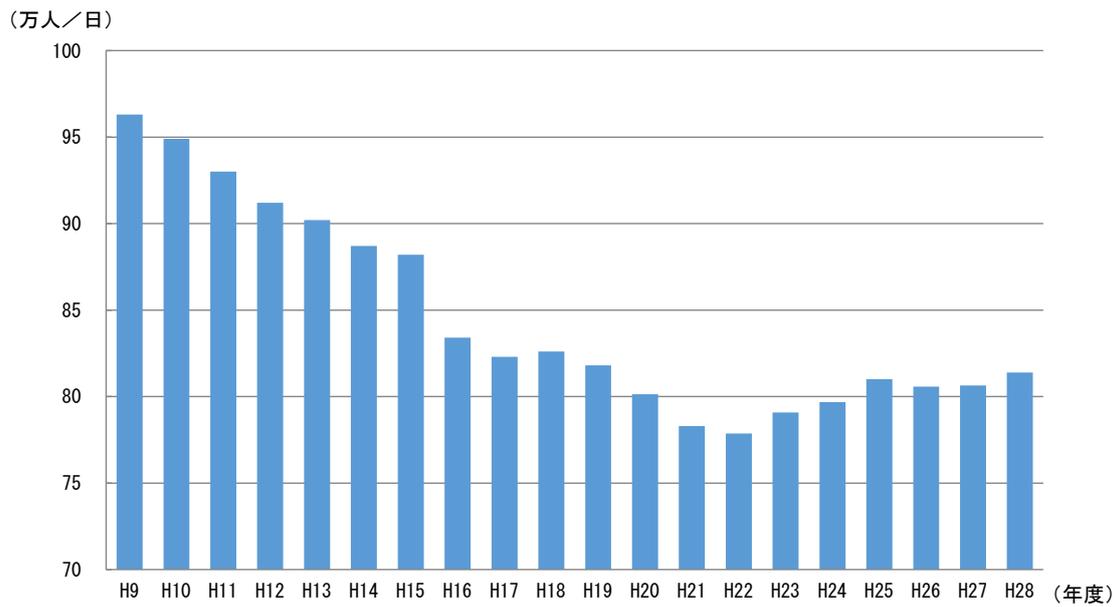


図 2-7 横浜市内の一日あたりバス乗車人員

資料) 横浜市統計ポータルサイトより横浜市作成

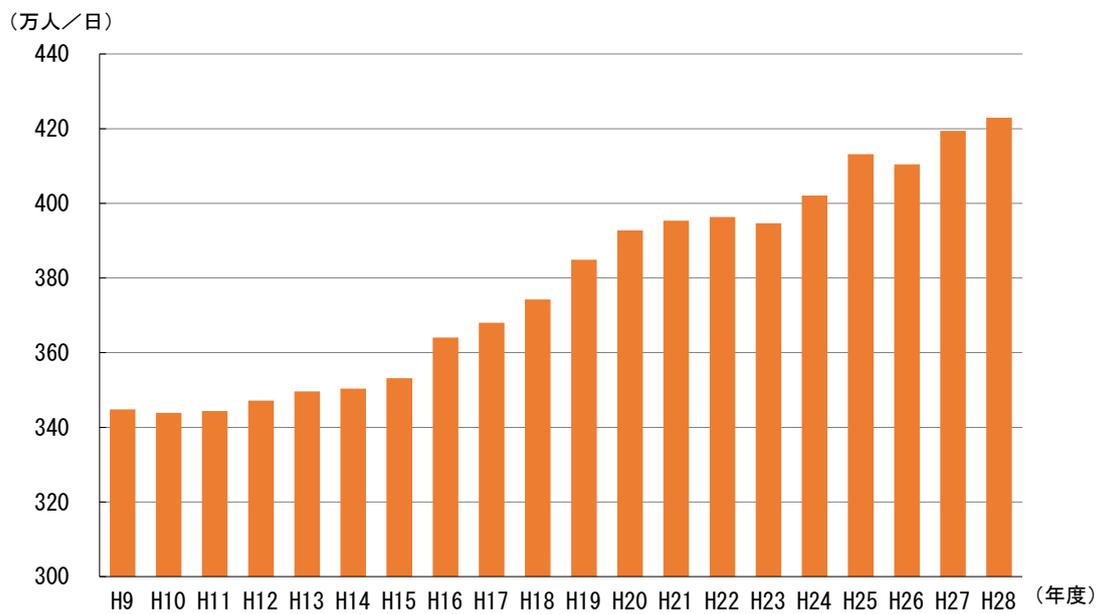


図 2-8 横浜市内の一日あたり鉄道乗車人員

資料) 横浜市統計ポータルサイトより横浜市作成

## 2 横浜の都市構造を踏まえた対応

### (1) 交通ネットワークの特性

本市の鉄道ネットワークは、東京都心方面への路線を中心に整備が進み、現在では、鉄道路線延長は約 308km、駅数は 157 駅を有しており、多くの駅でバリアフリー化<sup>用語9</sup>が進んでいます。また市内の都市計画道路<sup>用語10</sup>は、整備済み延長が約 465km、整備率は 68.5%と整備が遅れているため、100 箇所以上の渋滞箇所があります。

道路や駅前広場の整備とともに、鉄道駅を中心とした路線バスネットワークが構築されてきたことで、最寄り駅まで 15 分で到達できる人口の割合が約 9 割まで拡大していますが、エリアごとに運行頻度などのサービスの水準に差が生じています。

このため、370 万人を超える市民の移動を支えるための最も重要な交通インフラ<sup>用語11</sup>である鉄道や道路のネットワークの整備を進めていくとともに、エリアに合った交通サービスの提供により、一人ひとりの多種多様な移動需要に対応した交通サービスが求められています。

👉 対応する政策：政策目標 4、5（第 4 章）

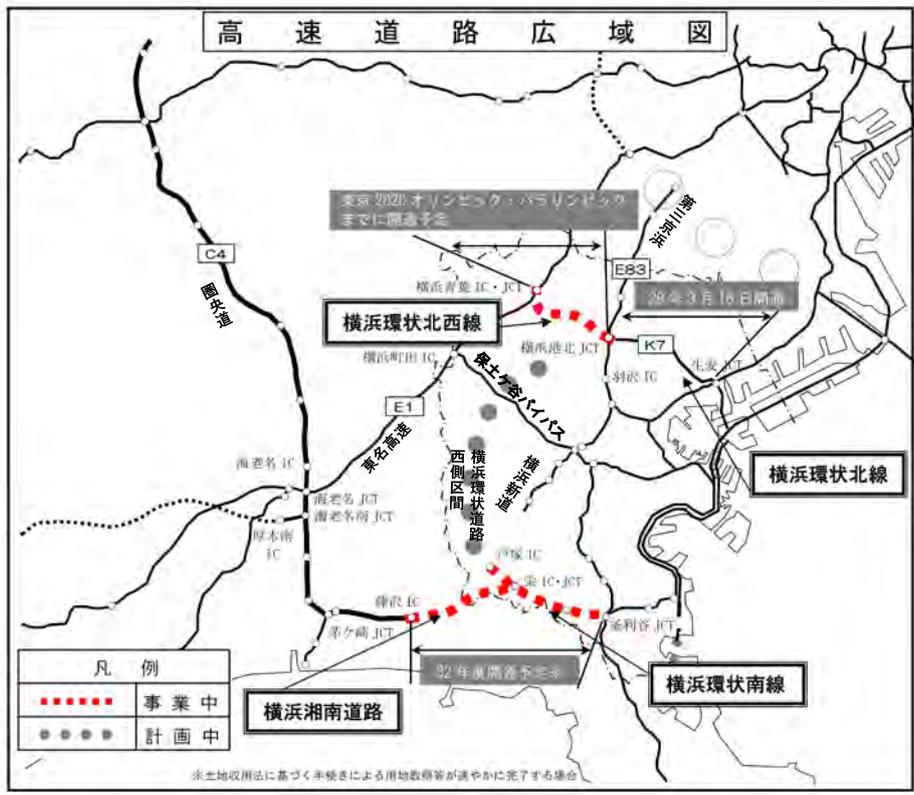


図 2-9 横浜市高速道路広域図（平成 30（2018）年 4 月 1 日時点）

資料）横浜市道路局資料

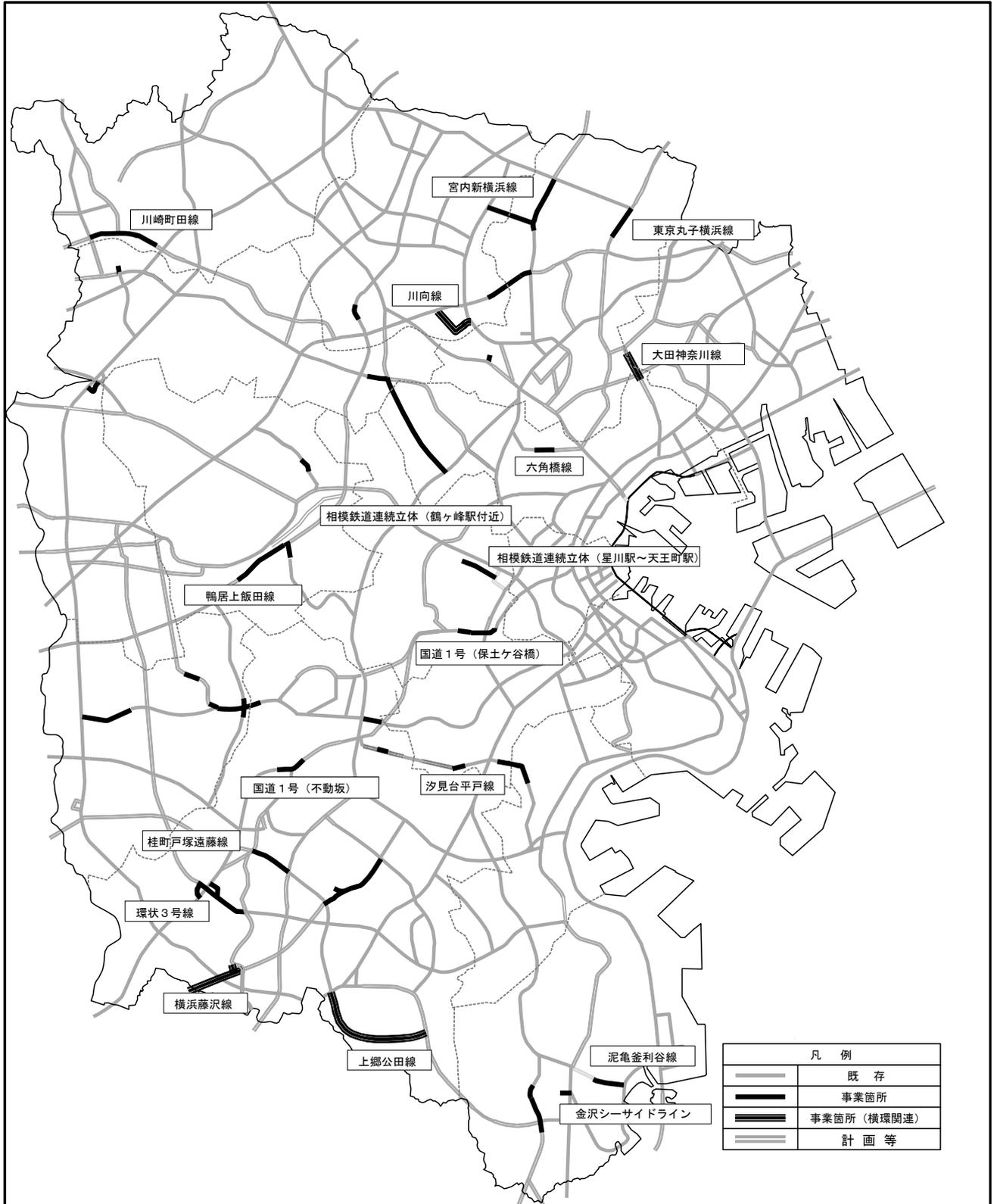
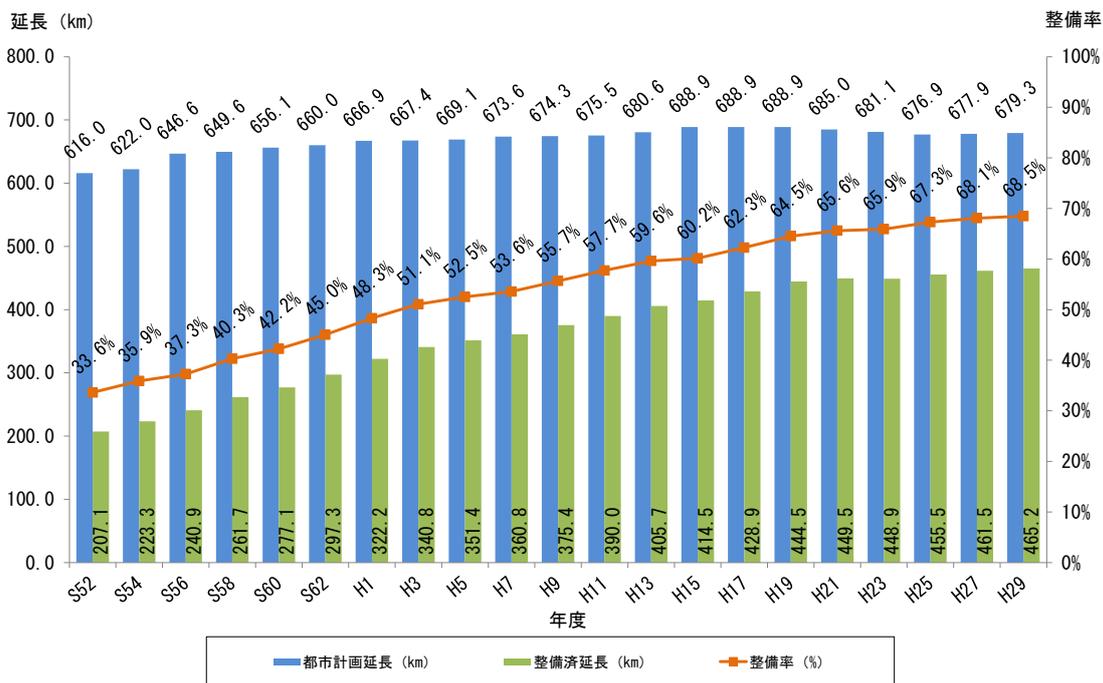


図 2-10 横浜市内の幹線道路網図 (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日時点)

資料) 横浜市道路局資料



平成 29 (2017) 年度 自動車専用道路・新交通システムを除く

図 2-1 1 横浜市の都市計画道路の整備状況の推移

資料) 横浜市道路局資料

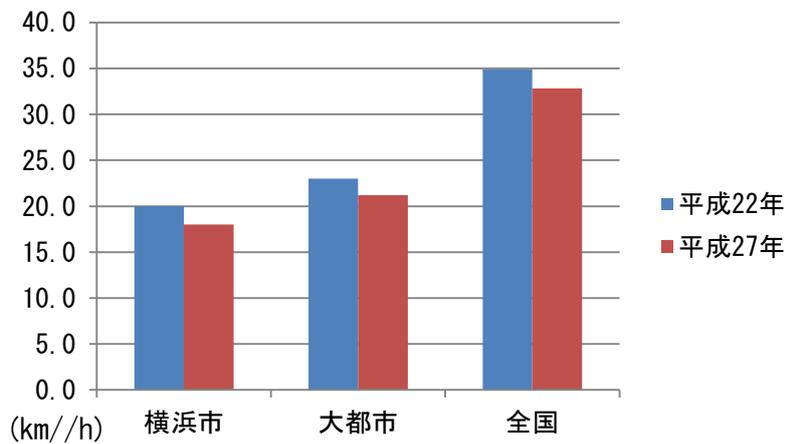


図 2-1 2 混雑時平均旅行速度<sup>用語 12</sup> (平成 22 (2010) 年、平成 27 (2015) 年)

資料) 道路交通センサ調査結果より横浜市作成



※交通政策審議会第198号答申路線  
 交通政策審議会とは、国土交通省において設置されている、交通政策に関する審議会のこと。  
 第198号答申路線は、交通政策審議会の小委員会の一つである、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会」において審議され、平成28年4月の答申により位置づけられた構想路線。

図 2-13 市内鉄道ネットワークの整備と構想路線

資料) 横浜市都市整備局資料

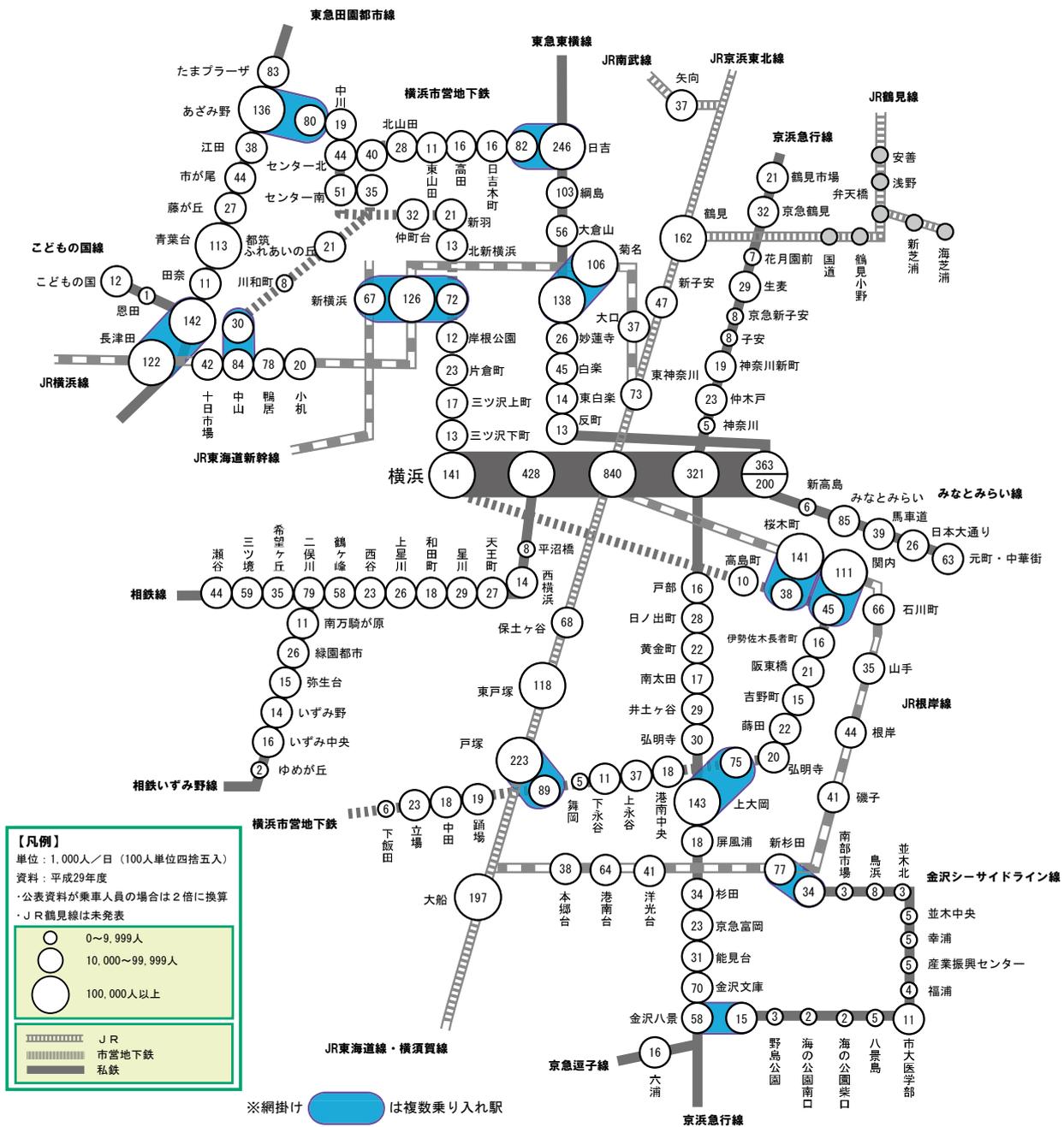


図 2-14 市内駅別乗降客数

資料) 横浜市統計ポータルサイトより横浜市作成

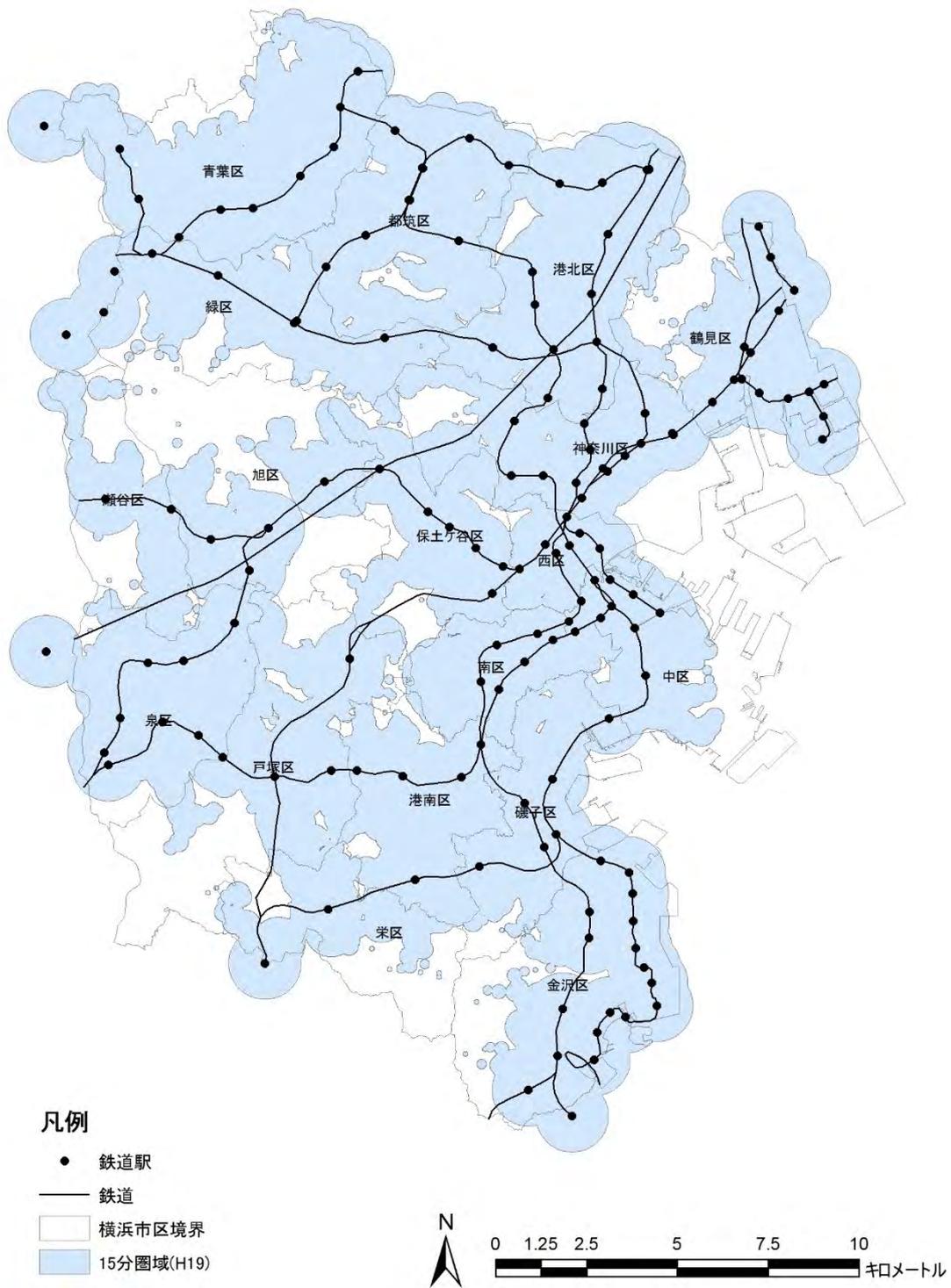


図 2-15 最寄駅まで15分の交通体系圏域（平成20（2008）年）

資料) 横浜市道路局資料

## (2) 地形・地理的な特性

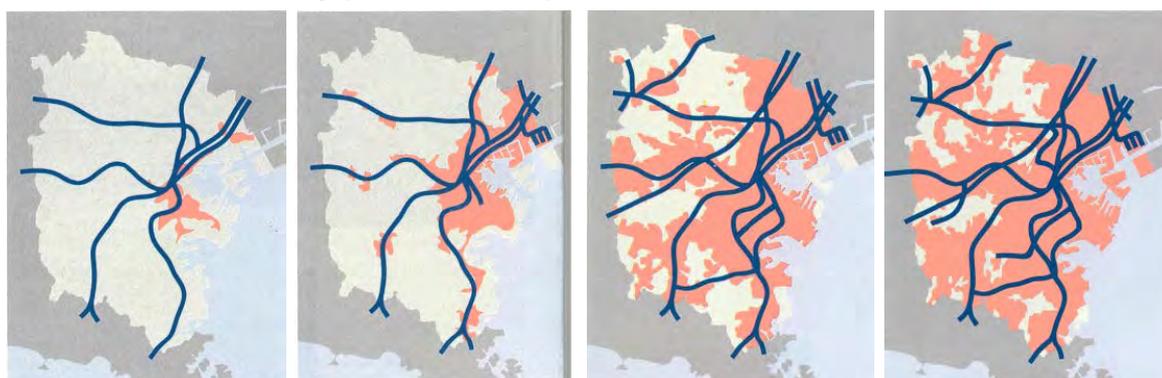
戦後の復興を遂げていく中で、東京都心部を中心とした放射状の交通ネットワークの形成とともに、住宅需要が急激に高まりました。その結果、市街地が無秩序に拡大するスプロール化<sup>用語 13</sup>が進み、計画的な都市基盤の整備が追い付かない状況になりました。また、丘陵地や高台への住宅立地が進んだことにより、郊外部の住宅地では坂道や階段などの高低差のある街が形成されてきました。

そのような地域の多くは、高齢化の進展が顕著となっており、徒歩による移動にも多くの制約が伴う市民が増加するため、生活を営む上での交通サービスがますます必要な状況となっています。

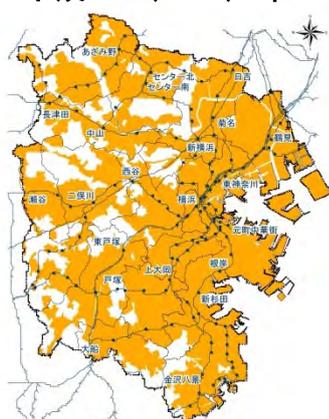
駅を中心としたコンパクトな市街地の形成に向けた都市づくりを進める一方で、横浜の地理的な特性を踏まえたきめ細かい対応が求められます。

☞ 対応する政策：政策目標 1、4（第4章）

昭和 7 (1932) 年    昭和 35 (1960) 年    昭和 50 (1975) 年    昭和 60 (1985) 年



平成 27 (2015) 年



凡例 (2015 年以外)

■ DID 地区  
— 鉄道路線

凡例 (2015)

■ 市街化区域  
● 鉄道・駅

※DID とは、人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略であり、(1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域として、(2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区 (原則として人口密度が  $1 \text{ km}^2$  当たり 4,000 人以上) が隣接し、(3) それらの地域の人口が 5,000 人以上を有する地区のこと。

※市街化区域とは、すでに、市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。おおむね 6~7 年ごとに全市的な見直しを行う。

図 2-16 鉄道路線網と市街地の変遷

資料) 横浜市都市整備局資料

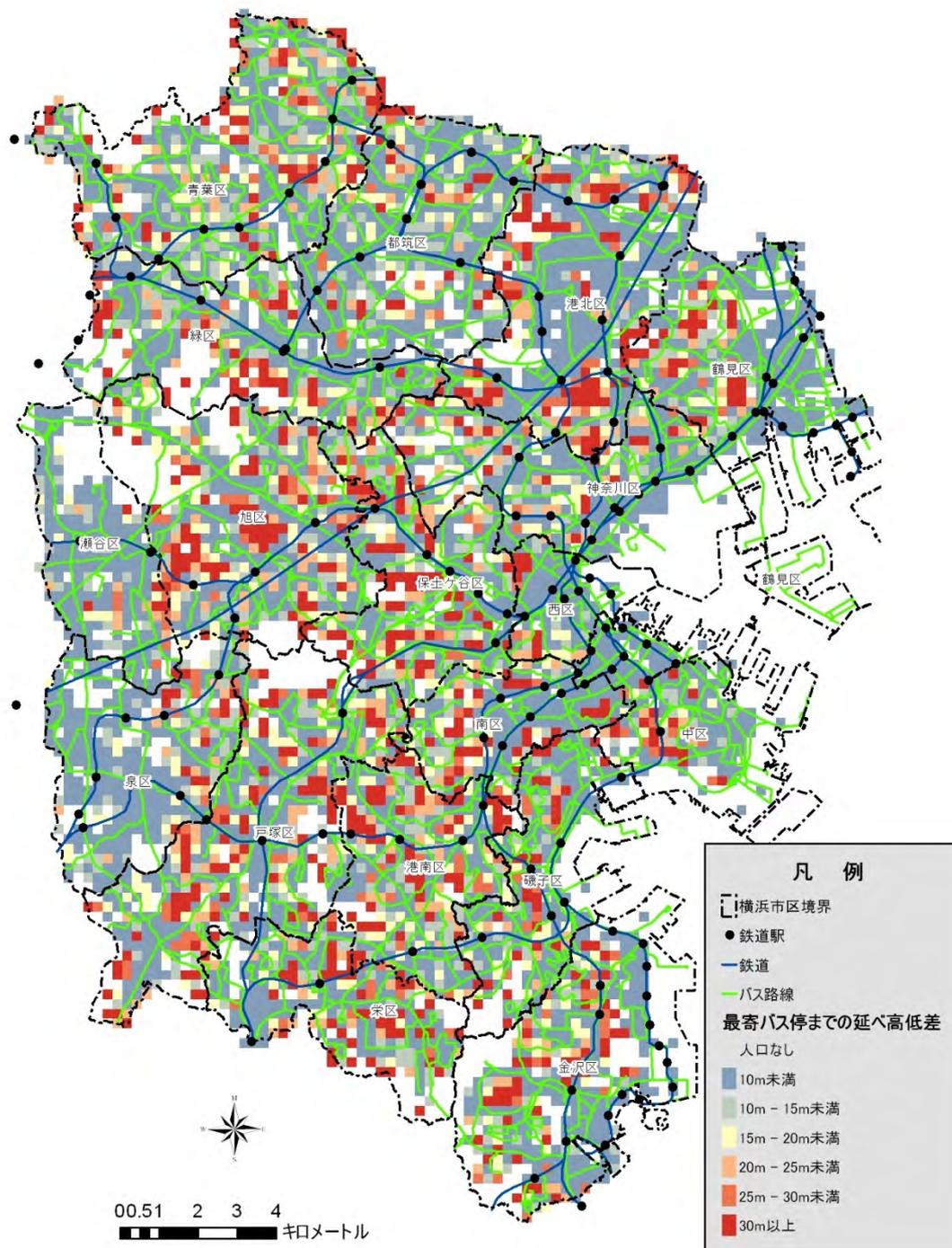
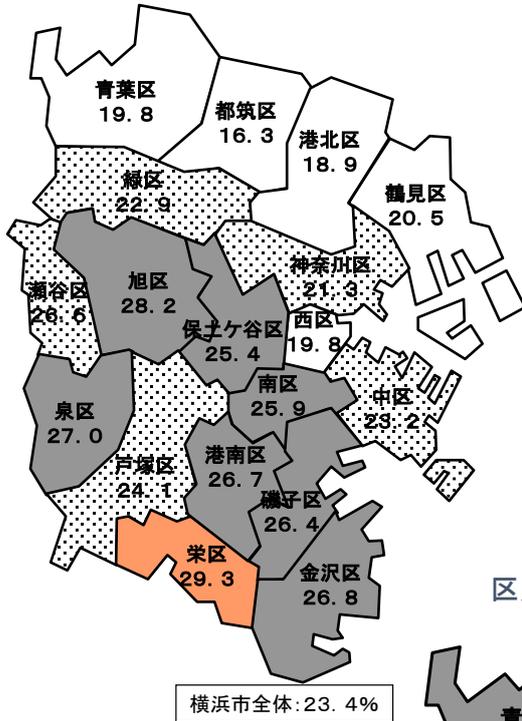


図 2-17 最寄バス停までの「延べ高低差」

※最寄バス停までの延べ高低差＝出発地から最寄バス停までに通過するメッシュごとの標高差の差分の絶対値。

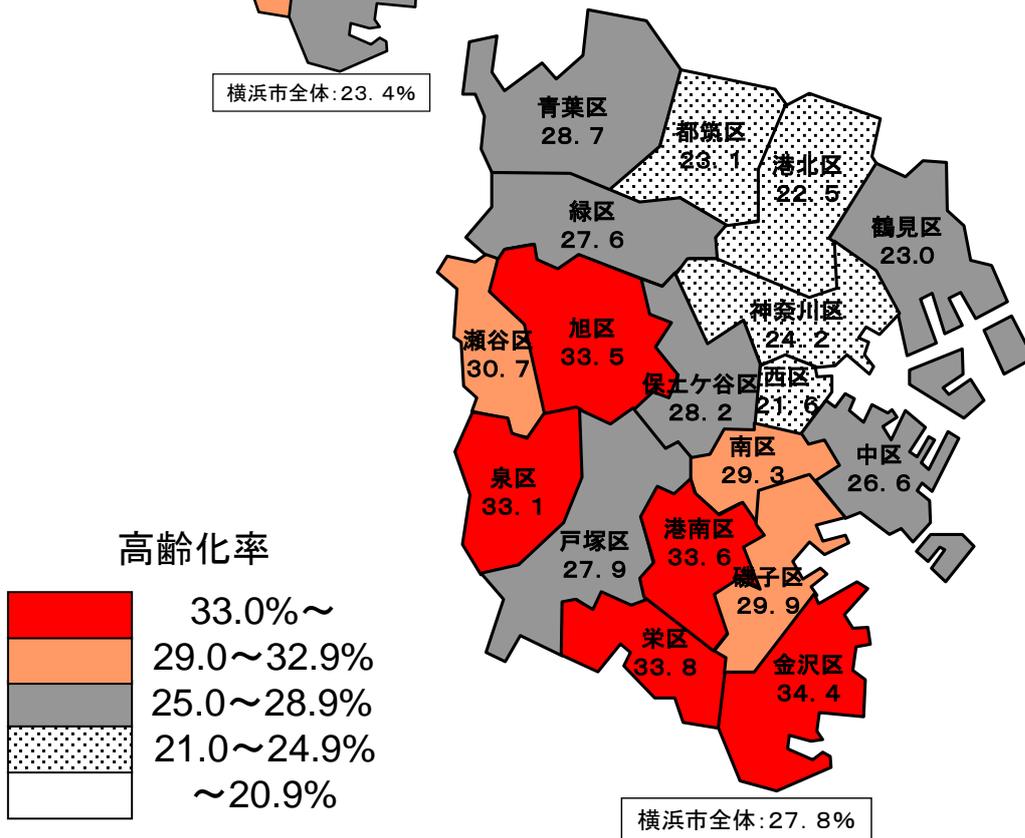
資料) 横浜市道路局資料

区別の高齢化率(平成 27(2015)年)



15年経過

区別の高齢化率(平成 42年(2030年)推計値)



高齢化率

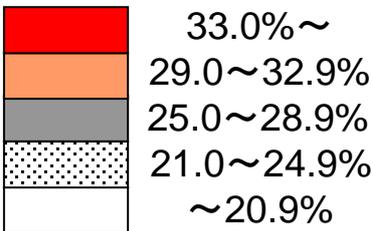


図 2-18 区別高齢化率の推移

資料) 横浜市将来人口推計(平成 29(2017)年)より横浜市作成

### 3 グローバル化<sup>用語 14</sup>の進展や都市間競争への対応

#### (1) 広域的な人の移動の変化

国際空港や客船ターミナル、高速鉄道などのインフラが整備され、情報通信技術が飛躍的に向上したことなどにより、ビジネスや文化・観光などあらゆる分野で国際的な人の移動が活発になっています。我が国へは、アジア地域の経済発展、羽田空港の国際化、観光ビザの緩和などにより、訪日外国人が年々増加しており、今後も増加が見込まれています。

本市もこうした流れを受けて、横浜が人や企業に選ばれる都市となり、持続的な都市の成長につなげていくためには、国内外のあらゆる人々にとって、わかりやすく快適に移動できる交通環境を整え、グローバル化の進展や都市間競争への対応を進めていく必要があります。

☞ 対応する政策：政策目標4、5、6（第4章）

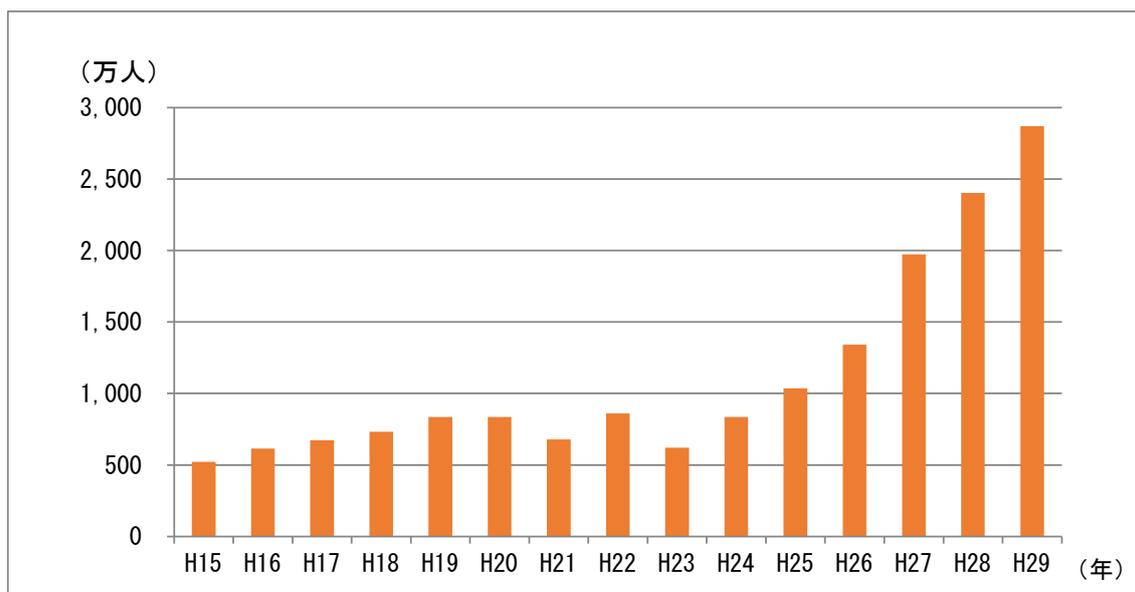


図 2-19 我が国の訪日外国人数

資料) 日本政府観光局 (JNTO) 資料

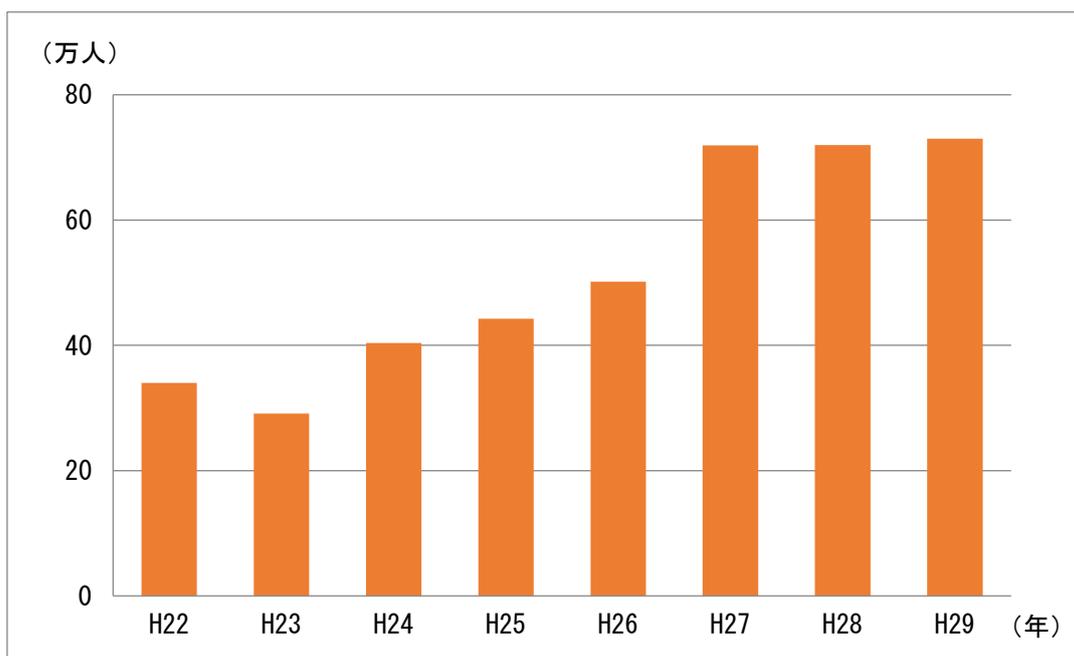


図 2-20 横浜市内外国人延泊者数年別推移

資料) 観光庁 宿泊旅行統計調査より横浜市作成

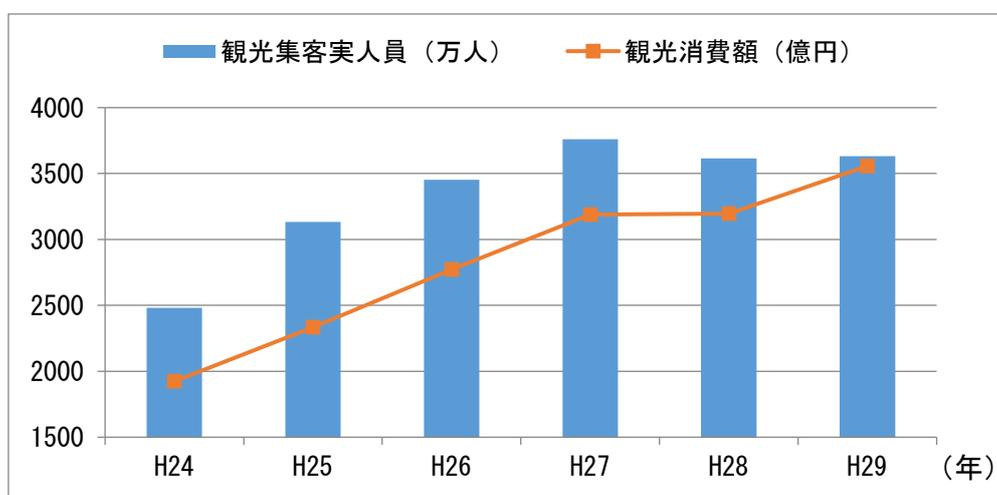


図 2-21 横浜市における「観光集客実人員」および「観光消費額」の推移

資料) 横浜市文化観光局資料

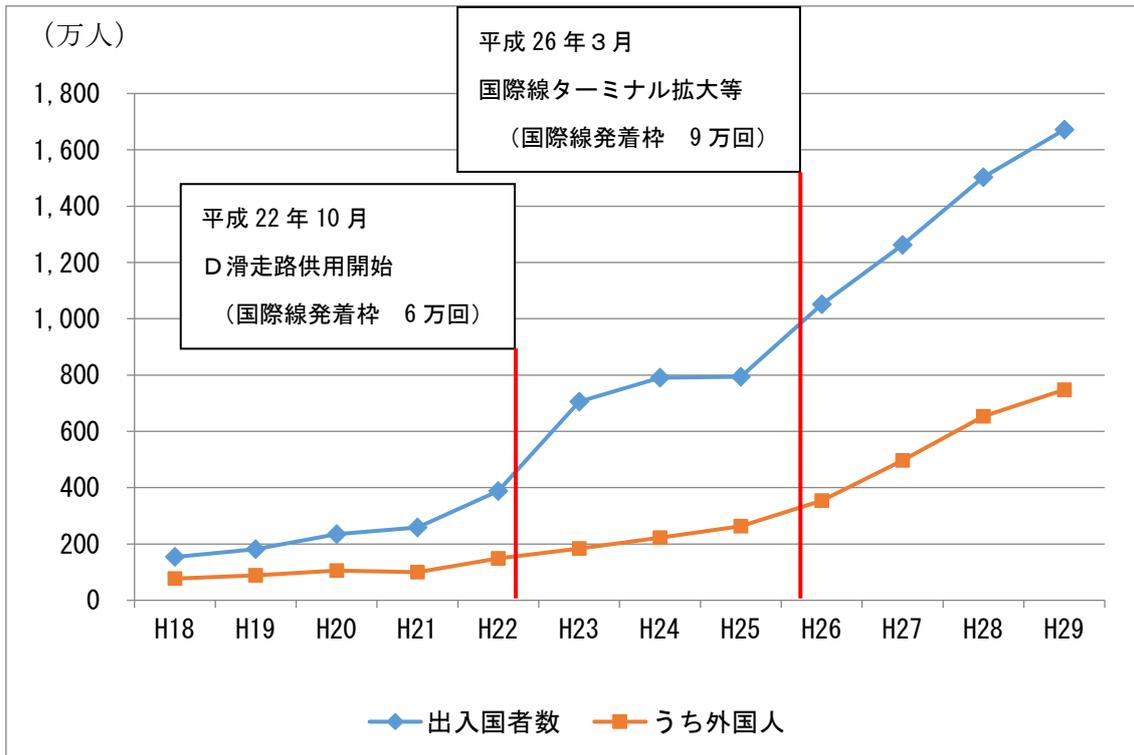


図 2-22 東京国際空港（羽田空港）の出入国者数の推移

資料) 法務局出入国管理統計より横浜市作成

表 2-1 外国船社及び日本船社が運行するクルーズ船の寄港回数

順位	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数	港湾名	回数
1	横浜	122	横浜	119	横浜	142	横浜	152	横浜	146	博多	259	博多	328	博多	326
2	神戸	103	神戸	107	博多	112	神戸	101	博多	115	長崎	131	長崎	197	長崎	267
3	博多	84	博多	55	神戸	110	石垣	65	神戸	100	横浜	125	那覇	193	那覇	224
4	長崎	54	那覇	53	長崎	73	那覇	56	那覇	80	那覇	115	横浜	127	横浜	178
5	鹿児島	52	石垣	49	那覇	67	東京	42	長崎	75	神戸	97	神戸	104	石垣	132
6	那覇	52	名古屋	28	石垣	52	長崎	39	石垣	73	石垣	84	石垣	95	平良	130
7	石垣	47	宮之浦	23	名古屋	43	博多	38	小樽	41	鹿児島	53	平良	86	神戸	117
8	名古屋	27	長崎	21	別府 【大分県】	34	名古屋	35	函館	36	佐世保	36	鹿児島	83	鹿児島	108
9	宮之浦	25	広島	19	鹿児島	34	二見 【東京都】	29	鹿児島	33	名古屋	34	佐世保	64	佐世保	84
10	東京	22	鹿児島	18	大阪	33	広島	26	名古屋	30	広島	32	広島	47	八代	66
	広島	22														
	その他	319	その他	316	その他	405	その他	418	その他	475	その他	488	その他	693	その他	1133
	合計	929	合計	808	合計	1105	合計	1001	合計	1204	合計	1454	合計	2017	合計	2765

資料) 国土交通省港湾局資料

## (2) 横浜の活力をけん引する都心臨海部

都心臨海部は、横浜開港の地であり、現在でも数多くの市民や観光客が訪れる横浜を象徴するエリアです。業務・商業など横浜経済の中心を担うエリアでもあり、横浜全体の発展をけん引する役割を担っています。また、交通アクセス面では、日本有数の一大ターミナル駅である横浜駅を有し、国際線の増便が進む羽田空港には30分以内で、東海道新幹線新横浜駅には15分以内でアクセス可能であるなど、都心臨海部は広域的な交通アクセスに非常に恵まれた立地環境となっています。

このような状況の中で、都心臨海部が、国内外からの人や企業に選ばれ、引き続き横浜を代表するエリアとして将来にわたり発展していくには、人々が都心臨海部全体を快適に行き交う回遊性<sup>用語 15</sup>の高い移動環境の創出が求められています。

☞ 対応する政策：政策目標6（第4章）



図 2-23 都心臨海部の概ねの位置

資料) 横浜市都市整備局資料 横浜市都心臨海部再生マスタープランより

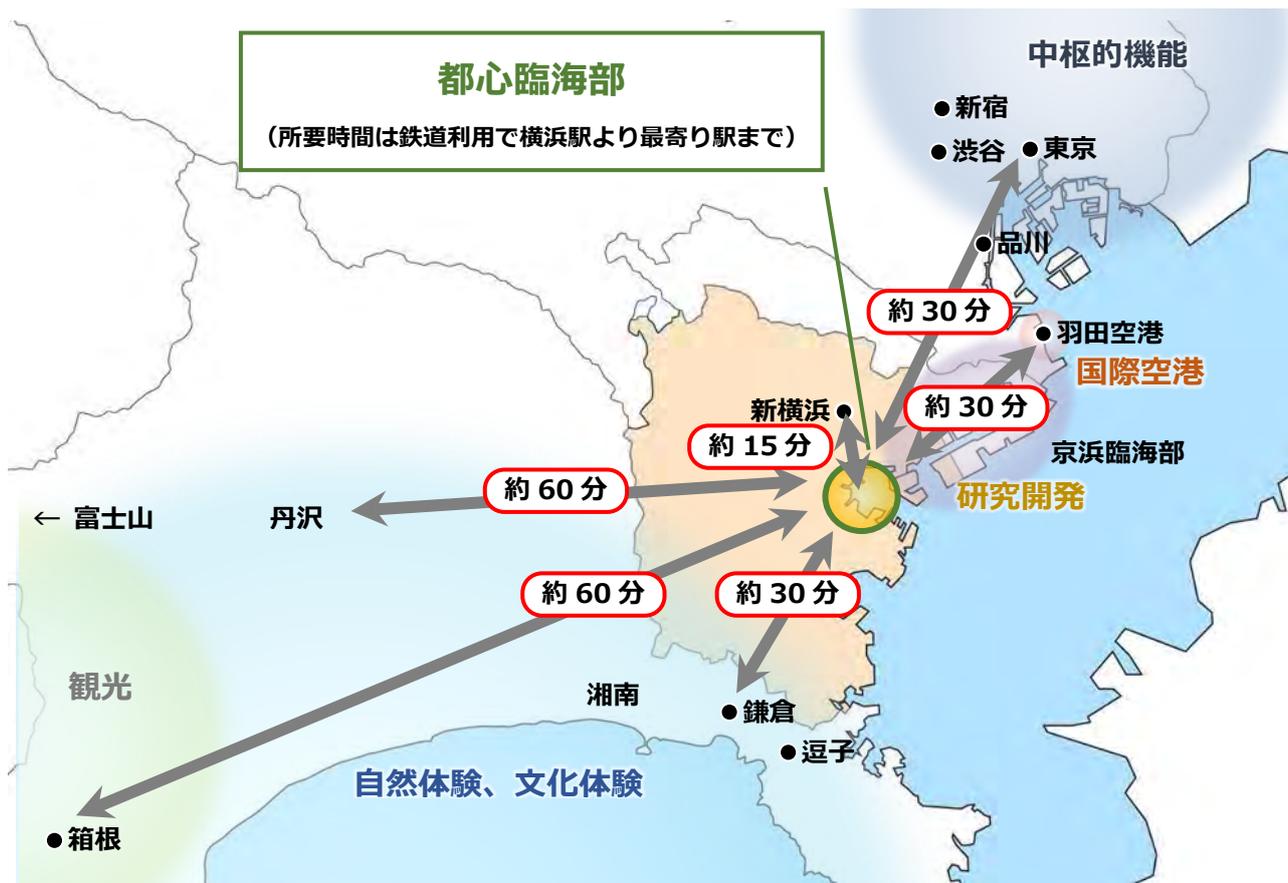


図 2-2 4 都心臨海部の立地

資料) 横浜市都市整備局資料 横浜市都心臨海部再生マスタープランより

表 2-2 都心臨海部及び横浜市の統計データ

	都心臨海部	概ね過去 10年間の推移 (都心臨海部)	横浜市	都心臨海部が 占める割合 (都心臨海部/横浜 市)
面積	約 942ha	—	約 43,738ha	約 2.2%
人口 *1	約 11 万人	約 3 万人 増	約 370 万人	約 3.0%
人口密度	約 117 人/ha	約 1.4 倍 増	約 85 人/ha	約 1.4 倍
世帯数 *1	約 7 万世帯	約 2 万世帯 増	約 170 万世帯	約 4.1%
外国人人口 *2	約 7 千人	約 500 人 増	約 53 千人	約 13.2%
事業所数 *3	約 1 万 8 千社	約 600 社 増	約 12 万 3 千 社	約 14.6%
従業員数 *3	約 35 万人	約 7 万人 増	約 155 万人	約 22.6%
年間商品販売額 *4	約 3.0 兆円	約 1.1 兆円 減	約 9.8 兆円	約 30.6%
売場面積 *4	約 53 万㎡	約 11 万㎡ 増	約 288 万㎡	約 18.4%

※ 1 : 横浜市住民基本台帳 (平成 15 年 1 月 31 日、平成 25 年 1 月 31 日) より

※ 2 : 国勢調査 (平成 12 年、平成 22 年) より

※ 3 : 事業所・企業統計調査 (平成 13 年)、経済センサス基礎調査 (平成 21 年) より

※ 4 : 経済産業省 商業統計調査 (平成 9 年、平成 19 年) より

資料) 横浜市都市整備局資料 横浜市都心臨海部再生マスタープランより

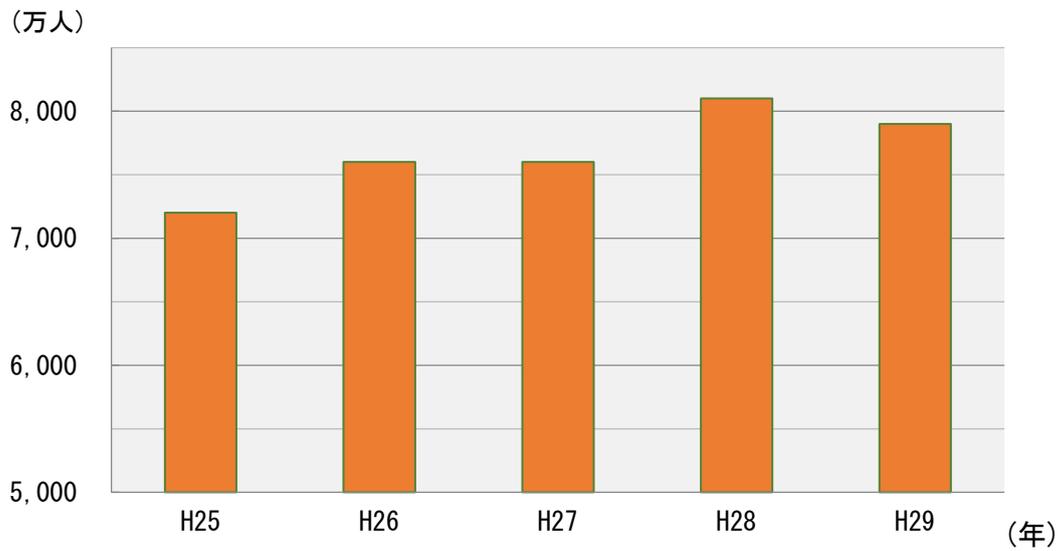


図 2-2 5 みなとみらい 2 1 地区の年間来街者数の推移

資料) 横浜市都市整備局資料

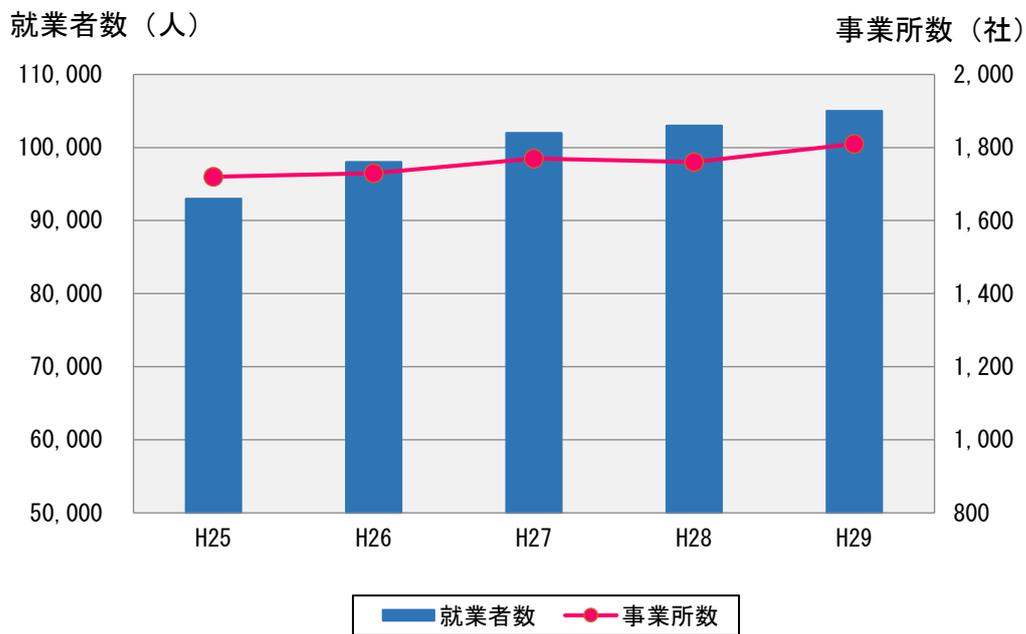


図 2-2 6 みなとみらい 2 1 地区の就業者数及び事業所数の推移

資料) 横浜市都市整備局資料

## 4 防災・減災対策や安全・安心に関する社会的要請への対応

### (1) 防災・減災への意識の高まり

東日本大震災を契機として、道路や鉄道といった交通インフラは、円滑な救助・救援、緊急物資の輸送などの復旧活動において重要な役割を担うことが再認識されました。また、特に大都市では、震災直後の鉄道の運休や道路渋滞が原因で多くの帰宅困難者が発生しました。震災時における交通機能の早期回復は人命に関わる非常に重要な問題であり、交通分野における防災・減災対策に対する社会的要請が高まっています。

このため、大規模な地震発生時に道路や鉄道の機能が長期にわたり麻痺しないよう、道路構造物や駅施設の耐震化といったハード面の対策に加えて、発災時における適切な情報発信や誘導、一時避難場所等の確保などソフト面の対策について交通事業者と行政が連携して対応することが求められています。

☞ 対応する政策：政策目標8（第4章）

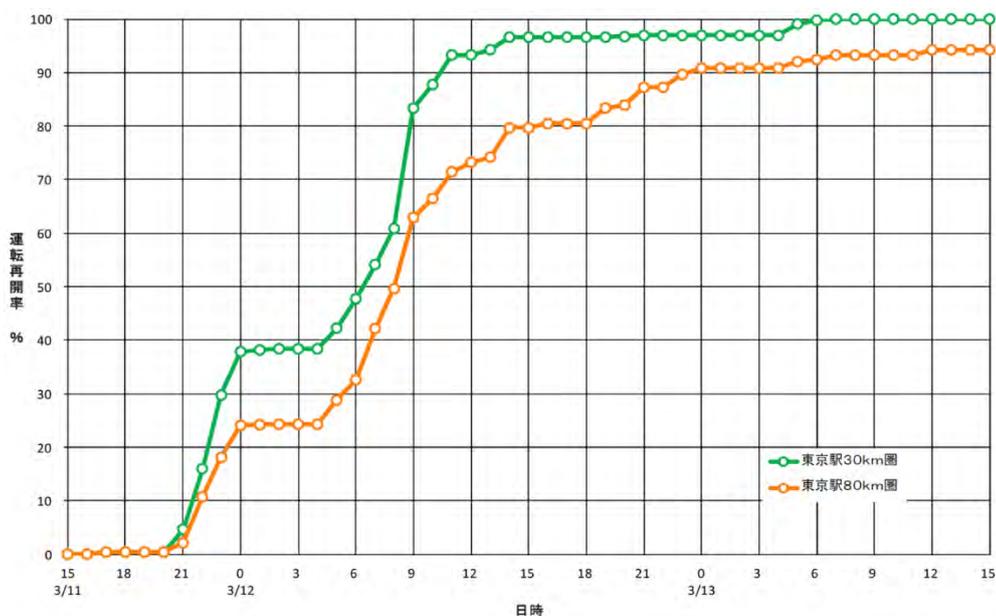


図 2-27 東日本大震災後の首都圏鉄道運転再開率(東京駅 30km 圏・80km 圏)

資料) 国土交通省 大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会報告書より



図 2-28 東日本大震災後の市内の被害状況

資料) 横浜市道路局資料

## (2) 交通インフラの老朽化

日常生活を支える交通インフラの多くは、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されており、老朽化による経年変化や疲労等に伴う損傷により、崩落などの重大な事故が発生することが懸念されています。

交通インフラが将来にわたり健全に機能し続けるためには、長期的な視点で計画的に補修・補強・更新を進めることが重要です。

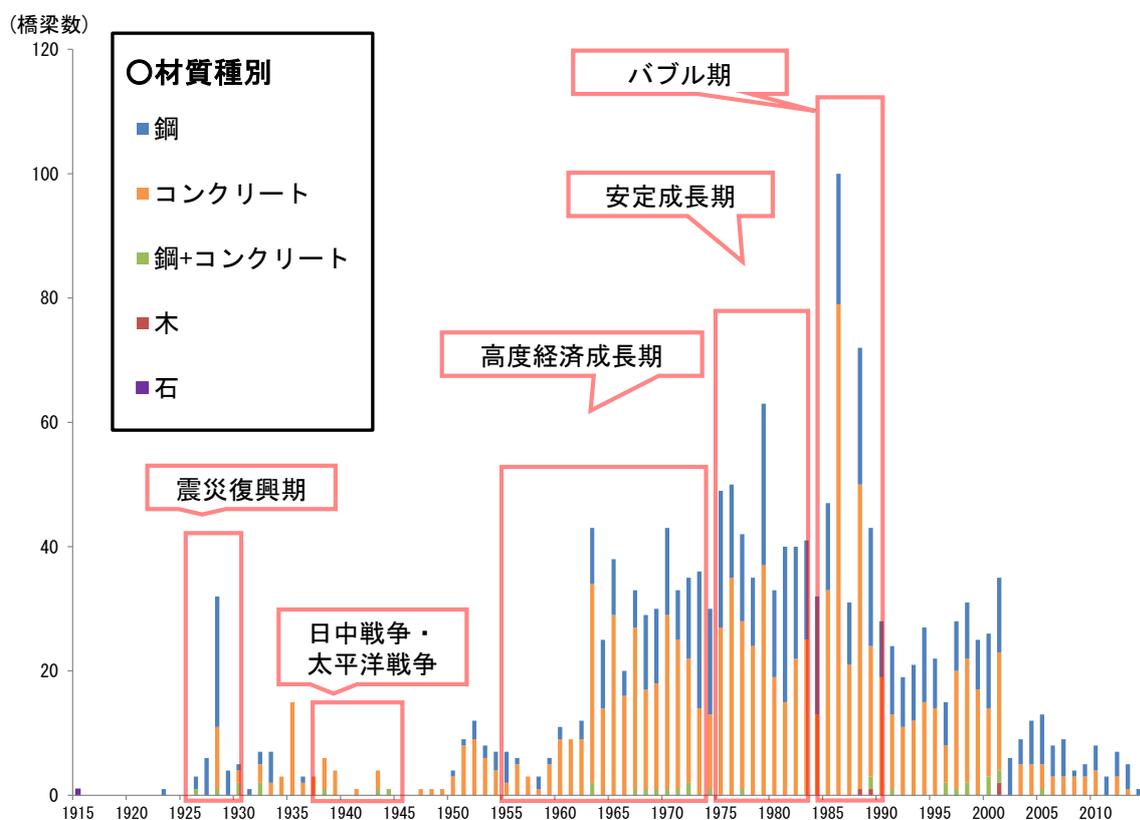


図 2-29 横浜市管理橋梁の竣工年・材質種別の橋梁数

資料) 横浜市道路局資料

### (3) 交通事故の防止の必要性

本市での自動車事故による死亡者数は、多様な関係者による様々な取組を通じて、平成元（1989）年の189人から、平成28（2016）年には49人まで減少しました。一方で、死亡事故のうち、高齢者ドライバーが加害者となる事故の割合が増加傾向にあります。また、通学路で児童が被害者となる交通事故や、視覚障害者の駅ホームからの転落事故といった痛ましい事故が報道され、関係する各主体による早期の対策が社会的な要請となっています。

高齢者や障害者、子どもが安心して移動できる環境の整備はもとより、交通事故の加害者にならないためのハード・ソフト両面からの対策が喫緊の課題となっています。

👉 対応する政策：政策目標1、9（第4章）

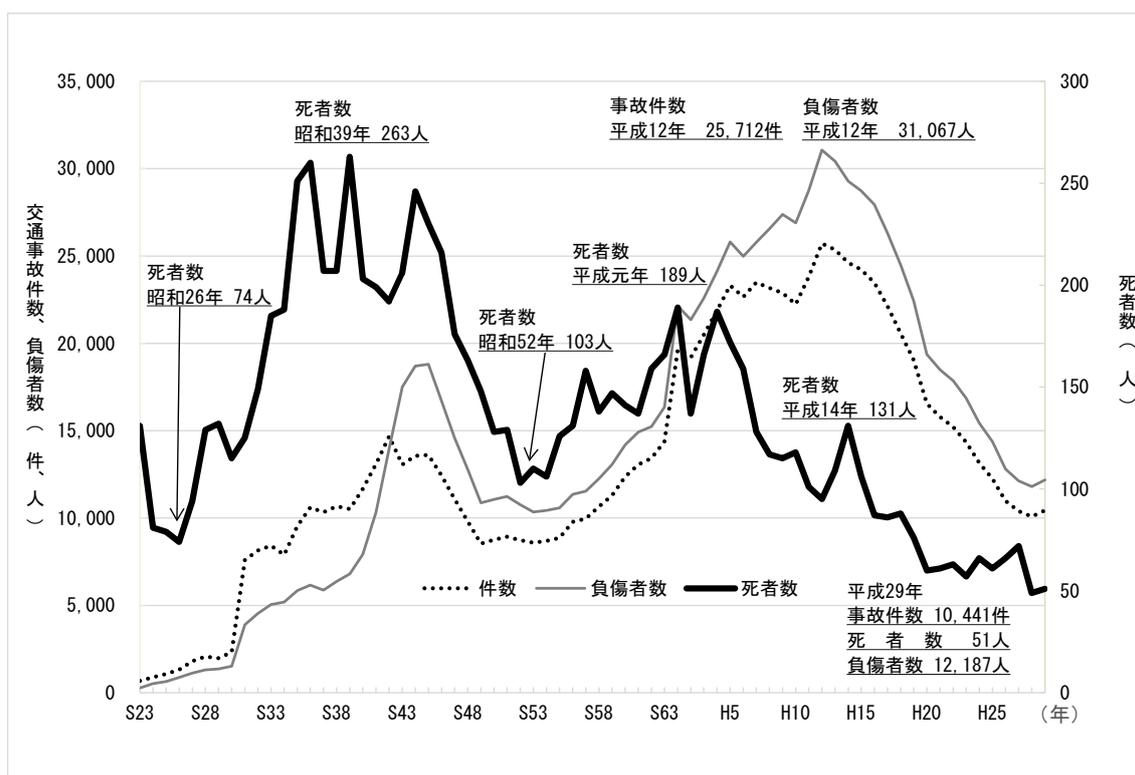


図 2-30 横浜市内の交通事故件数、負傷者数、死者数の推移

資料) 横浜市交通安全対策会議 第10次横浜市交通安全計画(平成28年度~平成32年度)より

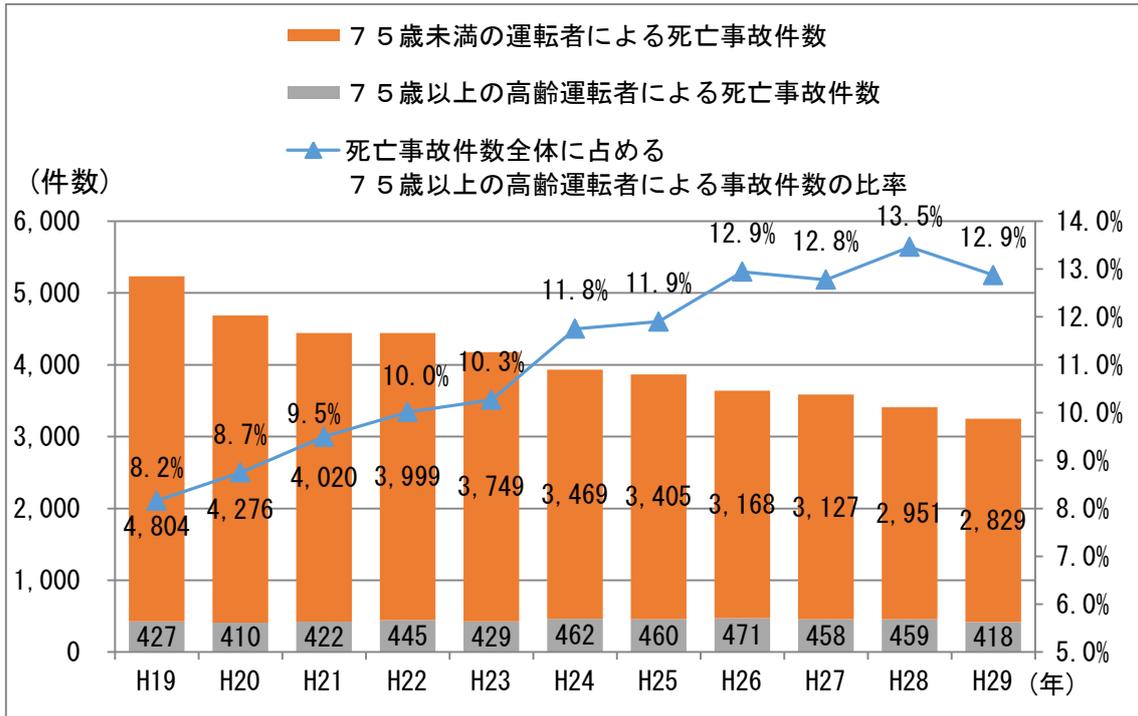


図 2-3 1 我が国の死亡事故件数の推移と75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比

資料) 警察庁「交通事故統計」より横浜市作成

## 5 地球温暖化や地域環境への対応

### (1) 地球温暖化対策の必要性

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>用語 16</sup>では「気候システムの温暖化については疑う余地がない」と結論付けられるとともに、平成 27（2015）年に温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、世界的に地球温暖化対策が求められています。

本市の温室効果ガス排出量全体の約 20%を運輸部門が占めており、そのうちマイカーが全体の排出量の半分を占めています。

このため、環境負荷<sup>用語 17</sup>の少ない自動車の普及及び使用の促進や自動車から環境負荷の少ない公共交通機関への誘導、過度にマイカーへ依存しないライフスタイルやワークスタイルの実現を官民一体となって推進していく必要があります。

また、今後の次世代自動車<sup>用語 18</sup>の急激な普及や技術革新を見据えた対応をしていくことも重要です。

👉 対応する政策：政策目標 7（第 4 章）

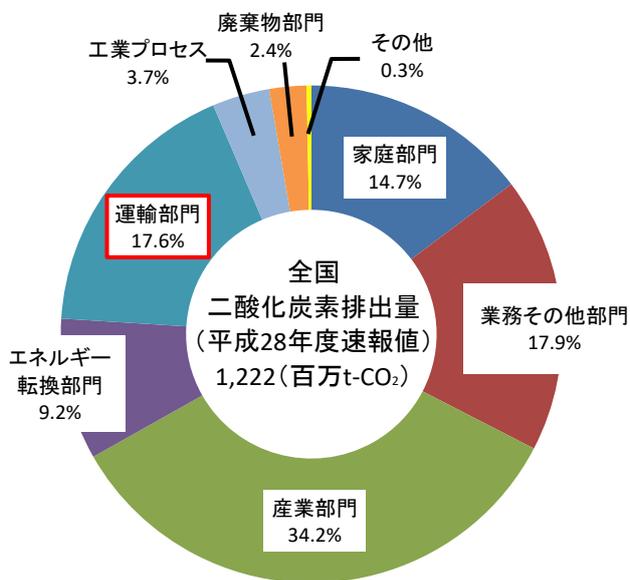


図 2-3 2 全国の CO<sub>2</sub>排出量の内訳

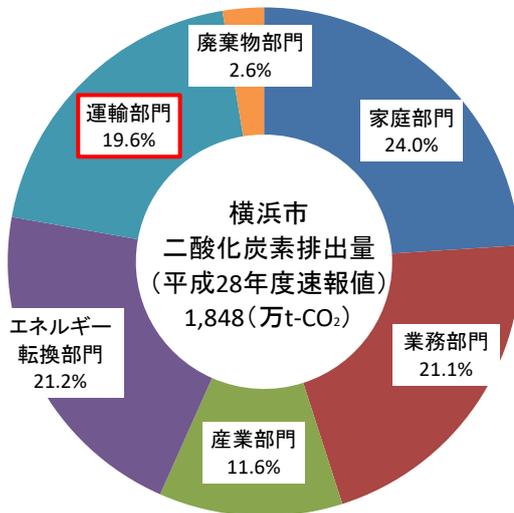


図 2-3 3 横浜市の部門別 CO<sub>2</sub>排出量の内訳

資料) 横浜市温暖化対策統括本部資料

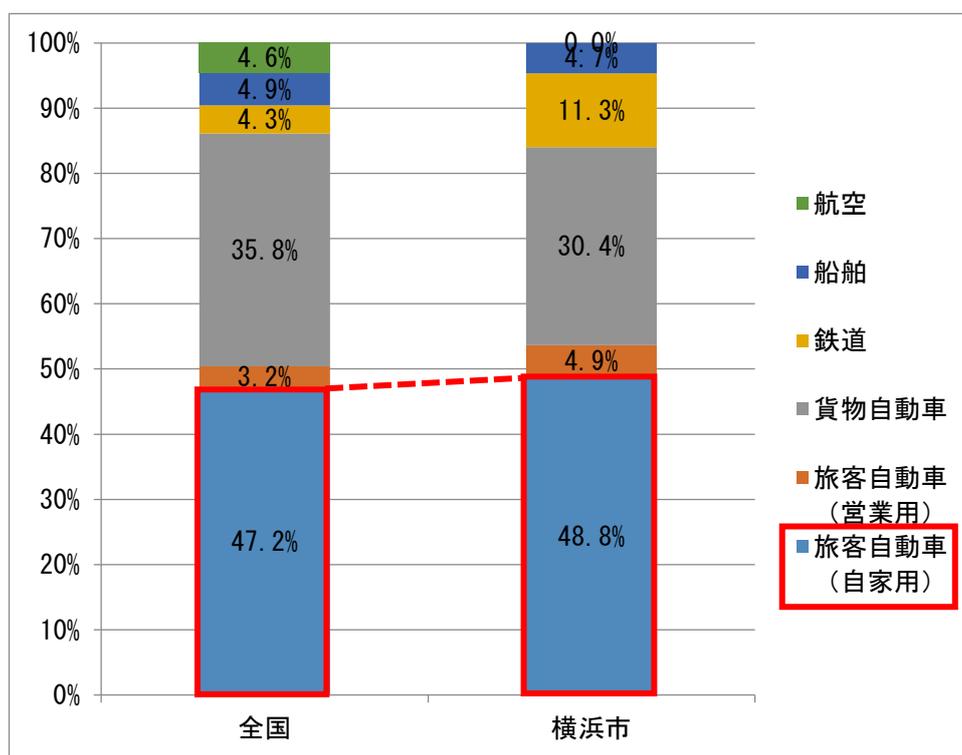


図 2-3 4 横浜市の運輸部門における CO2 排出量の内訳 (平成 27 (2015) 年度)

資料) (全国) 運輸部門における二酸化炭素排出量 (国土交通省総合政策局環境政策課資料)

(横浜市) 横浜市温室効果ガス排出状況 (横浜市温暖化対策本部資料) より横浜市作成

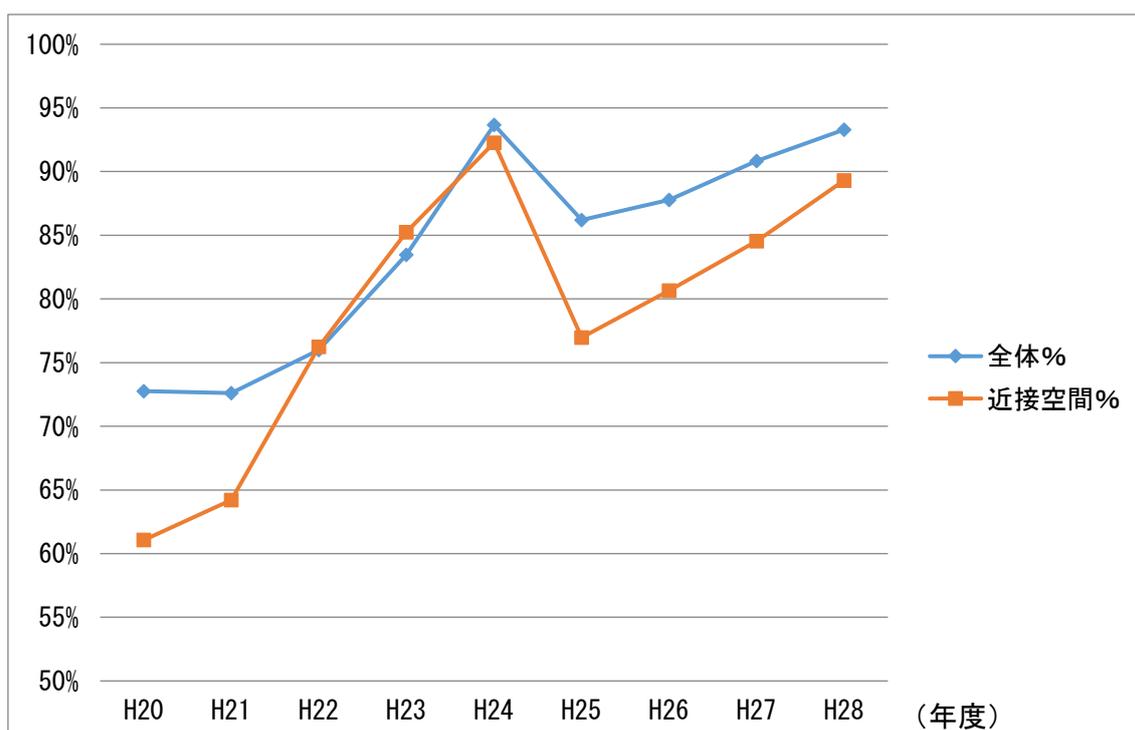
## (2) 地域環境対策の必要性

近年、自動車の排出ガスや騒音に関する規制が段階的に強化されるとともに、低公害車に関する技術開発などが進められたことにより、自動車に起因する様々な環境負荷の低減対策が図られています。

これらの取組により、横浜市内の道路沿道の大気環境については、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）<sup>用語 19</sup>、浮遊粒子状物質（SPM）<sup>用語 20</sup>などが環境基準を達成するまでに改善されてきました。一方、道路交通騒音については改善が進んでいますが、引き続き環境基準を超えている箇所も存在します。

市民一人ひとりの生活に密接に関係する問題であり、次世代への責務を果たすためにも、交通分野の大気汚染や騒音問題など地域の生活環境の維持・改善に繋がる一層の交通施策が引き続き必要です。

☞ 対応する政策：政策目標 7（第4章）

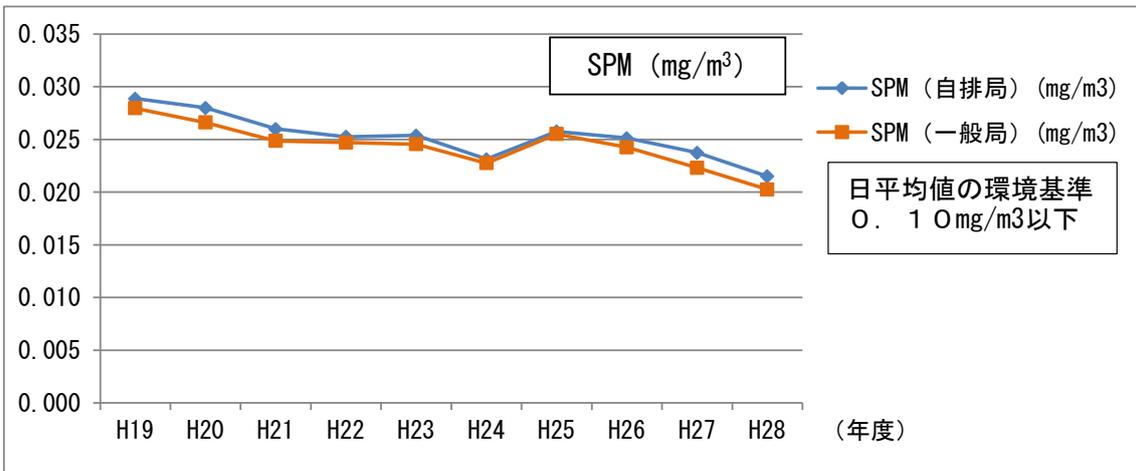
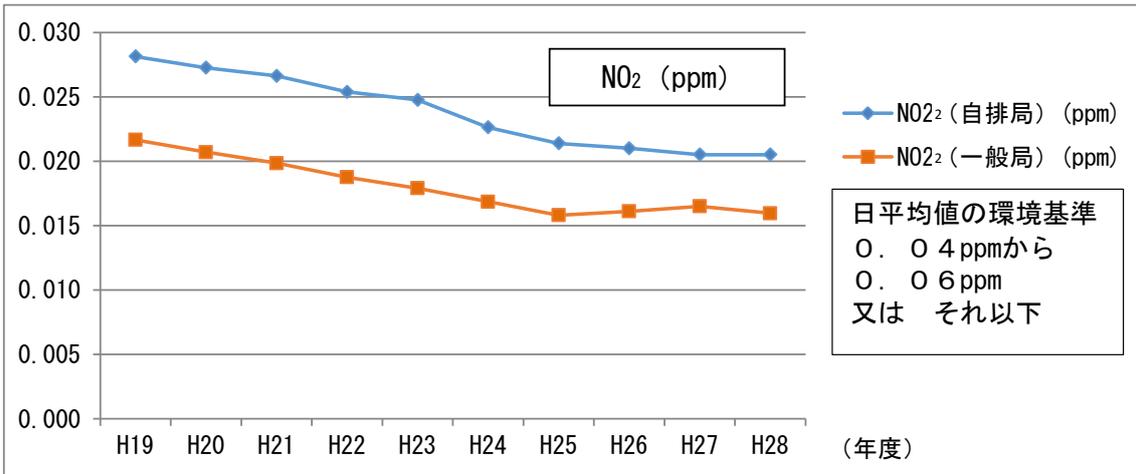


※近接空間について

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路：道路端から 15m
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線道路：道路端から 20m

図 2-35 横浜市の自動車騒音環境基準適合率（適合戸数/評価対象戸数×100%）

資料) 横浜市環境創造局 道路交通騒音の経年推移より横浜市作成



※自排局（自動車排出ガス測定局）：自動車排出ガスによる大気環境の汚染状況を常時監視する測定局  
 一般局（一般環境大気測定局）：大気環境の汚染状況を常時監視する測定局のうち自排局以外の測定

図 2-36 横浜市内測定局における大気汚染物質の年平均値の推移

資料) 横浜市環境創造局 大気汚染物質の経年推移より横浜市作成

### 第3章 横浜が目指すべき将来像

横浜市中期4か年計画2018～2021では、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、2030（平成42）年を展望した6つの中長期的な戦略を示しています。

横浜都市交通計画では、横浜市中期4か年計画2018～2021をふまえて、平成42年を展望し、「環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通が実現している」ことを「横浜が目指すべき将来像」としています。

参考に横浜市中期4か年計画2018～2021の6つの中長期的な戦略を示します。

戦略1 『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』

戦略2 『花と緑にあふれる環境先進都市』

戦略3 『超高齢社会への挑戦』

戦略4 『人が、企業が集い躍動するまちづくり』

（1）成長と活力を生み出す都心部

（2）誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部

戦略5 『未来を創る多様な人づくり』

戦略6 『未来を創る強靱な都市づくり』

（1）災害に強い安全で安心な都市

（2）市民生活と経済活動を支える都市基盤

# 戦略1 『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』

## 市内企業の成長・発展と 戦略的な企業誘致

### 市内企業の持続的な成長・発展

市内中小企業の喫緊の課題への対応として、人材の確保、円滑な事業承継などへの支援を進めるほか、経営相談や企業訪問などの基礎的支援を充実させます。また、I・TOP横浜やLIP、横浜<sup>※1</sup>などのプラットフォームからの事業展開、研究開発人材・起業家・学生等が交流できる拠点機能の充実により、オープンイノベーションを推進します。さらに、Y-PORT<sup>※2</sup>事業や海外拠点の戦略的な活用などにより、市内企業の海外展開を支援するほか、世界で活躍できる人材の育成・支援や外国人材の誘致・定着を推進します。

### 産業拠点の強化と戦略的な企業誘致

京浜臨海部や金沢臨海部のさらなる活性化や、関内地区における業務機能等の強化、新たなビジネスを創出しやすい魅力ある環境の構築など、産業拠点の強化につながる取組をまちづくり施策と連動しつつ進め、戦略的な企業誘致を推進します。また、研究開発拠点、外資系企業、ベンチャー企業などの立地を促進し、市内企業の事業機会や雇用の場の拡大を図ります。

### 活力ある都市農業の推進

先進技術導入や6次産業化による高付加価値化などの展開を図るとともに、地産地消に取り組む多様な主体と連携した農のプラットフォームの充実や、「横浜農場<sup>※3</sup>」の積極的なプロモーション、多様な担い手の支援などにより、都市農業の活性化を図ります。

## 文化芸術創造都市による 魅力・賑わいの創出

### 新しい価値を生み出し、魅力を高める文化芸術創造都市

国内外を問わず多くの人を惹きつける都市を目指して、質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場など、横浜の新たな魅力・賑わいを創出します。また、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催や東アジア文化都市を通じた国際交流などにより、横浜の持つ魅力を国内外へ発信します。

歴史的建造物等を活用した賑わいづくりや創造性をいかしたビジネス創出などにより、新しい価値を生み出すとともに、市民が行う文化芸術活動への支援や、活動拠点となる施設の整備などを進めることにより、文化的に豊かな市民生活の実現を目指します。

## 観光・MICE、スポーツによる 集客促進と地域経済活性化

### 活気あふれる観光・MICE都市

ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>、東京2020オリンピック・パラリンピック、第7回アフリカ開発会議の開催、クルーズ客船の寄港や羽田空港の発着便の増加などを契機とした都心臨海部の魅力向上などを通じ、交流人口の拡大を目指し、公民一体でデータに基づいた観光施策を推進します。国内外へのプロモーション強化、他都市との連携、モノからコトへの消費動向の変化等をとらえた魅力ある観光コンテンツづくり、観光客のニーズを踏まえた受入環境の充実などにより、まちの賑わいと消費の拡大を目指します。

新たなMICE施設整備を好機とし、経済波及効果の高い国際会議等の誘致やMICE関連産業の強化などを進め、「グローバルMICE都市」としての機能を強化します。

### スポーツ都市横浜の推進

ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた横浜を魅せる取組や機運の醸成を進め、大会を契機とした市民のスポーツ意欲の向上や参加機会の充実、ボランティア文化の醸成・定着などレガシーの創出につなげます。

プロスポーツとの連携や大規模スポーツイベントの開催等を通じた集客促進を観光施策と連動させながら進め、市民のスポーツへの愛着醸成や国内外への発信力を強化します。

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化を目指します。

※1 I・TOP横浜：I・TOPオープンイノベーション・パートナーズ、LIP、横浜：横浜ライフイノベーションプラットフォーム

※2 Y-PORT（公民連携による国際技術協力）：新興国の都市課題解決と市内企業の海外展開支援を目的とした事業

※3 横浜農場：食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を農場として見立てた言葉

## 戦略 2 『花と緑にあふれる環境先進都市』

豊かな自然環境と暮らしが  
共存する都市づくり

### 花・緑・農・水をいかした魅力と活力あふれるまちの実現

市民・企業等の様々な主体が連携し、安らぎや交流を生み出す場づくりや魅力ある空間づくり、公民連携による公園の活用など、花・緑・農・水を活用した幅広い取組を展開する「ガーデンシティ横浜」を推進するとともに、国際園芸博覧会の招致につなげ、まちの活性化や賑わいの創出を図ります。

### 水・緑環境の保全・創出

かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の 10 大拠点などの樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全や豊かな海づくりなどを進めます。

### グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践

良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラ<sup>※1</sup>の活用を検討を進め、魅力あふれる都市環境の充実と豊かな暮らしの創出につなげます。

経済活動を支える低炭素・  
循環型の都市づくり

### SDGs 未来都市の実現

環境未来都市の取組を新たなステージに発展させる「SDGs 未来都市<sup>※2</sup>」として、自治体 SDGs モデル事業をはじめ、環境・社会・経済の三側面からの統合的発展につながる様々な取組を市民・企業等との連携により展開し、環境を軸に、経済や文化による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指します。

### 地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの実現と発信

脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を示し、高い市民力や企業の集積、多様な都市の資源等をいかした省エネ・再エネ・エネルギーマネジメント等の取組を進めることで、持続可能な大都市モデルを実現し、国内外へ発信します。

### 持続可能な循環型社会ときれいなまちの実現

「ヨコハマ 3 R<sup>スリム</sup> 夢プラン（平成 23 年 1 月策定）」のもと、市民・企業等の様々な創意工夫による環境行動を推進するとともに、新たな焼却工場の整備や施設での創エネ・省エネ、最終処分場の延命化など、資源循環を支える施設等の充実・強化に取り組み、持続可能な循環型社会を構築します。

また、市民の主体的な美化活動などにより支えられている、清潔できれいなまちづくりの取組の輪を広げ、横浜のまちの魅力をさらに高めていきます。

環境プロモーションの  
展開・国内外への発信

### 環境にやさしいライフスタイルの実践と定着

市民・企業等との連携による幅広い世代への環境教育や環境行動の実践、環境プロモーションを展開し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、3 R 行動、食品ロス削減等の環境にやさしいライフスタイルの実践と定着を図り、自然環境を次世代に継承し、人と自然が共生する持続可能な社会を目指します。

### 環境の取組の国内外への発信

国際関係機関や環境分野等で優れた技術を有する市内企業等と連携し、世界各地で顕在化する都市課題の解決に向けた協力を行うとともに、国際的なイベントや会議等を活用し、優れた環境の取組を国内外へ発信することで横浜のプレゼンス向上を図ります。

※1 グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本

※2 SDGs 未来都市：SDGs 達成に向けた優れた取組を推進する都市（国が平成 30 年 6 月に選定）

## 戦略3 『超高齢社会への挑戦』

互いに支え合う  
地域づくり

### 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

市民一人ひとりがお互いを認めあい、立場や背景を超えてつながることにより、様々な困難を抱えた場合も社会から孤立せず、安心して暮らせる地域社会を目指します。

また、社会福祉協議会や地域ケアプラザと共に地域の全ての住民や活動する団体がお互いに支えあい、いきいきと活躍できるよう、ボランティアや見守りなど地域福祉保健活動への参加の仕組みづくりを進め、社会参加を促進します。さらに、地域住民や関係団体、企業やNPO、学校などが生活課題や地域課題を「わたしたちのまちにある課題」としてとらえて連携し、それぞれの力をいかして解決できる地域づくりを進めます。

健康で自立した  
生活の継続

### 活力ある横浜を支える一人ひとりの健康の維持

若い世代からの運動や食生活等の生活習慣の改善などによる健康行動の習慣化、健診／がん検診受診の推奨等による生活習慣病の重症化予防、健康づくり・介護予防活動の支援を体系的に進めることにより、健康で自立した生活の継続を図ります。

働き・子育て世代からの健康づくりを進めるため、企業等の健康経営の取組を支援します。また、健康情報の提供や地域活動への支援を通じて、健康づくり・介護予防を一体的に進め、いくつになっても健康で自立した生活を送ることのできる市民を増やし、健康寿命<sup>※1</sup>の延伸を図ります。

### 望む場所で自分らしく暮らすための地域包括ケアシステムの構築・推進

#### ～ ポジティブ・エイジング ～

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築・推進します。

24時間対応可能な地域密着型サービスや生活支援の充実など、在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を図るとともに、介護人材の確保・定着支援・専門性の向上を進めます。また、認知症の正しい理解を広め、認知症の人が暮らし続けられる地域づくりを進めます。さらに、特別養護老人ホームの整備を加速させるなど、多様なニーズや状況に応じた施設・住まいの整備を推進します。

### 適切な医療を受けるための医療提供体制の充実

効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整えるとともに、保健・医療・介護等の切れ目のない連携を進め、健康で安心して暮らせる社会を実現します。

在宅医療の充実や在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携を強化します。また、将来必要となる病床機能の確保及び連携体制の構築や、それらを支える医療人材の確保・育成に取り組むとともに、小児・周産期医療の充実や総合的ながん対策の推進、救急医療を含めた救急救命体制の充実を図ります。さらに、医療提供体制の基幹となる病院の再整備を進めます。



相談支援の様子

### 希望にかなった暮らしと、その後の備えへの支援

生活の場や治療内容などについて、自らの意思で自身の生き方を選択するため、本人による自己決定の支援を行い、希望に応じた介護・医療を受けるための取組に着手します。

また、人生の最終段階を安心して過ごせるよう、在宅医療や看取り等についての市民理解促進のための普及・啓発を進めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、新たに斎場・墓地の整備を行います。

必要な時に医療や介護を提供できる体制づくり

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

# 戦略4 (1) 『人が、企業が集い躍動するまちづくり』

～成長と活力を生み出す都心部～

都心臨海部・新横浜都心と、  
京浜臨海部等の魅力あるまちづくり

## 横浜駅周辺地区

西口の駅ビル整備や鶴屋地区の国家戦略住宅整備事業<sup>※1</sup>等の再開発、東口の駅前開発など、エキサイトよこはま22<sup>※2</sup>により、国際都市横浜の玄関口にふさわしいビジネスや交流などの拠点形成を図り、都心臨海部全体を視野に入れ、一体的にまちづくりを進めます。

## みなとみらい21地区

国際ビジネス・MICEの拠点として、本社機能・研究開発拠点等の集積をいかして新たなビジネスを創出し、さらなる企業誘致につながる好循環を生み出すとともに、MICE施設やエンターテインメント施設等の活用・集積を、まち全体の賑わい創出につなげます。

## 関内・関外地区

関内駅周辺地区で現市庁舎街区の活用等による「国際的な産学連携」、「観光・集客」をテーマとする新たなまちづくりを進めるとともに、これまでの「文化芸術」、「業務」に加え、横浜文化体育館再整備や横浜スタジアムの改修など、「スポーツ・健康」をテーマとしたまちづくりを進めることで相乗効果を生み出し、地区全体の活性化につなげます。

## 山下ふ頭周辺地区

都心臨海部の新たな魅力創出を目指し、大規模で魅力的な集客施設の導入などを含めたハーバーリゾートの形成に向けて再開発を推進します。

## 東神奈川臨海部周辺地区

東神奈川駅周辺の再開発の推進とともに、新たな拠点として東高島駅北地区での総合的な再編整備や、中央卸売市場と連携した山内ふ頭周辺の賑わい創出などを進めます。

## 新横浜都心とその周辺

神奈川東部方面線の整備による交通利便性の向上をいかし、沿線のまちづくりを進めます。新横浜都心では、商業・業務機能の集積や、市街地開発により都心機能の強化を推進するとともに、新横浜都心と直結することとなる日吉・綱島地区では、新綱島駅周辺での市街地開発など、地区のポテンシャルをいかすまちづくりを進めます。

## 京浜臨海部

イノベーションを促進するための環境づくりなど、経済施策と連動させるまちづくりを進め、先端産業をけん引する魅力ある新たな都市空間を形成します。

## 公民連携等の手法を活用したまちづくりの推進

各地区での賑わいや活力を生み出すため、公民連携（PPP）などの手法の検討を進めます。また、統合型リゾート（IR）については、国の動向を見据え、検討します。

人や企業が活躍  
できるまちづくり

## 人や企業が集まり、活躍できる環境づくり

関内での既存ビルのリノベーションの促進や、京浜臨海部での新たな価値を生み出す産業集積など、産業振興とまちづくりを一体的に進め、地区の特性や魅力を最大限活用した新たな企業誘致・集積を進めます。

また、グローバル化の進展や働く人々のライフスタイルに対応した国家戦略住宅等の都市型住宅や医療・教育等の就業・生活環境づくりを進めるとともに、交通利便性の向上や生活道路の整備など、安全・安心なまちづくりを進めます。

賑わいと回遊性を  
生み出すまちづくり

## 人々の交流や回遊性を生み出す賑わいあるまちづくり

観光・MICE、スポーツや文化芸術等の目的で訪れる人々がまちを楽しみ、回遊できるように、客船ターミナルや鉄道駅等での来街者への受入環境整備を進めるとともに、花や緑、水辺や道、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。

さらに、既存の鉄道・バス等の利便性の向上を図ることに加えて、連節バスを活用した「高度化バスシステム」や水上交通、新技術を活用した移動手段など、多彩な交通を充実させ、交流や回遊を生み出すまちづくりを進めます。

※1 鶴屋地区における国家戦略住宅整備事業：国家戦略特区での産業の国際競争力強化等に必要な住宅整備を促進する事業として、外国人居住者等の生活支援に必要な子育て支援施設やサービスアパートメントの併設などを予定

※2 エキサイトよこはま22：横浜駅周辺の将来像を見据え、その実現に向けた様々な取組をまとめた計画

## 戦略4（2）『人が、企業が集い躍動するまちづくり』

～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～

コンパクトな郊外部のまちづくりの推進

### 鉄道駅周辺のまちづくり

駅周辺では、各地域の特性に応じて、多様な暮らし方や働き方などの変化に対応し、地域の生活や経済を支える拠点形成をします。主要な駅を中心に市街地開発や周辺の道路・交通等の都市基盤整備を進めるとともに、地区計画等の規制誘導手法を活用し、民間事業者等と連携しながら、業務、商業、住宅等の機能集積を図り、多世代に選ばれるまちづくりを進めます。

### 住宅地の活性化・魅力向上

住宅地では、民間事業者や大学など多様な主体と連携しながら、医療・福祉、買物、子育て、教育等の日常生活を支える機能の導入や身近な就労の場の確保等を図るとともに、水や緑など豊かな自然環境をいかした住環境の整備を進め、多世代が暮らしやすい住宅地を形成します。

また、住まいの公的団体と連携した「団地再生コンソーシアム」等の取組により、団地の建替え等による再生やコミュニティの活性化等に向けた支援を進めます。

### 市民に身近な交通ネットワーク等の維持・充実

駅周辺と住宅地等をつなぐバス等の公共交通の維持・充実に取り組みます。また、買物や医療・福祉、子育て等のニーズにも対応するため、地域住民や民間事業者などの多様な担い手との連携強化や、自動運転等のICTの活用を検討するなど、新たな交通サービスの導入に向けた取組を進めます。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅への可動式ホーム柵の整備促進や、駅及び駅周辺のバリアフリー化等を推進するとともに、通学路や踏切の安全対策等を進め、誰もが利用しやすく安全な交通の実現に取り組みます。

### 都市インフラ整備等の機会をいかしたまちづくり

駅やインターチェンジの周辺など、都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、医療・学術研究機関、ロジスティクス産業、商業、住宅等の誘致・集積を進め、人や企業を惹きつける戦略的な土地利用誘導によるまちづくりを進めます。また、市街地における大規模な土地利用転換の機会をとらえ、周辺環境との調和を図りながら、生活利便機能など地域特性に応じた土地利用を誘導します。併せて、都市環境の変化に対応した土地利用規制の見直しの検討を進めます。

### 米軍施設の跡地利用の推進

市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。

旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。



旧深谷通信所

戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進

## 戦略5 『未来を創る多様な人づくり』

### 子ども・子育て支援・教育の推進

#### 将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくり

多様化する子育てニーズに対応するため、妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援の充実や、受入枠拡大と人材確保による総合的な待機児童対策の推進、質の高い保育・幼児教育の実現、放課後児童の居場所づくりを推進します。

併せて、家庭の経済負担軽減により、子どもたちにとって受診しやすい環境を整えるため、小児医療費助成制度の対象拡大等にも取り組み、全ての子育て世代が地域で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

#### 子どもたちの可能性を広げる教育の推進と魅力ある学校づくり

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人<sup>\*</sup>」を育むことを目指し、学習指導要領の改訂を受けた新たな授業づくりや、教育の質の向上等を進め、子どもたち一人ひとりの可能性を広げる教育を推進します。

いじめや不登校、教職員の働き方改革等の課題に取り組むとともに、老朽化した学校の計画的な建替えや、中学校昼食における「選択制」の充実により、安心して学べ、魅力ある学校づくりを進めます。

#### 子どもたちの健やかな育ちを守る取組の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、個々が持つ能力や可能性を發揮できるよう取組を推進するとともに、児童虐待対策や社会的養護の推進、子どもの貧困対策、就学・教育上のきめ細かな支援、ひきこもり等の課題を抱える子ども・若者支援等により、子どもたちの成長の礎を支えます。

### 女性・シニア・若者の活躍支援

#### 女性の活躍支援

女性自身の就職及びキャリアアップに向けた支援や起業支援を行うとともに、市内企業における環境整備や経済団体との連携、多様で柔軟な働き方に対する支援など、横浜ならではの取組を一層推進します。

併せて、誰もが自分のライフスタイルに合わせて仕事、育児、介護、地域活動などに取り組み、より豊かな生活を送ることができる社会を実現します。

#### シニアパワーの発揮と若者の活躍支援

自分らしい充実した日常生活を営むため、これまでに培ってきた能力や経験をいかして、シニアが生涯現役で活躍し続けられる仕組みや、無限の可能性を秘める若者が豊かな能力を發揮できるよう就労・自立支援などを充実させ、それぞれの力や強みを存分に發揮できる社会を目指します。

### 誰もが自分らしく活躍できる社会の実現

#### 多様性を認め合い人権を尊重しあう社会の実現

様々な人権課題についての認識を深め、市民や市職員の人権意識の向上を図るとともに、支援を充実させることで、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指します。

#### 障害児・者等が自己選択・自己決定できる社会の実現

障害のある方とその家族の不安や悩みを受け止める機能の充実、就労や社会参加の場を選択できる仕組みづくりを進め、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、暮らしていくことができる社会を実現します。

#### 生活に困難を抱える方への支援の推進

生活困窮や、様々な事情により困難を抱える方々が、周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を推進します。

#### 多文化共生の推進

市内在住の外国人や外国につながる子どもたちへの生活基盤支援を充実させるほか、地域におけるつながりの強化や、文化的多様性もいかした地域・社会での活躍促進も図り、多文化共生社会の実現を目指します。

<sup>\*</sup>自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人：「横浜教育ビジョン 2030（平成 30 年 2 月策定）」における、横浜の教育が目指す人づくり

# 戦略 6 (1) 『未来を創る強靱な都市づくり』

～災害に強い安全で安心な都市～

危機対応力の強化

## 機能の充実による災害対応力の強化

近年の大規模な自然災害の教訓や通信技術の進展を踏まえ、市民や来街者等に対して、災害に関する必要な情報を迅速かつ正確に伝えるため、既存設備を活用し、情報伝達手段の機能強化を図るとともに、災害情報の多様な伝達手段について検討を進めます。

消防防災活動の中核となる消防本部庁舎の整備等による災害対応力や活動体制の強化、市内 13 の災害拠点病院を中心とした負傷者等への医療提供や地域医療機関の支援体制の構築などによる災害医療体制の機能充実を図るとともに、さらなる救急需要増加に的確に対応するため、公民連携による搬送体制の検討等により、救急救命体制の充実を進めることで、市民の生命や財産を守る、安全で安心な都市の実現を図ります。

災害に強い人づくり・地域づくり

## 自助・共助の推進

横浜市民防災センターのコンテンツ充実等により、幅広い世代への防災研修・教育を進めることで、市民・企業等の防災意識の向上を図ります。

地域防災の要である消防団員の充足率 100%の実現・維持、地域における防災・減災の取組を率先して行う防災・減災推進員の育成、地域が主体となって進める防災活動の支援などを進めることで、災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

## 災害対応の充実

近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害時要援護者などに対する地域での自主的な支え合いの取組支援の充実や、地域防災拠点の機能強化など、地域における災害対応の充実を図ります。

災害に強い都市づくり

## 地震や地震火災に強い都市づくり

近い将来に発生が危惧されている大規模地震に備え、緊急輸送路等の整備や上下水道施設の耐震化をはじめとした都市基盤施設の充実、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、緊急輸送路等の無電柱化の推進など、市民生活や横浜経済を支える防災・減災機能を高め、良好で安全な市街地形成を進めることで、地震に強い都市の実現を図ります。

また、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成 26 年 12 月制定）」に基づく防火規制区域内を中心に、建築物の不燃化推進や都市計画道路の整備等による延焼遮断帯の形成、出火防止に資する様々な施策等を進め、燃えにくい燃え広がらない都市の実現を図ります。

## 局地的な大雨等に強い都市づくり

気候変動の影響等により、増加傾向にある局地的な大雨や、巨大台風の発生に対し、適応の観点も含め、臨海部における高潮対策のほか、河川、下水道、公園緑地、道路など、まちづくりの事業が連動した総合的な浸水対策、グリーンインフラや下水道施設の活用、河川流域の市民等への啓発の充実などにより、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」に向けた減災の取組を推進し、局地的な大雨等に強い都市の実現を図ります。

また、人や都市機能が集中する横浜駅周辺などにおいて、公民連携による浸水対策をはじめとした防災機能を高める取組を推進します。

がけ地現地調査の結果を活用した取組により、民有のがけ地の改善を促進するとともに、道路、公園緑地、学校用地等のがけ地の安全対策を着実に推進します。

## 戦略 6 (2) 『未来を創る強靱な都市づくり』

～市民生活と経済活動を支える都市基盤～

市民生活や横浜経済を支える  
都市基盤施設の充実

### 人やモノの往来を支える交通ネットワークの形成

横浜環状道路等の整備により、広域道路ネットワークを形成するとともに、都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業などを推進し、市内の道路交通の利便性・安全性の向上を図ることで、市民生活や横浜経済を支える道路ネットワークの形成を進めます。

また、神奈川東部方面線の整備を進めるとともに、高速鉄道3号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）や横浜環状鉄道など、本市の鉄道構想路線について検討を進め、市内外の拠点間の移動の円滑化や利便性の向上を図り、人や企業を呼び込みます。

国際競争力のある港の実現

### 東アジアのハブポート機能の強化

南本牧ふ頭や新本牧ふ頭でのコンテナターミナルとロジスティクス施設を一体的に配置した総合物流拠点の形成を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾<sup>※1</sup>の推進組織として設立された横浜川崎国際港湾株式会社と連携し、貨物誘致を進めます。

また、自動車貨物の取扱拠点として大型船に対応した岸壁整備や、船舶の国際的な排出ガス規制の強化等に対応した、LNGバンカリング拠点<sup>※2</sup>の形成に向けた取組の推進など、東アジアのハブポート機能の強化を図ります。

### クルーズ客船の受入環境の充実・誘致推進

新港ふ頭客船ターミナルや大黒ふ頭C I Q施設<sup>※3</sup>の整備、既存の大さん橋ふ頭などの港全体での多様化するクルーズ客船への対応や、観光客へのおもてなし等の受入環境の充実とともに、関係者と連携した戦略的なクルーズ客船誘致を進め、地域経済の活性化につなげていきます。さらに、多くの市民が港を身近に感じる取組等を推進し、市民が誇れる港を目指します。

公共施設の計画的かつ効果的な  
保全・更新

### 公共施設の着実な保全・更新の推進

市民生活や経済活動を支える都市インフラや公共建築物を含む公共施設の老朽化の進行に対し、「横浜市公共施設管理基本方針（平成27年3月策定）」に基づき、確実な点検と長寿命化を基本とした優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を図ることで、成長の基盤を支える強靱な都市づくりを推進します。

### 公共建築物の建替えと複合化等による再生

市立小中学校や市営住宅等の公共建築物の建替えなどの機会をとらえ、「横浜市公共建築物の再編整備の方針（平成30年2月策定）」に基づき、事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等を考慮しながら、地域特性や時代のニーズを踏まえた公共建築物へと再生を図ります。

### 公共事業の品質確保と担い手の確保・育成に向けた取組

質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、新技術の活用や適正工期の確保等を通じて、市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性向上を図ります。

※1 国際コンテナ戦略港湾：大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト・サービスの実現を目指すため、選択と集中に基づき京浜港（横浜港、東京港、川崎港）と阪神港を国が選定

※2 LNGバンカリング拠点：環境負荷の少ないLNG（液化天然ガス）を船舶の燃料として供給するための拠点

※3 C I Q施設：Customs, Immigration and Quarantineの頭文字で、税関・出入国管理・検疫を行う施設

## 第4章 基本方針、政策目標

第2章の「横浜の交通を取り巻く状況と課題」と第3章の「横浜が目指すべき将来像」を踏まえ、本市のまちづくりや地域特性に合わせて、国の交通政策基本計画の3つの基本方針とも整合を図り、本計画の基本方針を定めました。

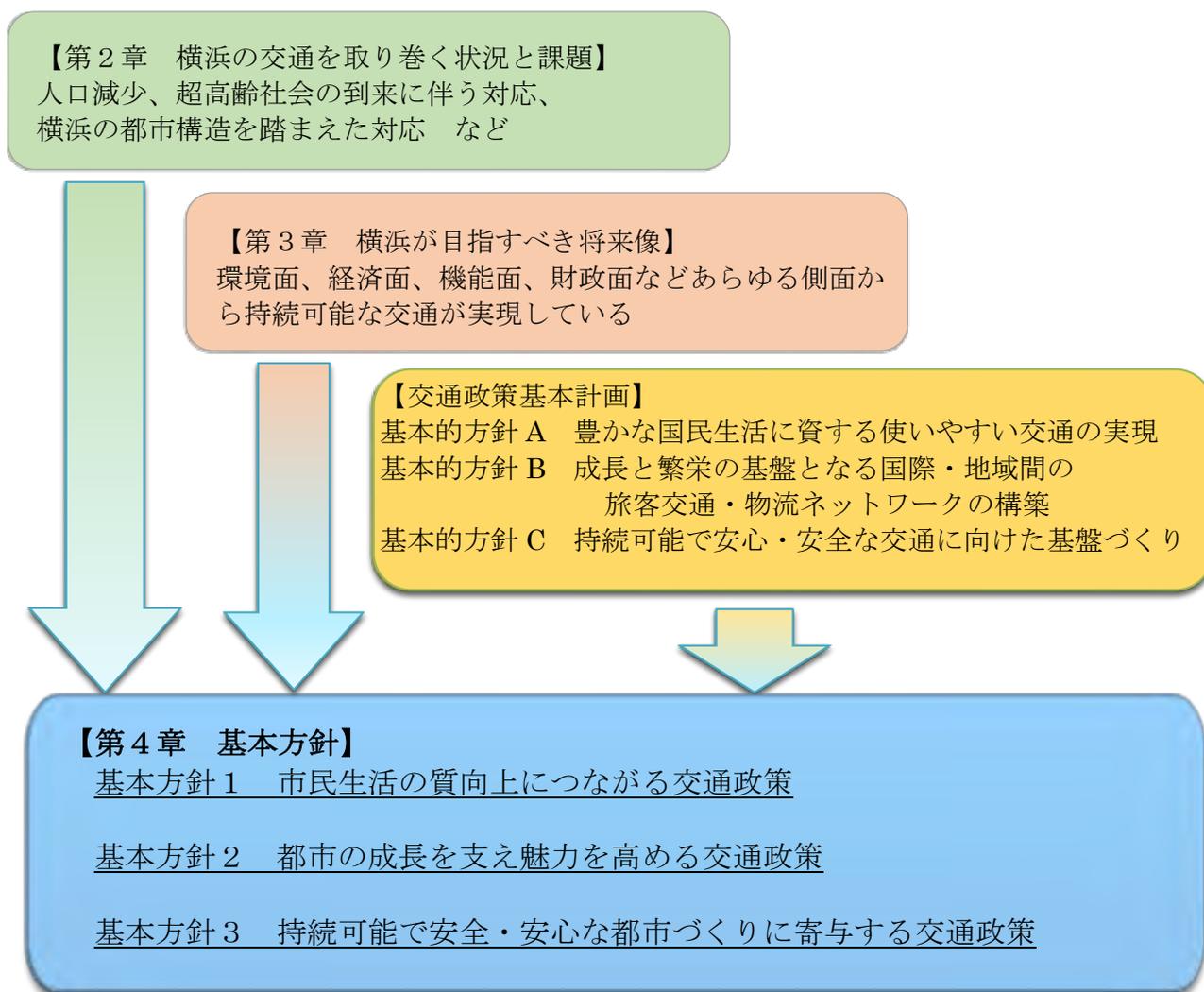


図 4-1 横浜都市交通計画の基本方針の考え方

## 基本方針 1 市民生活の質向上につながる交通政策

※は前計画と比較して新規に掲載・内容を拡充した施策

### 政策目標 1 誰もが移動しやすい地域交通の実現

人口減少や超高齢社会の到来など社会情勢が変化する中で、今後、公共交通のサービス水準の維持が困難となる地域が発生するとともに、公共交通だけでは多様な移動ニーズに応えることが難しくなることが予想されます。高齢者や障害者を含めた誰もが安心して便利に利用でき、外出機会の増加につながる地域の移動環境・交通サービスが求められています。

そこで、交通事業者等とも連携しながら、地域交通の要であり、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実を図ります。

また、医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めるとともに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入を図ります。

さらに、身近で便利な交通手段である自転車が、より安全・快適に利用できる環境を整備します。

- <施策の方向 1-1> 路線バスの維持・充実
- ※<施策の方向 1-2> タクシーサービスの活性化
- ※<施策の方向 1-3> 多様な主体による新たな交通サービス実現
- <施策の方向 1-4> 歩行者空間・自転車の利用環境の整備

### 政策目標 2 バリアフリーの一層の推進

今後更なる高齢化が見込まれる中で、高齢者の自立と参画による、健康で活力ある社会の実現とともに、障害の有無にかかわらず自由に移動や活動ができる環境の整備が重要です。

このため、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むための交通手段が必要不可欠であり、交通分野でのバリアを取り除き、誰もが円滑に移動できる交通環境を整備することが求められています。

そこで、交通分野の移動の円滑化につながる道路の整備や施設の整備・改良、バリアフリー車両の導入を一層推進するとともに、市民や事業者の高齢者、障害者等に対する理解や協力が広がるよう、心のバリアフリーの普及や啓発など、ハード・ソフト両面の取組を進めていきます。

- <施策の方向 2-1> バリアフリー化に向けた施設の整備、車両の導入
- <施策の方向 2-2> 心のバリアフリーの普及・啓発支援

### **政策目標 3 マイカー交通から公共交通等への転換促進**

過度にマイカーに依存する生活は、自動車からの排出ガスによる環境負荷や交通渋滞による経済的な損失、健康面への悪影響等、社会にも個人にも負の影響を及ぼすことにつながる可能性があります。

このため、過度にマイカーに依存するライフスタイルを改め、徒歩・自転車・公共交通による移動を促進することにより、環境負荷の軽減や健康増進、持続可能な公共交通サービスを実現する必要があります。

そこで、公共交通や自転車を利用しやすい環境の整備や、市民への啓発活動を積極的に展開するなどハード・ソフト両面から取組を進めることで、マイカーに頼らなくても、移動しやすいまちづくりを推進します。

＜施策の方向 3-1＞ 公共交通や自転車の利用促進につながる環境整備

＜施策の方向 3-2＞ マイカーから公共交通等への転換を促す啓発活動

## 基本方針 2 都市の成長を支え魅力を高める交通政策

※は前計画と比較して新規に掲載・内容を拡充した施策

### 政策目標 4 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの形成

市民生活や企業の活動において、時間価値が増大した今日では、人やモノの移動に関する速達性や定時性の更なる向上は、日常生活や経済活動を支えるために極めて重要な要素です。

このため、市内の自動車交通渋滞の解消が重要であり、抜本的な対策である道路ネットワークの充実が求められています。また、通勤や通学のための主要な交通機関である鉄道は、輸送力が高く、速達性・定時性・環境性の側面から質の高い公共交通であり、引き続き鉄道ネットワークの形成や交通結節点<sup>用語 21</sup>の改善が求められています。

そこで、道路の特性や役割を踏まえた道路ネットワークの充実やボトルネック<sup>用語 22</sup>の解消につながる道路改良により、道路交通の円滑化を図るとともに、まちづくりと一体となった鉄道ネットワークの形成、交通結節点のシームレス化<sup>用語 23</sup>により、鉄道と他の公共交通機関との乗り換えの円滑化を図ります。

- <施策の方向 4-1> 市内の道路ネットワークの整備推進
- <施策の方向 4-2> 鉄道ネットワークの整備促進と輸送力の増強
- <施策の方向 4-3> 交通結節点の整備・シームレス化

### 政策目標 5 横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

国内他都市との競争に加えて、世界中の都市が互いに人材や企業、資産を獲得するための都市間競争が一層高まってきています。こうした状況において、国際都市としての地位を確立してきた本市は、東京とともに首都圏全体の発展をけん引する国際競争力をさらに備えていく必要があります。

このため、人や企業に選ばれる都市となるよう、経済面だけでなく、文化や観光面での交流が可能となる戦略的な交通政策を進め、国内外との広域的な移動を円滑にする交通基盤を整備することが求められています。

そこで、横浜港や臨海部の産業拠点と背後圏を結ぶ横浜環状道路など広域的な幹線道路網の整備や、臨海部における道路ネットワークの充実、国際クルーズ拠点機能の強化、国際空港や新幹線アクセスの向上など横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークを形成します。

- <施策の方向 5-1> 広域的な道路・鉄道ネットワークの充実
- <施策の方向 5-2> 国際クルーズ拠点機能の強化
- <施策の方向 5-3> 国際空港へのアクセス強化

## **政策目標 6 都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供**

都心臨海部は、横浜開港の地であり、業務・商業・歴史・文化・観光など多様な都心機能がコンパクトに集積した横浜を代表する地域となっています。近年では、情報通信技術の飛躍的な進歩や交通利便性の向上を背景に世界中の人々が都市を選択する機会が増えています。こうした中で、横浜が将来にわたり発展していくには、世界から注目され横浜が目的地となる新しい都心を目指していく必要があります。

このため、主要駅と主要施設とを結ぶアクセス性の向上や、複数の目的地を円滑に移動できる回遊性の向上など、集客・賑わいづくりにつながる魅力あふれる都心臨海部の交通環境を創出することが重要です。

そこで、徒歩・自転車・公共交通を中心とした交通体系を充実し、地域全体の回遊性を高めるとともに、水上交通も含めて街を眺めながらの移動自体が楽しく感じられるようなまちづくり、ネットワークづくりを進めます。また、観光客も含め、来街者のさらなる増加に向けて、快適な滞在環境の創出によるホスピタリティの向上を図ります。

※＜施策の方向 6－1＞ 都心臨海部における回遊性向上

※＜施策の方向 6－2＞ 来街者の滞在環境の整備

### 基本方針 3 持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策

※は前計画と比較して新規に掲載・内容を拡充した施策

#### 政策目標 7 環境と調和した交通施策の推進

大気汚染や騒音などの日常生活に直接影響のある環境問題に加えて、温室効果ガスによる地球温暖化も深刻な問題となっており、自動車からの排出ガスや音等の抑制は引き続き取り組むべき課題となっています。

このため、自動車交通の円滑化に向けた体系的な道路ネットワークの整備や、ボトルネックの解消につながる道路改良、騒音対策につながる道路施設の整備、道路緑化の推進など、環境負荷の低減につながるインフラ整備を進めます。

また、自動車の排出ガスによる環境負荷を着実に削減するため、クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車の導入拡大に取り組むとともに、次世代自動車普及のためのインフラ設備の普及を促進します。さらに、市民一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、環境にやさしい交通行動ができるよう啓発活動を進めます。

＜施策の方向 7-1＞ 自動車交通の円滑化・道路緑化

＜施策の方向 7-2＞ 環境にやさしい自動車の普及・啓発

#### 政策目標 8 交通インフラの強靱化と長寿命化

近い将来、首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生するおそれが指摘されています。また、気候変動の影響等もあり、いわゆるゲリラ豪雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化し、従来の予想を超える被害が発生しています。

逃れることのできない自然の脅威から、市民の生命と財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるとともに、震災後の都市の迅速な復旧復興には、交通インフラが十分に機能することが重要です。また、既存の交通インフラの多くは高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されたため、今後一斉に老朽化を迎え、深刻な社会問題となります。

そこで、防災及び減災により交通機能が致命的な被害を受けず維持され、被害を最小化する取組に加え、帰宅困難者対策では交通事業者との連携などソフト面の対応も進めていきます。また、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る戦略的な交通インフラの維持管理・更新等を促進します。

※＜施策の方向 8-1＞ 災害時の交通確保など大規模災害に備えた対策の推進

＜施策の方向 8-2＞ 交通インフラの適切な維持・管理・運用

## **政策目標 9 日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備**

近年、交通事故件数は減少していますが、通学中の児童が死傷する交通事故や高齢運転者による重大な交通事故、また駅ホームからの転落事故などが問題化しており、交通安全に対する社会的要請が高まっています。

このため、人命尊重の理念の下に、自動車や鉄道による事故のない社会を目指して、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全に移動できる交通環境の整備や交通安全に関する正しい知識を身に付けることが必要です。

そこで、誰もが安全に移動できる歩行空間や自転車空間の整備を進めるとともに、鉄道による人身事故の発生を抑制します。また、交通安全教育の推進などを通じて交通社会の一員としての責任を自覚していただくなど、市民の意識を高める取組を推進します。

※<施策の方向 9-1> 安全に移動できる環境の整備

<施策の方向 9-2> 交通安全教育・啓発の推進

## 第5章 施策の方向、主な施策・事業

### 基本方針1 市民生活の質向上につながる交通政策

#### 政策目標1 誰もが移動しやすい地域交通の実現

【関連局】政策局、健康福祉局、都市整備局、道路局

人口減少や超高齢社会の到来など社会情勢が変化する中で、今後、公共交通のサービス水準の維持が困難となる地域が発生するとともに、公共交通だけでは多様な移動ニーズに応えることが難しくなることが予想されます。高齢者や障害者を含めた誰もが安心して便利に利用でき、外出機会の増加につながる地域の移動環境・交通サービスが求められています。

そこで、交通事業者等とも連携しながら、地域交通の要であり、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実を図ります。

また、医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めるとともに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入を図ります。

さらに、身近で便利な交通手段である自転車が、より安全・快適に利用できる環境を整備します。

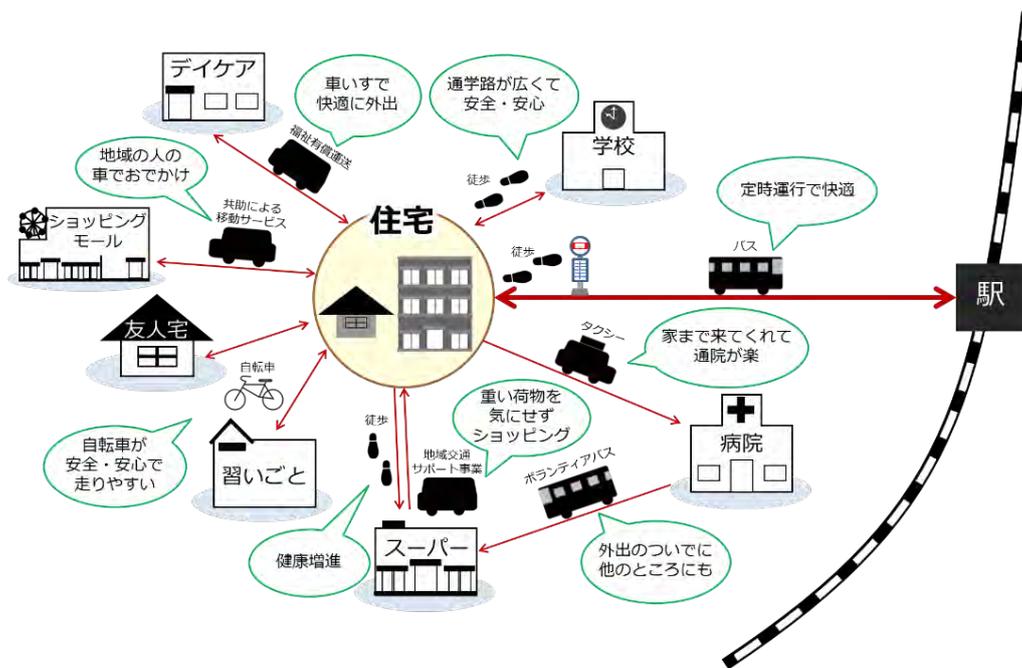
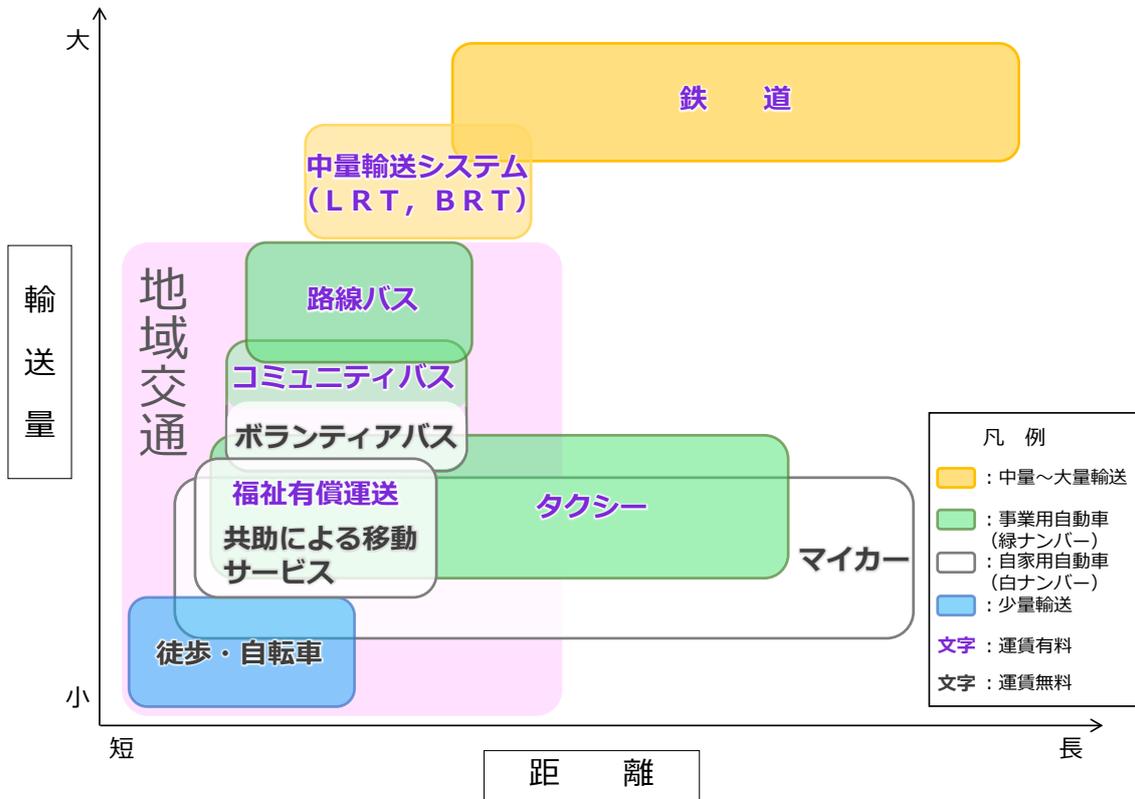


図 5-1 地域交通のイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

基本方針1 市民生活の質向上につながる交通政策



※上図はあくまで概念を示すものであり、横浜市の施策体系を示すものではありません。

図 5-2 交通手段の役割概念図

資料) 横浜市都市整備局資料

- ※地域交通 : 本計画では、市民生活における買い物や通勤・通学、通院等の日常生活圏を移動するための交通とし、概ね自宅から駅や自宅周辺エリアを移動する交通とする。
- 中量輸送システム : 鉄道とバスの間の交通需要量に対応した交通システム (LRT・BRT 等)
- コミュニティバス : 明確な定義はないが、行政が直接運行主体となることや、交通事業者に運行を委託して赤字の補てんを行うなど、行政が主体的に運行計画等を立案・関与しているバス路線を、一般に「コミュニティバス」と呼ぶことが多い。ただし、便宜上、小型バスやワゴン型車両で運行されるバスを呼称することがある。
- ボランティアバス : 地域の共助による移動手段としてボランティアが主体となって無償運行するバス
- 福祉有償運送 : NPO 法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員 11 人未満の家用自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。
- 共助による移動サービス : 知人や地域住民同士による自家用車を用いた移動サービスや商業施設等の送迎バス等を利用した移動サービス。

＜施策の方向1-1 路線バスの維持・充実＞

路線バスは、鉄道駅や住宅地などを結ぶ地域の基幹的な移動手段であり、市民生活に必要不可欠な交通サービスとして将来にわたり維持していく必要がありますが、長期的には、通勤・通学等による利用者の減少に伴い、バス路線によっては、減便や廃止といった事態の発生が危惧されます。

そこで、本市において、バス路線の廃止等による交通不便な地域の発生を回避し、市民の日常生活の利便性を確保するため、生活交通として必要なバス路線を維持するとともに、地域の主体的な取組による新たなバスサービス等の導入やバス路線の再編に向けた支援を進めていきます。また、郊外部において、運行本数の多い路線への連節バスの導入など、バス事業者の経営資源を効率的に配分する取組を支援し、バス路線の維持・充実を図ります。

ビッグデータ<sup>用語 24</sup>等を活用し需要を的確に把握するなど地域の移動実態の基礎データを収集・活用し、バス事業者と共有を図りながら持続可能なバス路線網の形成を目指していきます。

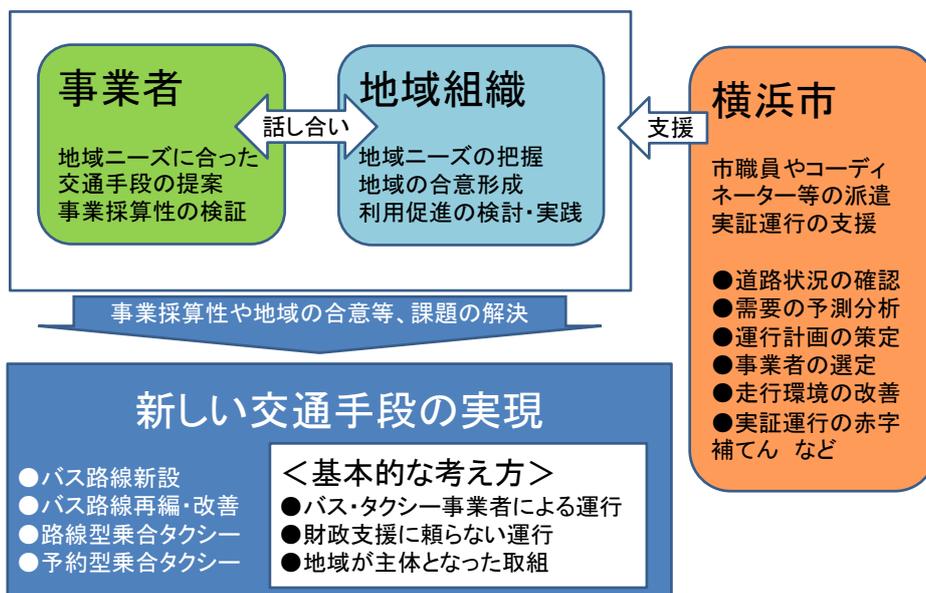


図 5-3 地域交通サポート事業の仕組み

資料) 横浜市道路局資料



図 5-4 こすずめ号 (地域交通サポート事業)

資料) 横浜市道路局資料

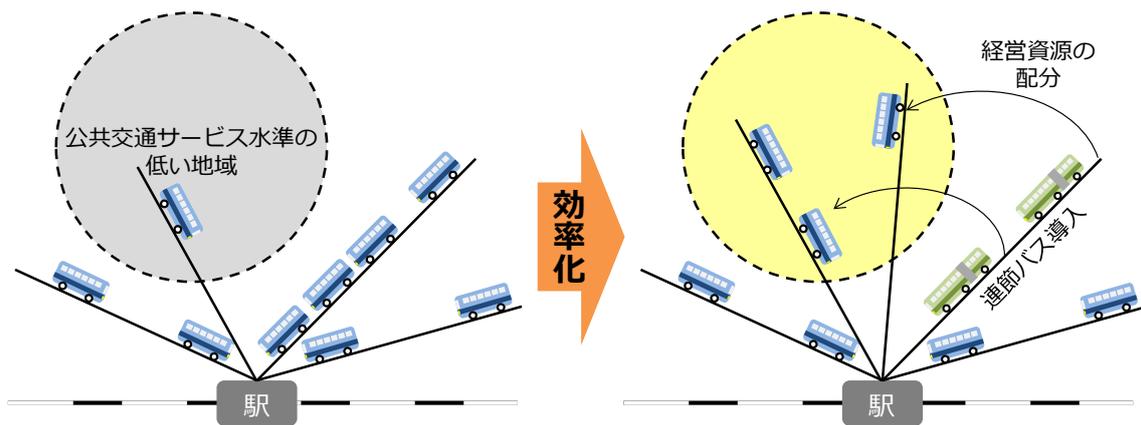


図 5-5 連節バス導入による経営資源の効率化のイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向1-2 タクシーサービスの活性化＞

タクシーは、ドア・ツー・ドアの移動や24時間対応が可能な公共交通機関であり、利用者の目的に応じたきめ細かいサービスを提供できます。一方、鉄道やバスと比較して運賃が高いことや、目的地に到着するまで運賃が確定しないこと、利用したい時に必ずしも利用できるとは限らないことなど、タクシーサービスが抱える様々な課題も存在しています。

このような課題を解決しタクシーの特性を活かしたサービス向上を図るため、タクシー協会等と連携して、ICTを活用した配車サービスの導入を促進し、利用したい時にタクシーを利用できるサービスの実現を目指していきます。

また、ネット決済や電子マネーの導入による支払いの簡便化、多言語タブレットによる訪日外国人旅行者への対応など利用者の利便性向上に繋がるタクシー事業者の取組を促進していきます。

さらに、不特定多数を同時に運送する乗合タクシーの導入、渋滞や回り道の有無に関わらず目的地だけで運賃を決定する事前確定運賃など、タクシー協会等においてタクシーの活性化に向けて議論が進められている施策の実現に向け、積極的に支援を行います。

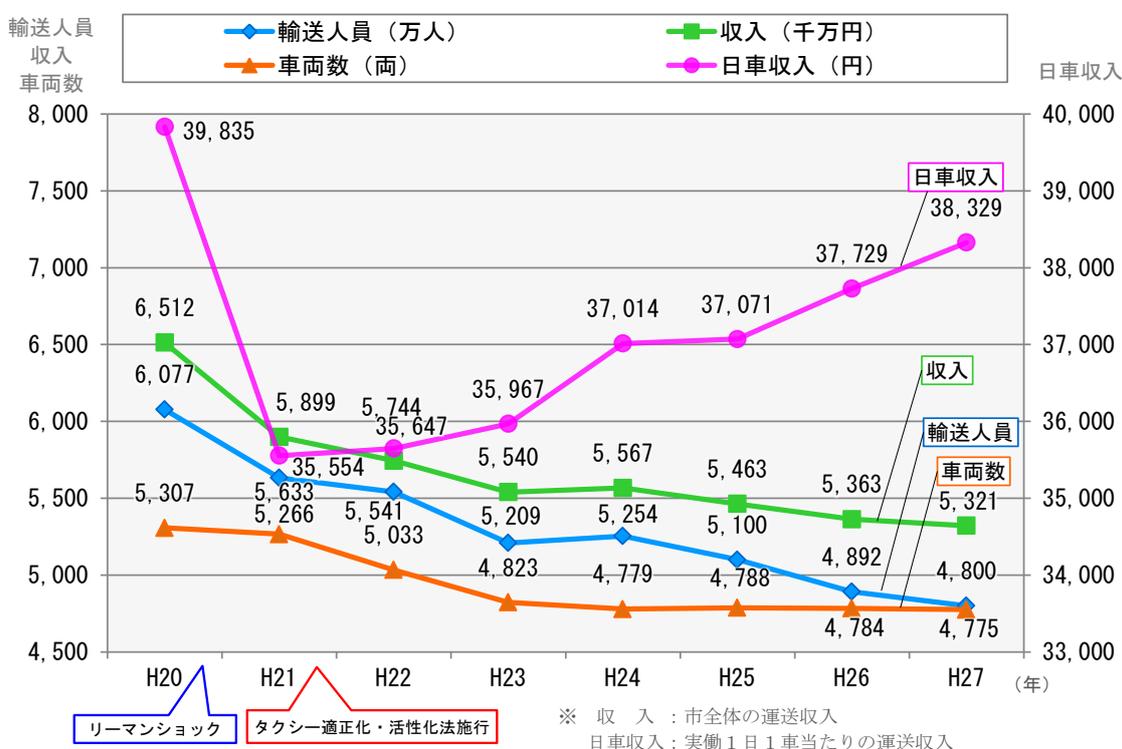


図 5-6 横浜市内タクシーの輸送人員・収入・車両数・日車収入

資料) (一社) 神奈川県タクシー協会横浜支部資料 横浜市輸送実績 (H20~H27) より横浜市作成

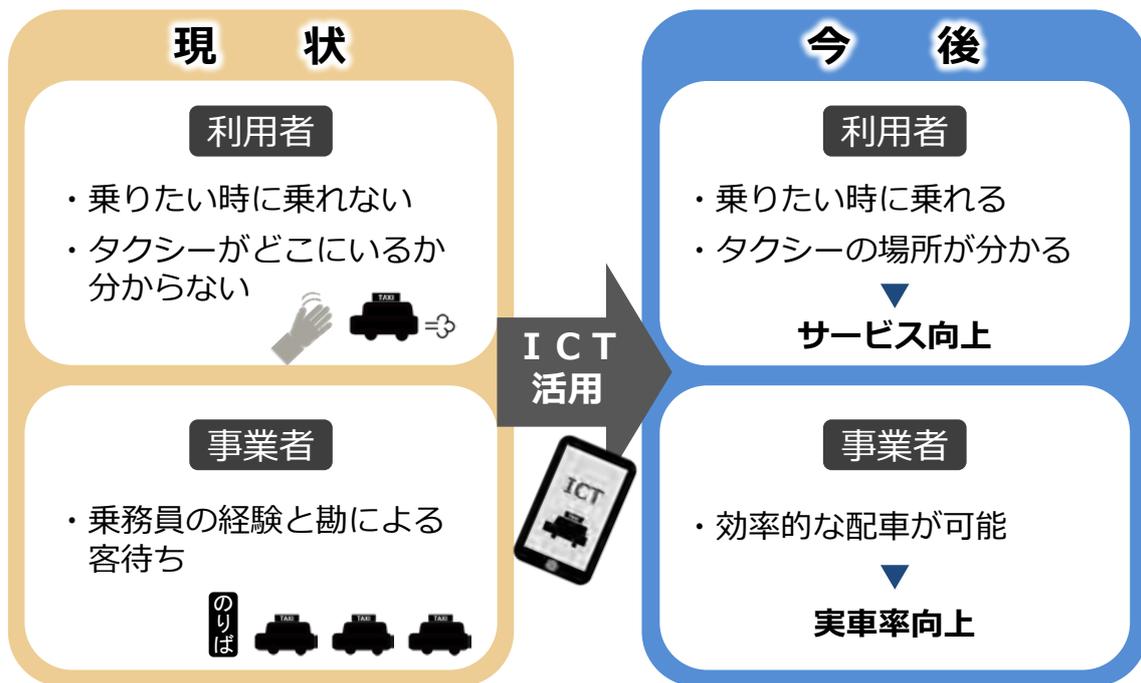


図 5-7 タクシーの ICT 活用のイメージ図

資料) (一社) 神奈川県タクシー協会横浜支部資料より横浜市作成

＜施策の方向1-3 多様な主体による新たな交通サービス実現＞

超高齢社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、年齢や住む場所に関わらず市民が日常生活を営むための移動手段として、これまでの公共交通を前提とした移動だけでなく、公共交通では賄いきれない移動サービスが求められてきています。こうした移動サービスの中には、サービスの提供主体の確保や白ナンバーによる運送の法的な問題など様々な課題が存在し、十分な体制が整っていません。

そこで、増加傾向にある高齢者や障害者など移動に制約のある方々が生活に必要な移動を確保できるよう、NPO<sup>用語 25</sup>等が運行主体となる福祉有償運送や、社会福祉法人の社会貢献活動による移動支援や介護保険制度を活用した移動サービスなど、福祉政策と交通政策との連携を強化しながら、既存サービスの活性化や新たな交通サービスの実現に向けた支援を進めていきます。

また、公共交通によるサービスが行き届かない地域等を対象に、社会実験を通じてボランティアによる乗合交通サービスや商業施設等の送迎バスを利用した民間による移動サービスの展開についても検討を進めていきます。

さらに、自動運転技術など国や民間が連携して進めている自動車の技術開発の動向や、関連する法令をはじめとする社会的な仕組みの整備状況などを十分に踏まえながら、実証実験に積極的に協力するとともに、技術革新を通じた新たな交通サービスの導入可能性について検討していきます。

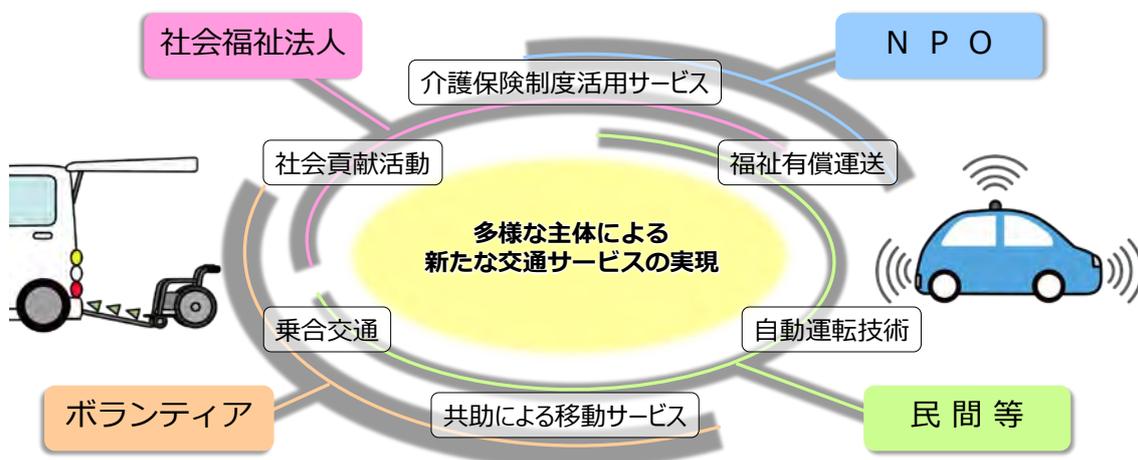
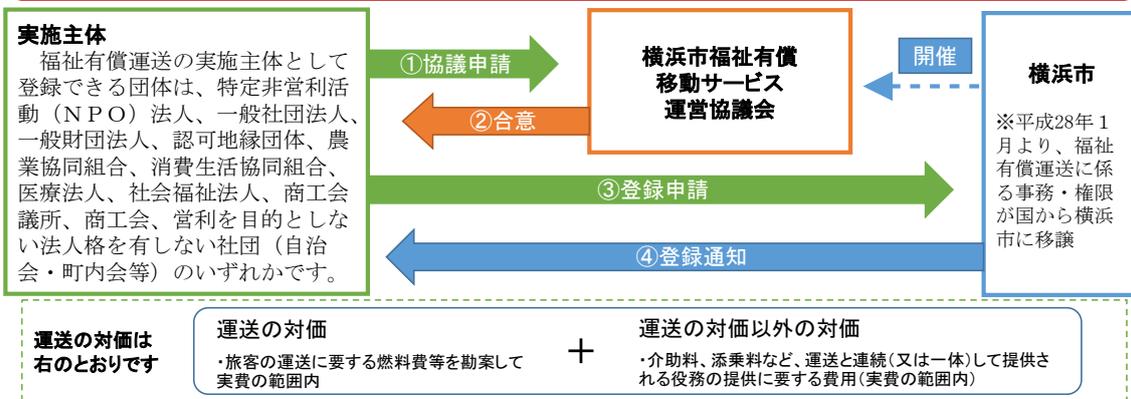


図 5-8 多様な主体による新たな交通サービスのイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

## 基本方針 1 市民生活の質向上につながる交通政策

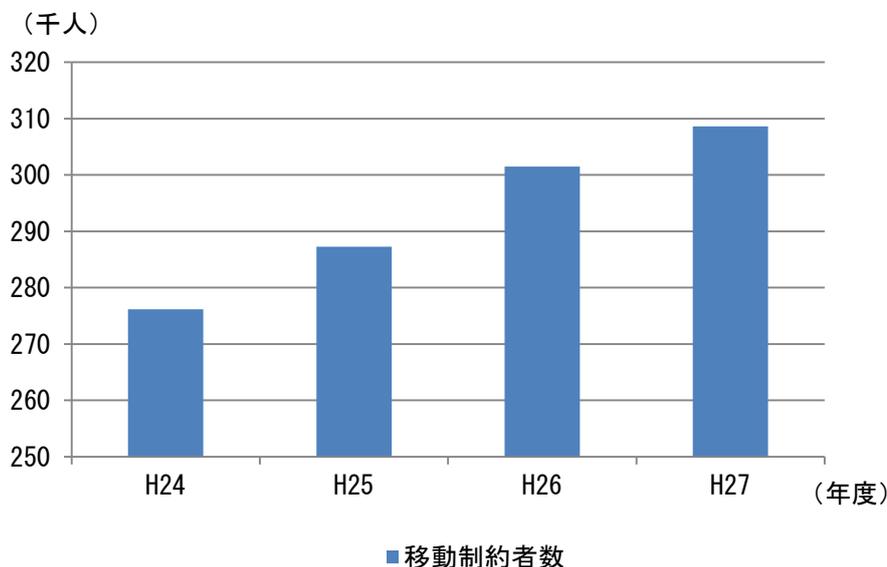
**福祉有償運送**とは、NPO法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。



**利用対象者**は、次に当てはまる方で、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方で、予め利用者として登録されている方及びその付き添い人です。  
ア 身体障害者 イ 要介護認定を受けている者 ウ 要支援認定を受けている者 エ その他の障害を有する者  
**利用目的**は、通院・通学・通所など生活を支える外出ニーズに加え、買い物、レジャー等です。

図 5-9 福祉有償運送の登録手続きと特性

資料) 横浜市健康福祉局資料より横浜市作成



※移動制約者：要支援・要介護認定者、身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数の計

図 5-10 横浜市の移動制約者数

資料) 神奈川県保健福祉局資料より横浜市作成

基本方針 1 市民生活の質向上につながる交通政策

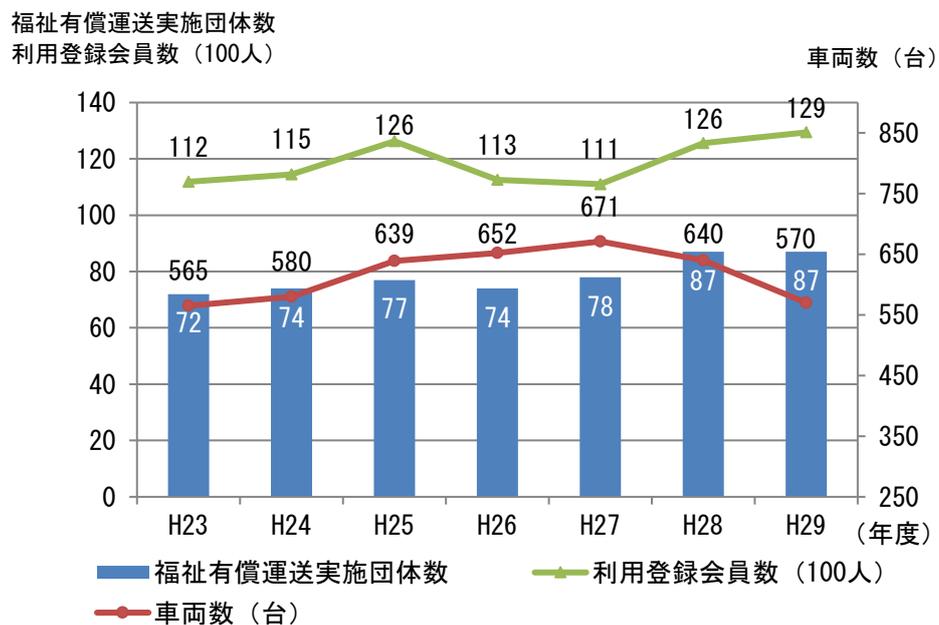


図 5-1 1 横浜市の福祉有償運送実施 NPO 等団体数と車両数、利用者数の推移

資料) 横浜市健康福祉局資料より横浜市作成

### ＜施策の方向1-4 歩行者空間・自転車の利用環境の整備＞

徒歩は、あらゆる移動の基本ですが、現状では歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く、必ずしも安全・安心に歩ける環境とはなっていません。そのため、駅周辺や通学路を中心に、歩道の設置や拡幅などにより、安全で誰もが安心して歩行できる空間を形成します。また、健康増進や外出意欲の向上につながる歩行空間を整備することにより、楽しみながら健康づくりに取り組める環境を創出します。

自転車は、環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近で便利な交通手段であり、自転車が安全、安心な乗り物として他の交通手段と街の中でバランスよく共存することが求められています。そのため、主に鉄道駅周辺など自転車利用や事故の多い地域において、自転車を安全、快適に利用でき、歩行者などの安全が確保できるよう、既存の道路空間における自転車通行空間の整備を進めます。また、自転車利用の多い施設等において駐輪環境の整備を促進します。



図 5-1 2 健康みちづくり整備のイメージ図

資料) 横浜市道路局資料

基本方針1 市民生活の質向上につながる交通政策



図 5-13 歩道の設置

資料) 横浜市道路局資料



図 5-14 自転車専用通行帯の整備

資料) 横浜市道路局資料

「政策目標1 誰もが移動しやすい地域交通の実現」に向けた  
主な施策・事業

- ・生活交通バス路線維持制度 用語 26
- ・地域交通サポート事業の推進・拡充
- ・ICT 技術を活用したタクシー配車の効率化
- ・ネット決済や電子マネーの導入によるタクシー運賃支払の簡便化
- ・多言語タブレット導入による訪日外国人旅行者へのタクシーサービス向上
- ・福祉ニーズと連携した移動サービスの提供
- ・安全・安心な歩行空間の整備
- ・無電柱化の推進
- ・健康みちづくり推進事業 用語 27 の推進
- ・安全で快適な自転車走行空間の整備
- ・自転車駐車場の附置義務制度 用語 28 の適切な運用

「政策目標1 誰もが移動しやすい地域交通の実現」に向け  
今後実施を検討する主な施策・事業

- ・郊外部における連節バスの導入による路線網の維持、充実
- ・ビッグデータ等を活用した移動需要の把握と活用によるバス路線再編
- ・ICT 技術を活用した需要に応じた効率的なバス・タクシー運行の実証実験
- ・乗合タクシーの導入
- ・タクシーの事前確定運賃
- ・タクシーのダイナミックプライシング 用語 29
- ・技術革新を通じた新たな交通サービス導入（自動運転技術など）
- ・自動運転車によるタクシーサービス

## 政策目標2 バリアフリーの一層の推進

【関連局】健康福祉局、建築局、都市整備局、道路局

今後更なる高齢化が見込まれる中で、高齢者の自立と参画による、健康で活力ある社会の実現とともに、障害の有無にかかわらず自由に移動や活動ができる環境の整備が重要です。

このため、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むための交通手段が必要不可欠であり、交通分野でのバリアを取り除き、誰もが円滑に移動できる交通環境を整備することが求められています。

そこで、交通分野の移動の円滑化につながる道路の整備や施設の整備・改良、バリアフリー車両の導入を一層推進するとともに、市民や事業者の高齢者、障害者等に対する理解や協力が広がるよう、心のバリアフリーの普及や啓発など、ハード・ソフト両面の取組を進めていきます。



図 5-15 福祉のまちづくり

資料) 横浜市健康福祉局資料

### ＜施策の方向2-1 バリアフリー化に向けた施設の整備、車両の導入＞

超高齢社会の到来に伴い、高齢者や障害者も含めて、誰もが自らの意思で自由に移動でき、快適に暮らせるまちづくりがますます求められています。

そこで、駅及び駅周辺の一体的なバリアフリー化を進めるため、エレベーター設置などにより、駅の出入り口からホームに至る経路の段差解消や、多機能トイレなどの整備、わかりやすい情報提供などを事業者と協力して推進します。駅周辺道路では、視覚障害者誘導用ブロック設置や歩道のセミフラット化<sup>用語 30</sup>、道路勾配の適正化などを進めていきます。

また、路線バスの乗降口における物理的な段差を解消したノンステップバス<sup>用語 31</sup>や、車いすのまま乗降可能なユニバーサルデザインタクシー<sup>用語 32</sup>の普及促進のため、交通事業者による車両導入を支援します。



図 5-16 バリアフリー車両（ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシー）

資料）（上）横浜市交通局資料、（下）（一社）神奈川県タクシー協会資料

基本方針1 市民生活の質向上につながる交通政策

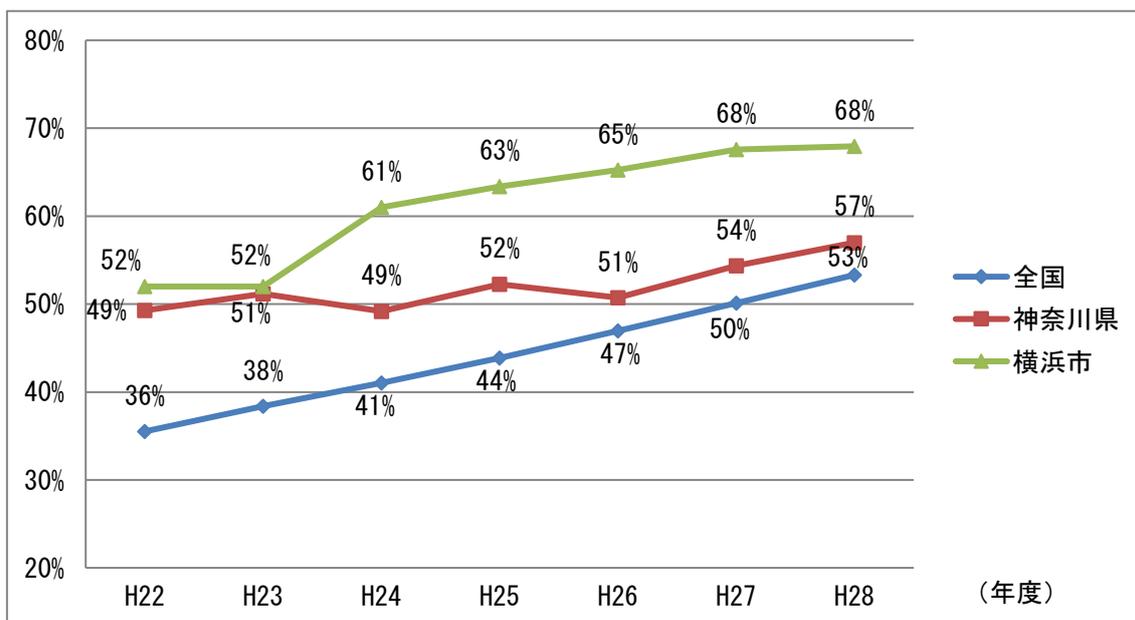
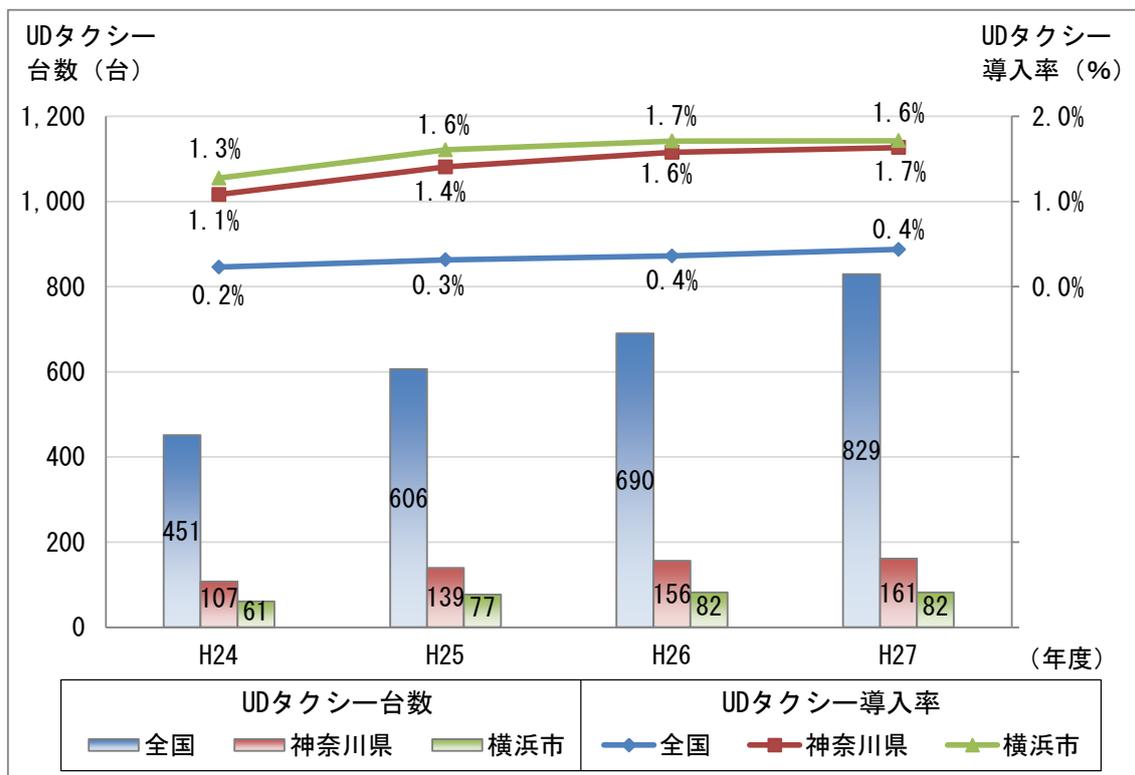


図 5-17 横浜市内バス事業者のノンステップバスの導入率の推移

資料) 横浜市統計ポータル、国土交通省資料より横浜市作成



※車両台数は、全国の値は、全国ハイヤー・タクシー連合会に所属するタクシーのみ。  
神奈川県・横浜市の値は、神奈川県タクシー協会に所属するタクシーのみ。

図 5-18 横浜市内のユニバーサルデザインタクシー導入率・導入台数の推移

資料) (一社) 神奈川県タクシー協会資料より横浜市作成

基本方針1 市民生活の質向上につながる交通政策

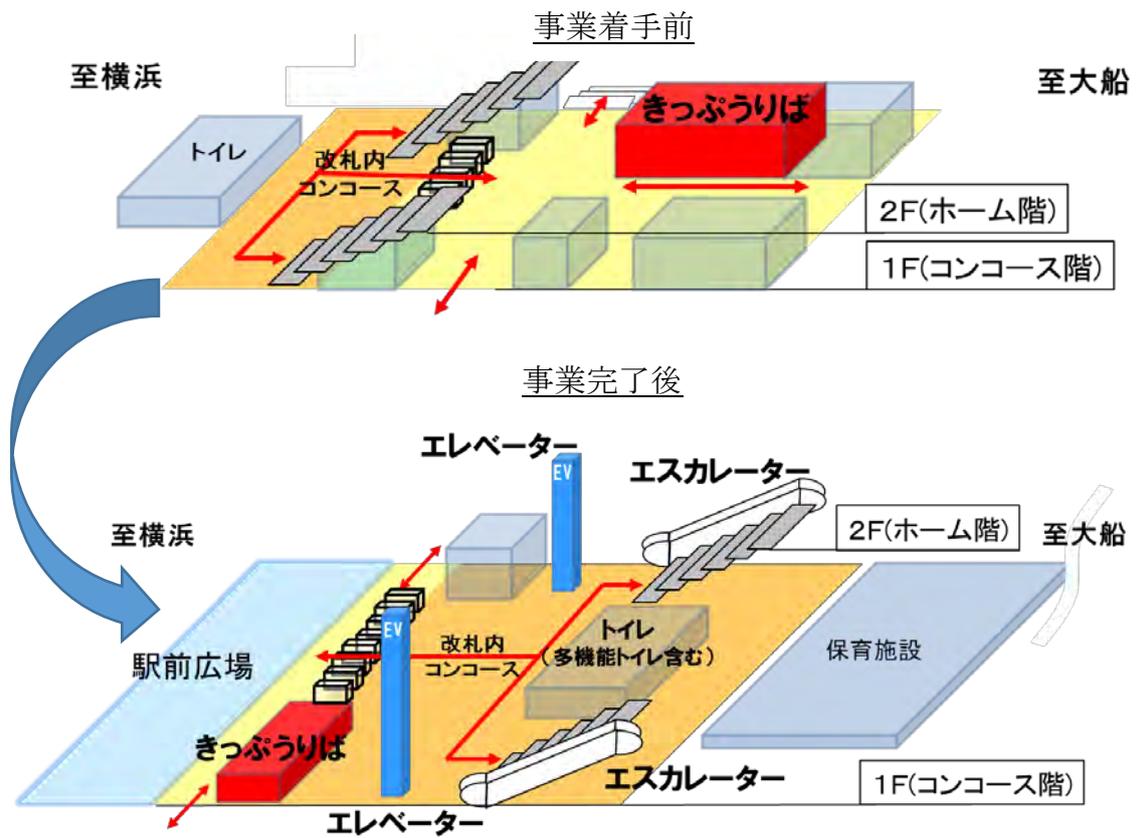


図 5-19 駅のバリアフリー施設 (JR 関内駅)

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向2-2 心のバリアフリーの普及・啓発支援＞

高齢者、障害者、妊産婦等が安心して日常生活や社会生活が出来るようになるためには、施設整備（ハード面）だけではなく、こうした方々の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーが重要です。

このため、市民や利用者へ交通バリアフリー教室による擬似体験、介助体験、バリアフリー化された乗り物の乗車体験等の場を提供していきます。またパンフレットの配布などの啓発活動を通じて市民に広く普及していきます。さらに駅員や乗務員をはじめ、利用者同士による「声かけ・サポート」運動<sup>用語33</sup>を広め、心のバリアフリーを普及していきます。



図 5-20 交通バリアフリー教室の様子

資料) 横浜市都市整備局資料



図 5-21 こころのバリアフリー啓発活動

資料) (左) 各鉄道関連社局資料、(右) 国土交通省関東運輸局資料

「政策目標2 バリアフリーの一層の推進」に向けた  
主な施策・事業

- ・新規バリアフリー基本構想<sup>用語<sup>34</sup></sup>の策定
- ・道路のバリアフリー化
- ・駅のバリアフリー化
- ・バス乗り場の改善
- ・タクシー乗り場の改善
- ・車いす使用者用駐車スペースの普及促進
- ・ノンステップバスの導入支援
- ・ユニバーサルデザインタクシー、福祉車両タクシー<sup>用語<sup>35</sup></sup>の導入支援
- ・交通バリアフリー教室の実施
- ・バリアフリーの啓発活動

政策目標3 マイカー交通から公共交通等への転換促進

【関連局】都市整備局、道路局、(温暖化対策統括本部)

過度にマイカーに依存する生活は、自動車からの排出ガスによる環境負荷や交通渋滞による経済的な損失、健康面への悪影響等、社会にも個人にも負の影響を及ぼすことにつながる可能性があります。

このため、過度にマイカーに依存するライフスタイルを改め、徒歩・自転車・公共交通による移動を促進することにより、環境負荷の軽減や健康増進、持続可能な公共交通サービスを実現する必要があります。

そこで、公共交通や自転車を利用しやすい環境の整備や、市民への啓発活動を積極的に展開するなどハード・ソフト両面から取組を進めることで、マイカーに頼らなくても、移動しやすいまちづくりを推進します。

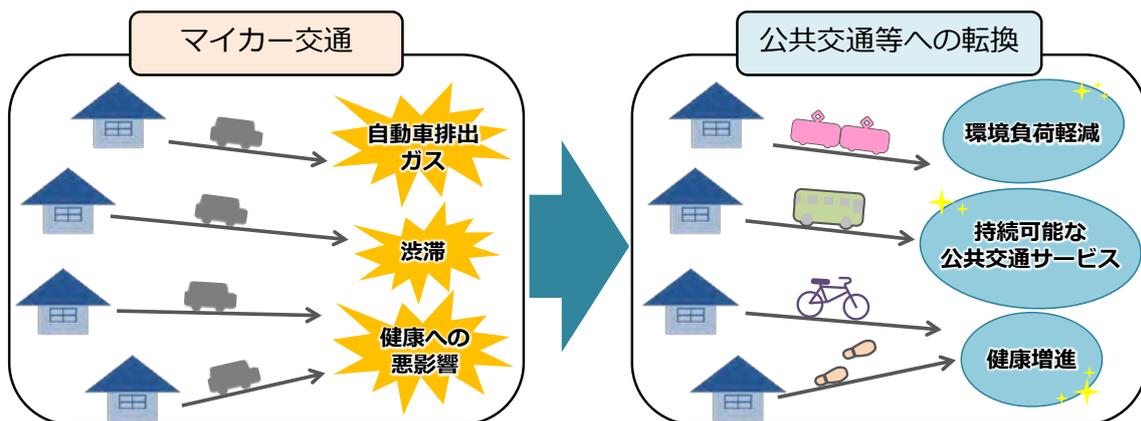


図 5-22 マイカー交通から公共交通への転換イメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向3-1 公共交通や自転車の利用促進につながる環境整備＞

マイカー交通から公共交通への転換を進めていくためには、必ずしも利用しやすい環境となっていない公共交通の利用環境を改善し魅力を高めていく必要があります、様々な交通機関をシームレスに繋げていくことが重要です。

このため、駅前広場など様々な公共交通機関の乗降機能が集積する場所において、鉄道とバス・タクシーとの乗換の円滑化につながる空間の形成を図るとともに、バスやタクシーの待合環境の改善を事業者とともに促進していきます。

また、鉄道とバスとの乗換情報や、リアルタイムなバス運行状況、タクシーの位置情報などに関する適切な情報提供の支援などを行うとともに、連節バスを活用した「高度化バスシステム<sup>用語36</sup>」や特定エリアにおける乗降自由の乗車券の導入、乗務員による料金精算を省略し乗降時間の短縮を図る信用乗車などについて検討を行います。

さらに、自転車の利用環境の整備に向けて、利用者が安心して停めることができる駐輪環境の整備を促進するとともに、自転車が安全・安心、快適に走行できる自転車通行空間の整備に取り組みます。

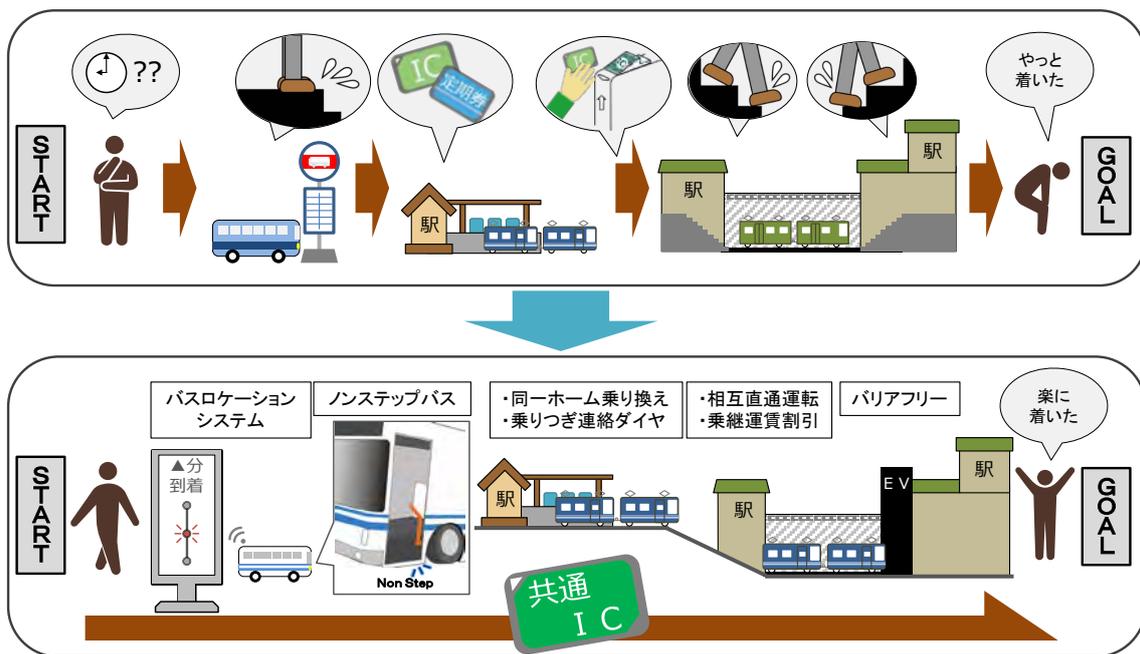


図 5-23 公共交通の利用促進につながる環境整備

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向3-2 マイカーから公共交通等への転換を促す啓発活動＞

過度なマイカー交通を抑制し、公共交通や自転車の利用を促進するためには、交通行動に関する意識やライフスタイルそのものを変えることについて、市民一人ひとりに考えていただく必要があります。

このため、学校での出前授業や、啓発グッズの作成・配布などにより、環境や健康への影響や利用者の減少によるバス路線の廃止・減便など、過度の自動車利用が引き起こす様々な問題を具体的に示すとともに、バスマップなど公共交通に関する情報を積極的に提供し、徒歩・自転車・公共交通利用への自発的な交通行動の転換を促すモビリティマネジメント<sup>用語37</sup>を進めていきます。

また、公共交通や自転車の利用促進に繋がるイベントの開催やWebサイトの運営など市民団体が主体的に行う取組を支援していきます。



図 5-24 小学校出前授業の様子

資料) 横浜市都市整備局資料

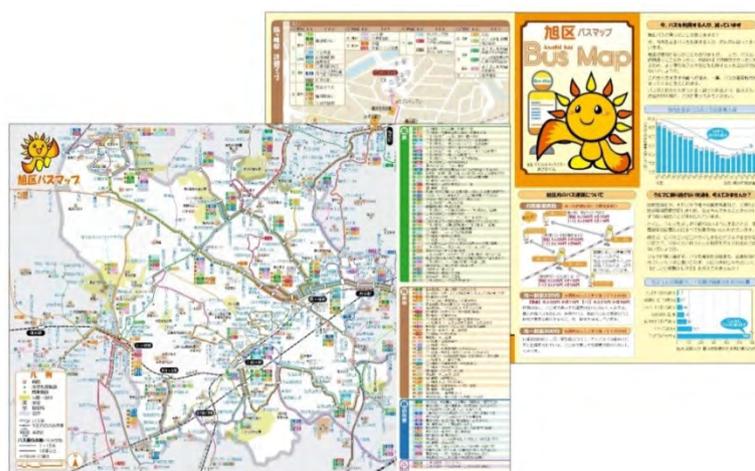


図 5-25 啓発グッズ（エリア別バスマップ）

資料) 横浜市都市整備局資料

「政策目標3 マイカー交通から公共交通等への転換促進」に向けた  
主な施策・事業

- ・バス乗り場の改善
- ・タクシー乗り場の改善
- ・交通結節点での乗換案内情報の充実
- ・バスロケーションシステム<sup>用語38</sup>の導入支援
- ・バス優先レーン・PTPS<sup>用語39</sup>などバスの速達性向上につながる環境整備
- ・ICT技術を活用したタクシー配車の効率化
- ・連節バスを活用した「高度化バスシステム」の導入
- ・学校モビリティマネジメント（出前授業）の実施
- ・交通事業者と連携したモビリティマネジメントの実施
- ・モビリティマネジメントイベント開催
- ・モビリティマネジメント啓発グッズ作成・配布
- ・エリア別のバスマップ配布
- ・市民団体や交通事業者のイベント支援
- ・Webサイトの運営など市民団体が主体的に行う取組の支援
- ・安全で快適な自転車通行空間の整備
- ・自転車駐車場の附置義務制度の適切な運用

「政策目標3 マイカー交通から公共交通等への転換促進」に向け  
今後実施を検討する主な施策・事業

- ・路線バスの速達性・利便性向上を目的とした信用乗車方式の導入
- ・ICカードを活用した特定エリアにおける共通乗車券

基本方針2 都市の成長を支え魅力を高める交通政策

政策目標4 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの形成

【関連局】都市整備局、道路局

市民生活や企業の活動において、時間価値が増大した今日では、人やモノの移動に関する速達性や定時性の更なる向上は、日常生活や経済活動を支えるために極めて重要な要素です。

このため、市内の自動車交通渋滞の解消が重要であり、抜本的な対策である道路ネットワークの充実が求められています。また、通勤や通学のための主要な交通機関である鉄道は、輸送力が高く、速達性・定時性・環境性の側面から質の高い公共交通であり、引き続き鉄道ネットワークの形成や交通結節点の改善が求められています。

そこで、道路の特性や役割を踏まえた道路ネットワークの充実やボトルネックの解消につながる道路改良により、道路交通の円滑化を図るとともに、まちづくりと一体となった鉄道ネットワークの形成、交通結節点のシームレス化により、鉄道と他の公共交通機関との乗り換えの円滑化を図ります。

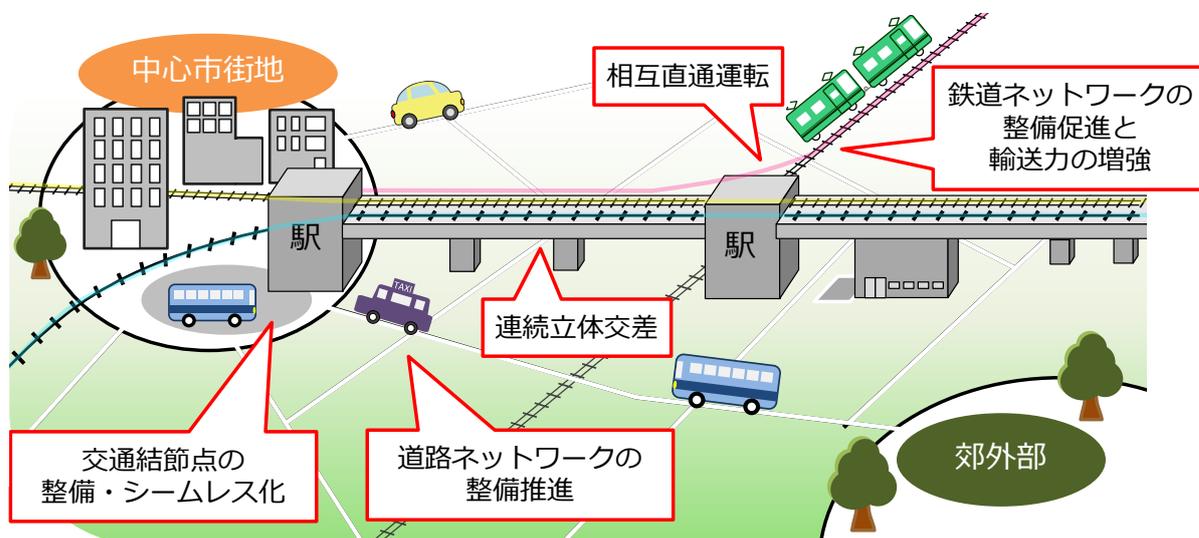


図 5-2 6 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワーク

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向4-1 市内の道路ネットワークの整備推進＞

道路交通の円滑化につながる道路ネットワークの充実に向け、早期に事業効果が発揮できるよう完成間近の路線や整備効果の高い路線について集中的に事業を進めていきます。また、都市計画で定め未着手となっている路線については、優先整備路線を定め、計画的な整備を進めます。

また、米軍施設跡地など今後大規模な土地利用転換が進められる地域への道路・交通アクセスについて、土地利用計画等と整合を図りながら計画的な整備を進めていきます。

日常生活圏で発生する局所的な渋滞対策として、右折レーンやバスベイ<sup>用語40</sup>を設置するとともに、踏切が原因となる渋滞対策として、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の鉄道と道路の連続立体交差化<sup>用語41</sup>を進めていきます。

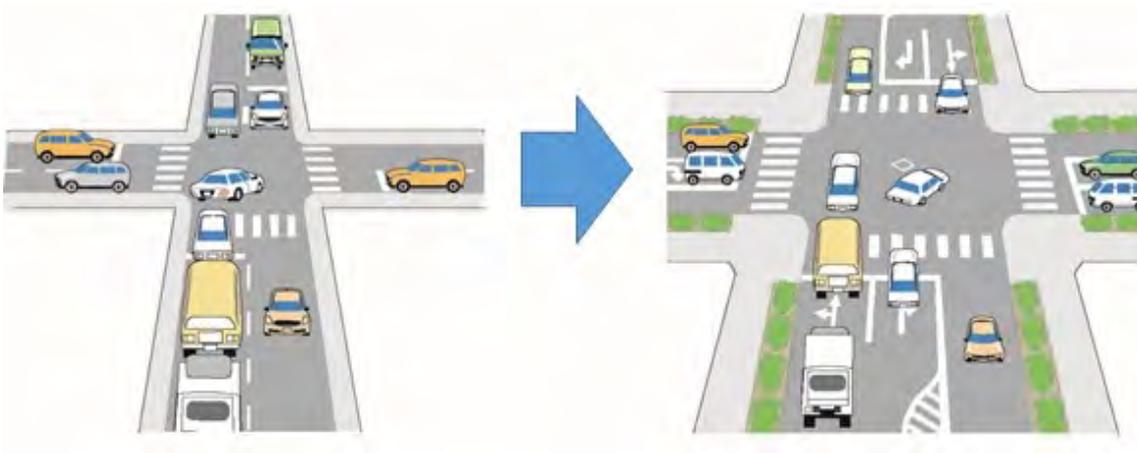


図 5-27 交差点改良のイメージ図

資料) 横浜市道路局資料



図 5-28 道路の拡幅整備（旭区）

資料) 横浜市道路局資料



図 5-29 鉄道の連続立体交差事業完成イメージ図（相模鉄道本線（星川～天王町駅））

資料) 横浜市道路局資料

＜施策の方向4-2 鉄道ネットワークの整備促進と輸送力の増強＞

東京都心方面や新幹線へのアクセスを強化するため神奈川東部方面線の整備を進めるとともに、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化などについて国の交通政策審議会答申を踏まえつつ事業化を検討します。検討にあたっては、土地利用の状況や事業採算性などを考慮して、優先順位を明確にしながら進めていきます。

既存の鉄道路線のうち利用者が多く混雑率の高い路線については、ピーク時間帯における運行本数の多頻度化や、優等列車の増加など、輸送力増強に向けた取組を鉄道事業者へ働きかけるとともに、時差通勤の啓発などのソフト面の取組についても必要に応じて検討していきます。



図 5-30 神奈川東部方面線事業路線図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向4-3 交通結節点の整備・シームレス化＞

基幹的な輸送を担う鉄道と、鉄道駅から目的地への主な交通手段であるバスやタクシーとの交通結節点である駅の機能強化を図るために、利用者の視点に立った乗換案内情報の提供や駅前広場の整備・合理的運用など、関係者と連携してシームレスな移動ができる環境を整備していきます。

また、交通結節点としての機能だけでなく、駅がコンパクトなまちづくりの拠点となるように、公的な役割を担う機能を整備するなど地域の活性化につながる取組を進めます。

横浜駅は6社局の鉄道事業者が乗り入れ、一日に約200万人の乗降客が利用する国内有数のターミナル駅であるため、横浜の玄関口にふさわしい乗換利便性や歩行者動線の確保、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

また、東海道新幹線の停車駅である新横浜駅は、神奈川東部方面線の完成後に5社局が乗り入れる広域的なネットワークの拠点となるため、新幹線と在来線とのシームレスな乗換が可能となるようサイン誘導などの対応を鉄道事業者と連携して取組を進めていきます。

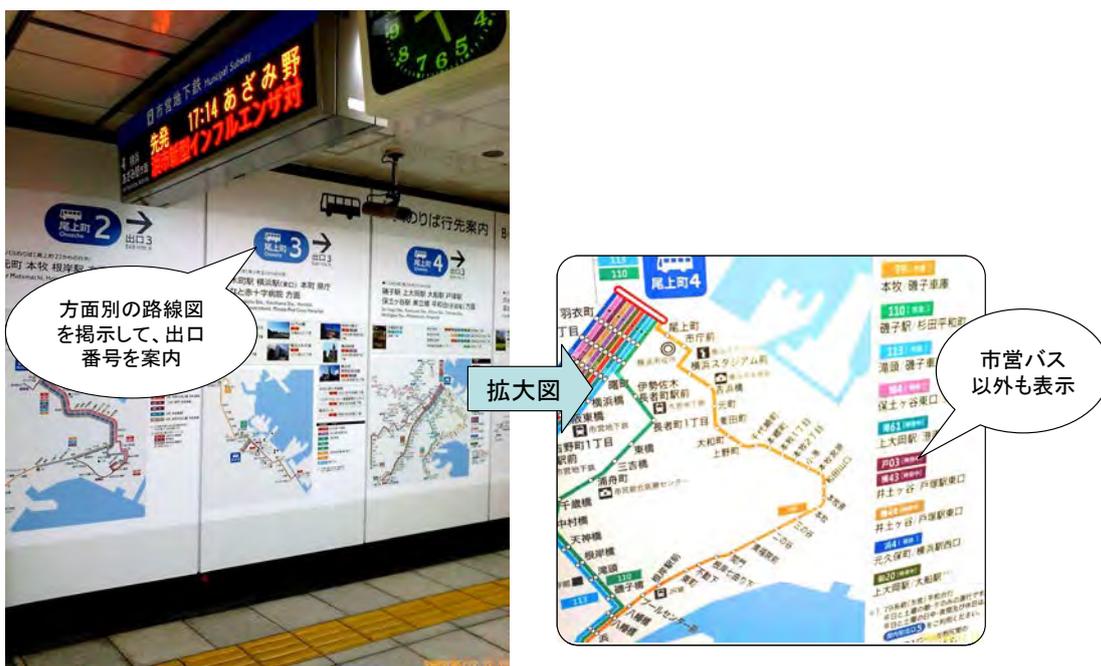


図 5-3 1 鉄道とバスの乗換案内の例（横浜市営地下鉄関内駅改札前）

資料）横浜市都市整備局資料

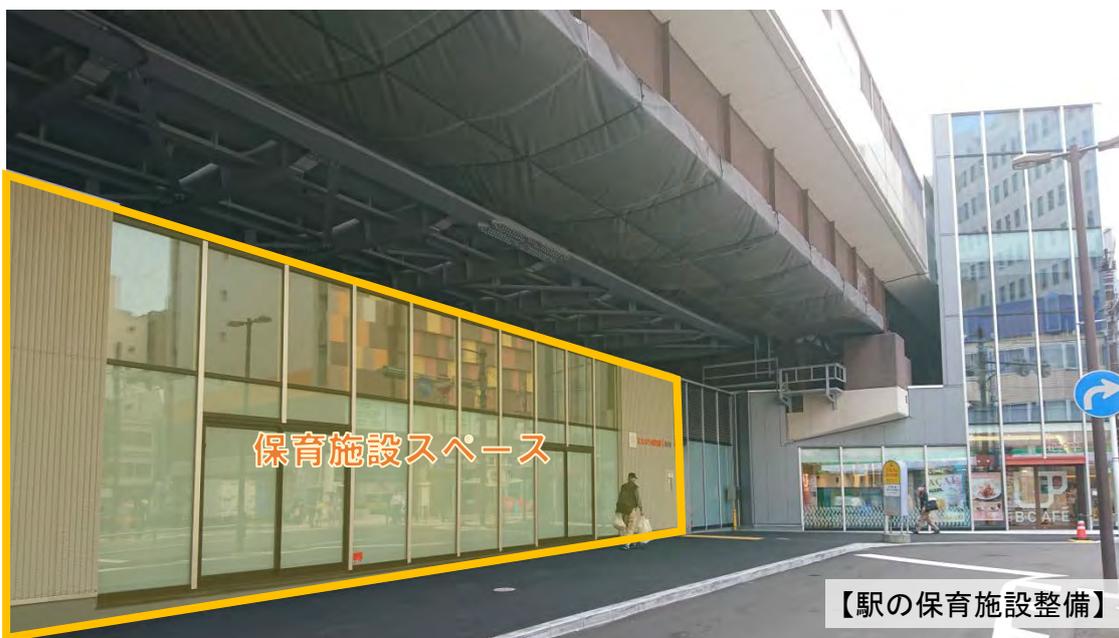


図 5-3 2 鉄道駅の改良（JR 関内駅）

資料）横浜市都市整備局資料

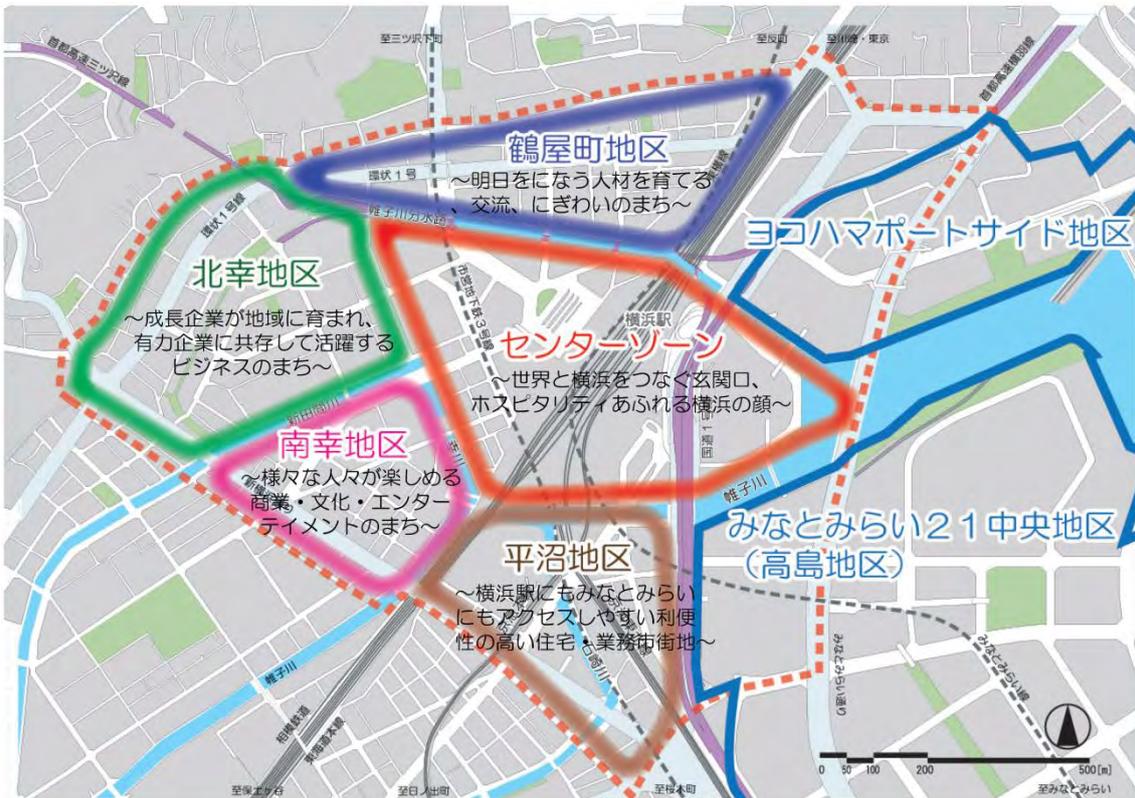


図 5-3 3 横浜の玄関口を形成する拠点整備地区（エキサイトよこはま22のエリア）

資料）横浜市都市整備局資料

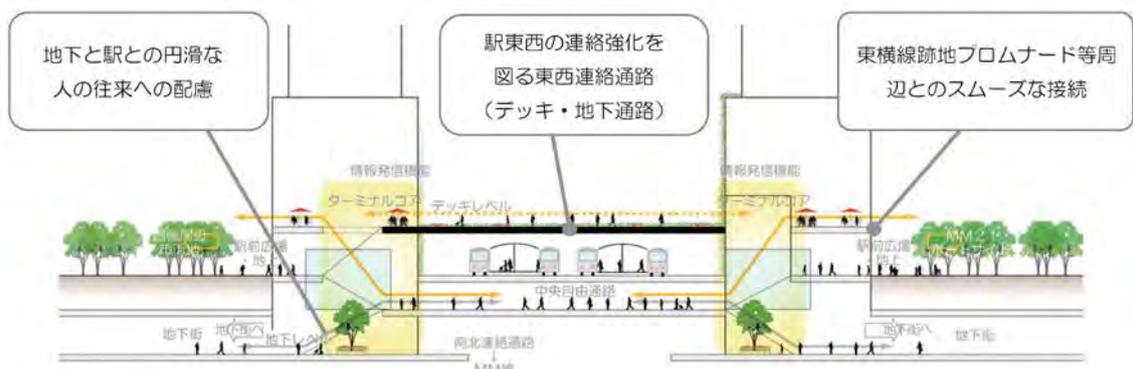


図 5-3 4 横浜駅直近における円滑なネットワークの形成イメージ

資料）横浜市都市整備局資料

「政策目標4 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークの形成」に向けた  
主な施策・事業

- ・都市計画道路の整備
- ・慢性的な渋滞箇所の道路拡幅
- ・ボトルネック交差点の改良
- ・右折レーン・バスベイの設置
- ・連続立体交差事業（相模鉄道本線（星川駅～天王町駅、鶴ヶ峰駅付近））
- ・大規模な土地利用転換に伴う道路整備
- ・旧上瀬谷通信施設の土地利用計画に対応する新たな交通の整備
- ・神奈川東部方面線事業の推進
- ・高速鉄道3号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）事業化検討
- ・横浜環状鉄道の事業化検討
- ・東海道貨物支線の貨客併用化の検討
- ・JR鶴見駅への中距離電車停車検討
- ・JR鶴見線の活性化の検討
- ・駅機能強化に繋がる駅改良（JR桜木町駅、JR関内駅など）
- ・駅の混雑緩和・安全対策の検討（東戸塚駅など）
- ・エキサイトよこはま22事業の促進
- ・新横浜駅の新幹線と在来線の案内情報充実による乗り換え円滑化
- ・鉄道とバスの乗り換えに関する適切な案内情報充実
- ・大規模イベント時などの公共交通機関の臨時運行
- ・駅の自由通路、交通広場の整備

政策目標5 横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

【関連局】政策局、文化観光局、都市整備局、道路局、港湾局

国内他都市との競争に加えて、世界中の都市が互いに人材や企業、資産を獲得するための都市間競争が一層高まってきています。こうした状況において、国際都市としての地位を確立してきた本市は、東京とともに首都圏全体の発展をけん引する国際競争力をさらに備えていく必要があります。

このため、人や企業に選ばれる都市となるよう、経済面だけでなく、文化や観光面での交流が可能となる戦略的な交通政策を進め、国内外との広域的な移動を円滑にする交通基盤を整備することが求められています。

そこで、横浜港や臨海部の産業拠点と背後圏を結ぶ横浜環状道路など広域的な幹線道路網の整備や、臨海部における道路ネットワークの充実、国際クルーズ拠点機能の強化、国際空港や新幹線アクセスの向上など横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークを形成します。

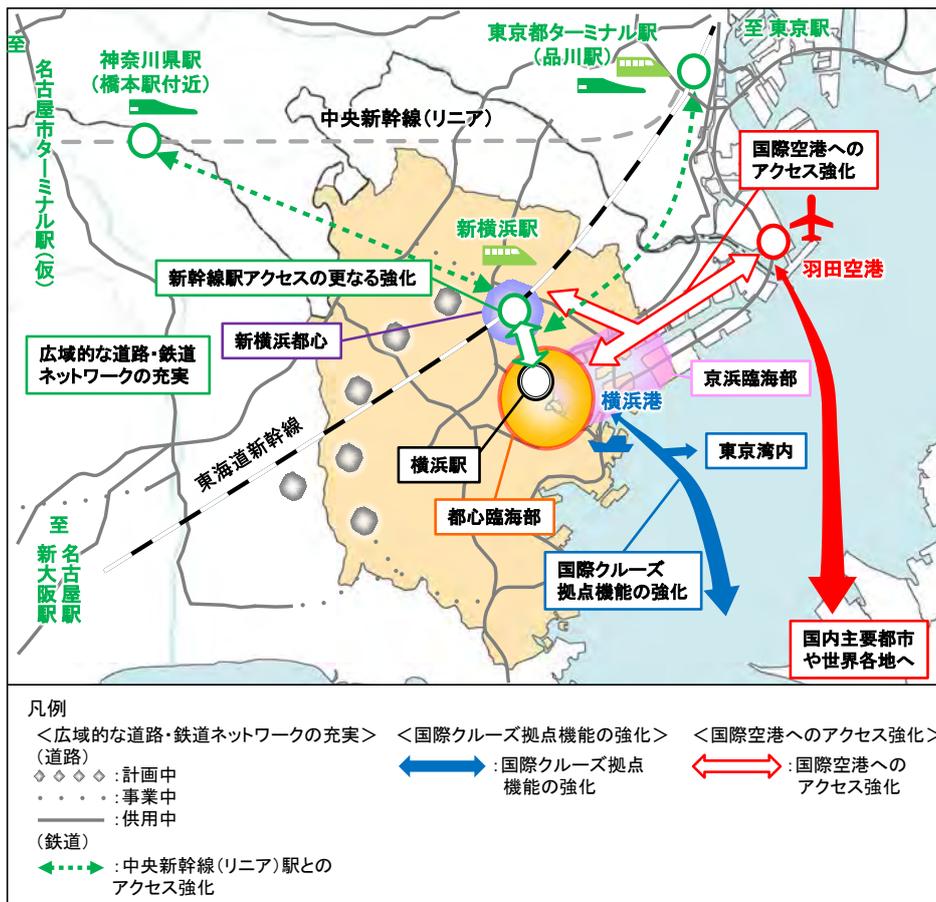


図 5-35 広域交通ネットワーク図

資料) 横浜市都市整備局資料

### ＜施策の方向5-1 広域的な道路・鉄道ネットワークの充実＞

横浜港は、国際コンテナ戦略港湾に指定されるなど我が国を代表する物流の拠点であり、また京浜臨海部は製造業や物流業が数多く立地する産業拠点です。これら臨海部に発生・集中するモノの流れを円滑にするため、横浜の臨海部と国土軸である東名高速道路とのアクセス強化や、首都圏全体への連絡強化を図る横浜環状北西線・南線や横浜湘南道路の整備を推進するとともに、臨港幹線道路など道路ネットワークを整備していきます。

また、建設中の中央新幹線が全線開業すると、三大都市圏が約1時間で結ばれ、新たな国土軸が形成され、人の流れや企業立地に大きな影響があると考えられます。

そのため、将来的な利用者の需要を見極めながら、品川方面への利便性向上など市内からの中央新幹線へのアクセスの充実を検討するとともに、将来にわたり横浜の発展に寄与する東海道新幹線について、市民にとって利便性の高いものとなるよう鉄道事業者へ働きかけていきます。



図 5-36 横浜環状北西線（港北JCT・IC付近の模型）

資料) 横浜市道路局資料

＜施策の方向5-2 国際クルーズ拠点機能の強化＞

クルーズ客船の発着は、多くの旅客が寄港地を訪れ、大きな経済効果が見込めることなどから、観光や地域振興に繋がることが期待されています。

日本を代表するクルーズポートとして、より多くの客船で賑わう横浜港であり続けるため、横浜港全体での客船受入機能強化に取り組んでいきます。

また、横浜港は国から官民連携による国際旅客船の受入促進を目的とする「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、ラグジュアリーな小型客船からカジュアルな超大型客船まであらゆる客船の受入れとニーズに対応できる国際クルーズ拠点を目指していきます。

そのため、岸壁改修による受入バースの増強を行うとともに、旅客の利便性向上に繋がるサービス施設等の整備にも取り組んでいきます。

さらに、横浜港を訪れる多くの旅客や来街者のため市内主要施設へのアクセス機能の充実を図ります。



図 5-37 横浜港の客船受入計画図

資料) 横浜市港湾局資料



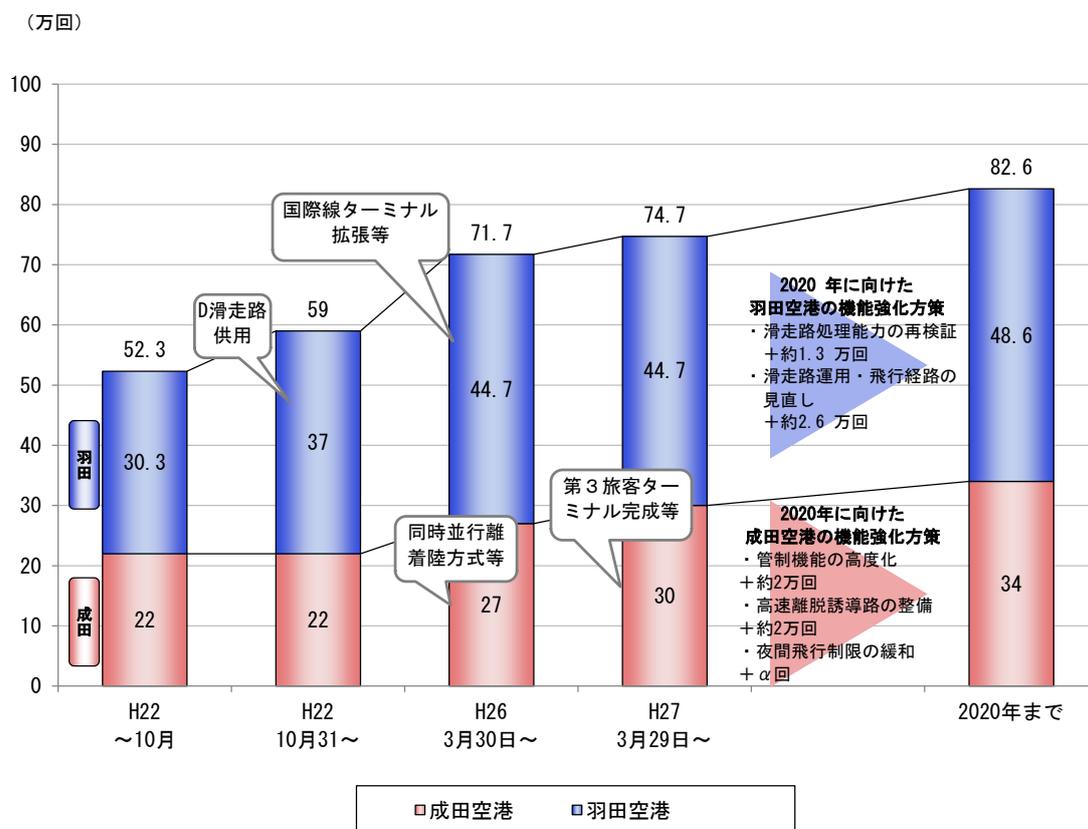
図 5-38 クルーズ船の着岸イメージパース

資料) 横浜市港湾局資料

＜施策の方向5-3 国際空港へのアクセス強化＞

観光・MICE、国際スポーツイベントや、国際的な企業の誘致を推進し、世界や国内各地へ横浜の魅力を広めるためには、国内外の交流基盤である国際空港とのアクセス利便性の向上が必要不可欠です。

国際線の発着回数増加など国際空港の機能強化に対応するため、空港と市内を結ぶ鉄道サービス向上や、深夜早朝時間帯におけるバス・タクシーのサービス向上など、関係者と連携しながら空港アクセスの拡充を図ります。



※1. いずれも年間当たりの回数である。  
 ※2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウントである。

図 5-39 国際空港の発着枠増加の経緯と今後の見通し

資料) 国土交通省航空局資料より横浜市作成

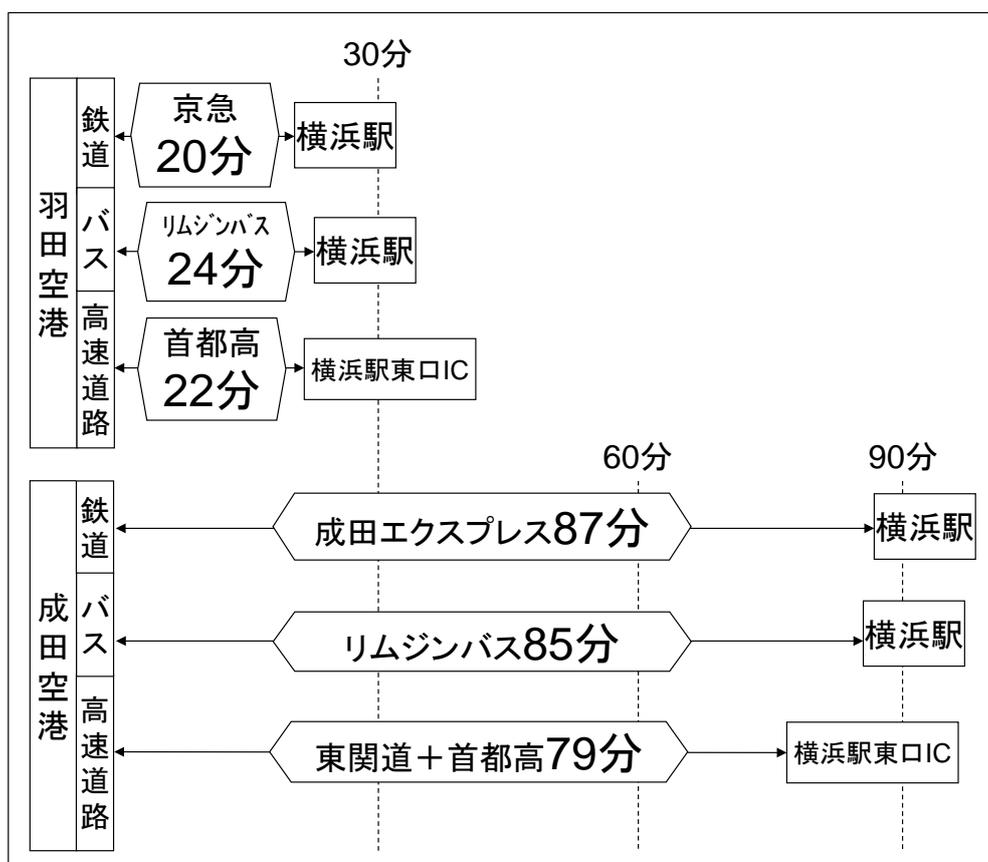


図 5-40 羽田および成田から横浜までの概ねのアクセス時間

資料) 交通事業者 HP、高速道路会社 HP 等より横浜市作成

<p>「政策目標5 横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成」に向けた 主な施策・事業</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・横浜環状北西線の整備</li><li>・横浜環状南線、横浜湘南道路の整備</li><li>・臨港幹線道路の整備</li><li>・官民連携による国際クルーズ拠点整備の推進</li><li>・外国客船の母港化</li><li>・クルーズ振興の牽引</li><li>・横浜港から市内の観光施設へのアクセス充実</li><li>・空港アクセスのサービス充実</li><li>・羽田空港の深夜・早朝時間帯でのアクセス強化</li></ul>

<p>「政策目標5 横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成」に向け 今後実施を検討する主な施策・事業</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・中央新幹線とのアクセスの充実</li><li>・観光バスの待機場の整備</li><li>・国際空港の機能強化に対応した公共交通機関の充実</li><li>・訪日外国人に対応した国際空港と市内間の移動サービスの充実</li></ul>

政策目標6 都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供

【関連局】文化観光局、環境創造局、都市整備局、道路局、港湾局

都心臨海部は、横浜開港の地であり、業務・商業・歴史・文化・観光など多様な都心機能がコンパクトに集積した横浜を代表する地域となっています。近年では、情報通信技術の飛躍的な進歩や交通利便性の向上を背景に世界中の人々が都市を選択する機会が増えています。こうした中で、横浜が将来にわたり発展していくには、世界から注目され横浜が目的地となる新しい都心を目指していく必要があります。

このため、主要駅と主要施設とを結ぶアクセス性の向上や、複数の目的地を円滑に移動できる回遊性の向上など、集客・賑わいづくりにつながる魅力あふれる都心臨海部の交通環境を創出することが重要です。

そこで、徒歩・自転車・公共交通を中心とした交通体系を充実し、地域全体の回遊性を高めるとともに、水上交通も含めて街を眺めながらの移動自体が楽しく感じられるようなまちづくり、ネットワークづくりを進めます。また、観光客も含め、来街者のさらなる増加に向けて、快適な滞在環境の創出によるホスピタリティの向上を図ります。

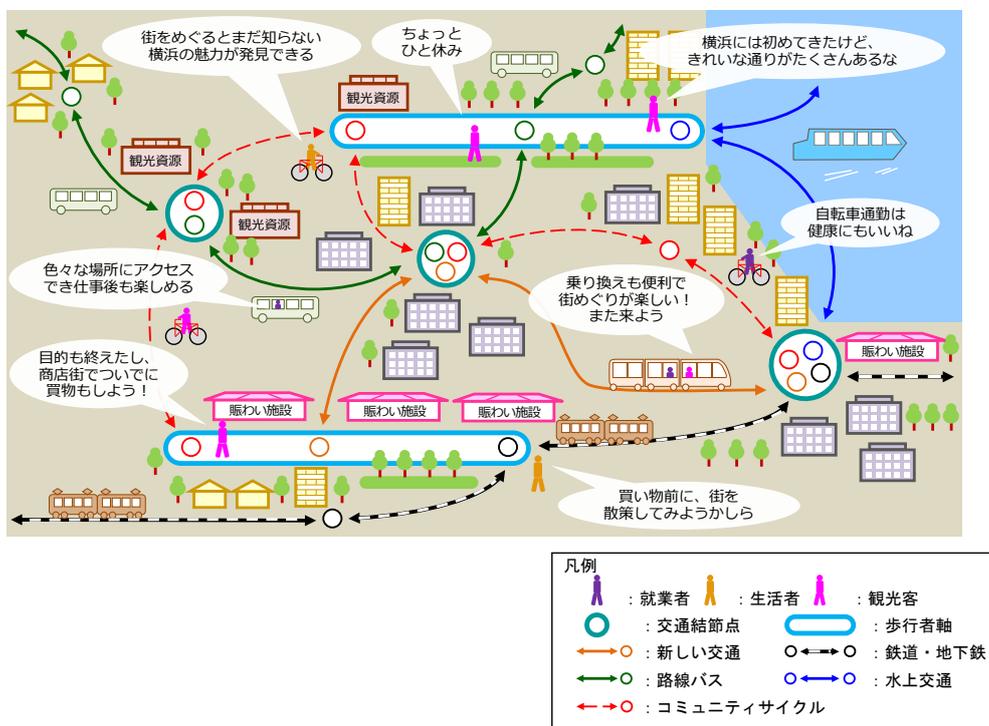


図 5-4 1 都心臨海部のイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

### ＜施策の方向6-1 都心臨海部における回遊性向上＞

多様な都市機能がコンパクトに集積したエリアであり個性豊かな施設・境界が多数存在する都心臨海部には、ビジネス、買い物、観光、コンベンションなど様々な目的で国内外から来街者が訪れるため、移動に関するニーズも多種多様です。

このため、快適な歩行空間を形成しつつ鉄道・路線バス・タクシーといった公共交通サービスが充足し、歩行者動線と交通結節点がシームレスに接続するとともに、コミュニティサイクル<sup>用語 42</sup>などのシェアリングモビリティ<sup>用語 43</sup>により公共交通を補完することで、全体として円滑に移動できる交通環境を整備します。

また、移動自体が楽しく感じられる街としていくために、連節バスを活用した「高度化バスシステム」、海辺や河川を生かした水上交通、民間事業者の創意工夫による交通サービスの導入により、多彩な交通手段が提供される国内有数の回遊性の高いエリアを形成していきます。



図 5-4 2 コミュニティサイクル（ベイバイク）

資料) 横浜市都市整備局資料



図 5-4 3 観光スポット周遊バス（あかいくつ）

資料) 横浜市交通局資料

＜施策の方向6-2 来街者の滞在環境の整備＞

都心臨海部は、国内外から多くの来街者が訪れるエリアであり、今後も観光・MICE機能を有する新たな施設の整備などが計画されており、誰もが快適に滞在できる環境の整備が必要です。

このため、訪日外国人も含めて誰もが利用しやすい情報通信環境の整備や、道路上に設置する案内サインの維持管理の充実、都心臨海部の交通情報が一覧できるマップの配布、交通拠点や観光・MICE施設における各種情報発信の工夫など、適切な情報提供が可能となる滞在環境の整備を中心とした取組を推進します。



「YOKOHAMA Free Wi-Fi」のロゴマーク



図 5-4 4 来街者の滞在環境の整備イメージ

資料) 横浜市都市整備局資料



図 5-4 5 都心臨海部の交通情報が一覧できるマップ（横浜ベイシティ交通マップ）

資料) 横浜ベイシティ交通マップ©NDC グラフィックス

<p>「政策目標6 都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供」に向けた 主な施策・事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心部コミュニティサイクル事業の拡充</li> <li>・都心臨海部における自転車ネットワーク計画路線の拡充</li> <li>・シェアリングモビリティの充実</li> <li>・連節バスを活用した「高度化バスシステム」の導入</li> <li>・水上交通のネットワーク化の推進</li> <li>・民間事業者提案によるまちを楽しむ多彩な交通の充実</li> <li>・東横線跡地の遊歩道の整備</li> <li>・関内駅周辺地区における回遊性強化（交通広場、内港地区や関外地区への歩行者ネットワーク等）</li> <li>・道路上に設置する案内サインの維持管理の充実</li> <li>・Wi-Fi 環境の整備</li> <li>・Web や観光案内所などを活用した情報発信の強化</li> <li>・都心臨海部交通マップの配布</li> <li>・道路案内標識の外国語併記</li> <li>・緑花による快適な歩行空間の形成</li> </ul>

<p>「政策目標6 都心臨海部を楽しく快適に回遊できる多様な交通手段の提供」に向け 今後実施を検討する主な施策・事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心臨海部の中量輸送システムの導入</li> <li>・マイカー流入抑制策の導入</li> <li>・需要に応じた柔軟な駐車場マネジメント</li> <li>・IC カードを活用した特定エリアにおける共通乗車券</li> </ul>

### 基本方針3 持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策

#### 政策目標7 環境と調和した交通施策の推進

【関連局】温暖化対策統括本部、環境創造局、都市整備局、道路局

大気汚染や騒音などの日常生活に直接影響のある環境問題に加えて、温室効果ガスによる地球温暖化も深刻な問題となっており、自動車からの排出ガスや騒音等の抑制は引き続き取り組むべき課題となっています。

このため、自動車交通の円滑化に向けた体系的な道路ネットワークの整備や、ボトルネックの解消につながる道路改良、騒音対策につながる道路施設の整備、道路緑化の推進など、環境負荷の低減につながるインフラ整備を進めます。

また、自動車の排出ガスによる環境負荷を着実に削減するため、クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車の導入拡大に取り組むとともに、次世代自動車普及のためのインフラ設備の普及を促進します。さらに、市民一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、環境にやさしい交通行動ができるよう啓発活動を進めます。

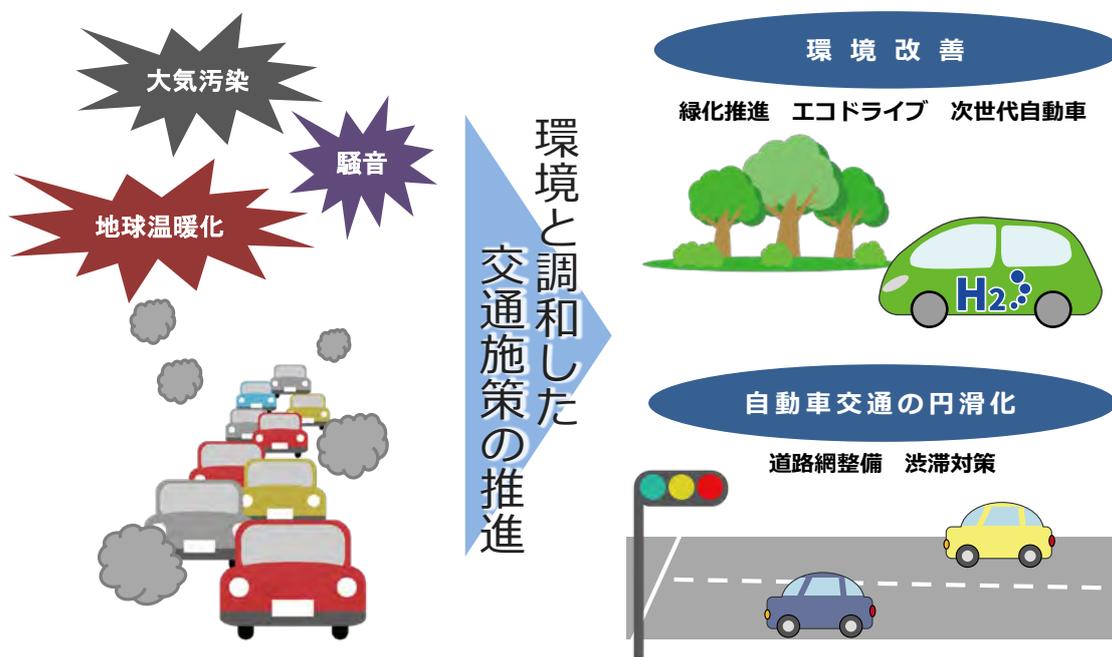


図 5-4 6 環境と調和した交通施策のイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向7-1 自動車交通の円滑化・道路緑化＞

自動車から排出され地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や、大気汚染物質である一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、粒子状物質（PM）等は、交通渋滞の発生などで自動車の走行速度が低下することにより、排出量が増加する傾向があります。このため、交通渋滞の解消につながる体系的な幹線道路網の整備を推進するとともに、慢性的な渋滞箇所における道路拡幅や交差点改良、バスベ이의整備、鉄道との立体交差化などを総合的に進めます。

また、道路交通機能の確保を前提としながら、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の向上等に向けた道路緑化を進めます。

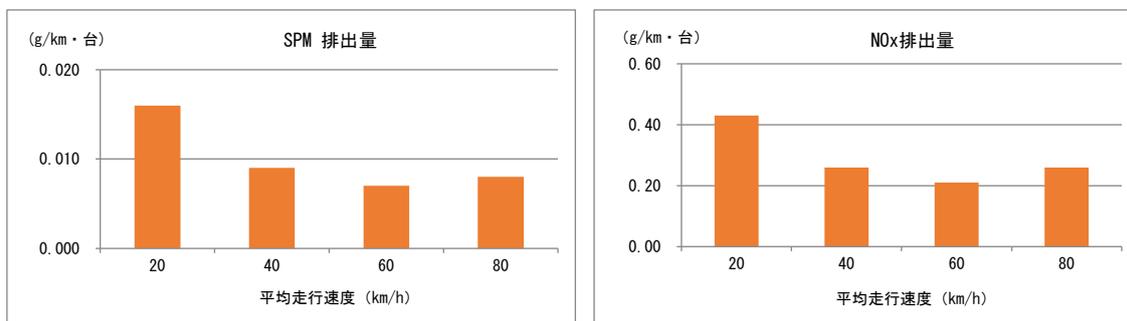


図 5-47 自動車速度と排出ガスの排出量の関係

資料) 国土交通省 平成 29 年度国土交通白書より



図 5-48 道路緑化イメージ

資料) 国土交通省 グリーンインフラストラクチャー（取組等の事例）より

### ＜施策の方向7-2 環境に優しい自動車の普及・啓発＞

自動車一台一台からの排出ガスを抑制するため、クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車やインフラ設備等の普及を促進します。また、環境にやさしい自動車運転方法に関する講習会などエコドライブ<sup>用語 44</sup>を実践するための啓発活動を進めます。

また、過度なマイカー利用を抑制し、環境への負荷が少ない公共交通機関や自転車などを適度に利用する生活への転換を促すモビリティマネジメントを進めるとともに、大規模イベント時における公共交通利用の広報活動を積極的に進めます。



図 5-49 超小型電気自動車（チョイモビヨコハマ）

資料) 横浜市温暖化対策統括本部資料



図 5-50 エコドライブ講習会の様子

資料) 横浜市環境創造局資料

「政策目標7 環境と調和した交通施策の推進」に向けた  
主な施策・事業

- ・体系的な幹線道路網の整備推進
- ・慢性的な渋滞箇所の道路拡幅
- ・ボトルネック交差点の改良
- ・右折レーン・バスベいの設置
- ・道路環境改善につながる道路インフラ整備
- ・量から質への転換によるまちづくりと調和した駐車施設の有効活用の推進
- ・公共交通等の利用促進（モビリティマネジメント）
- ・カーシェアリング<sup>用語 45</sup>の普及促進
- ・次世代自動車（FCV、EV、PHV等）やインフラ設備等の普及・利活用・促進
- ・公用車への次世代自動車の導入促進
- ・超小型EVによるカーシェアリング
- ・エコドライブの促進
- ・道路、駅前広場などの緑化の推進

## 政策目標8 交通インフラの強靱化と長寿命化

【関連局】政策局、総務局、財政局、建築局、都市整備局、道路局

近い将来、首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生するおそれが指摘されています。また、気候変動の影響等もあり、いわゆるゲリラ豪雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化し、従来の予想を超える被害が発生しています。

逃れることのできない自然の脅威から、市民の生命と財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるとともに、震災後の都市の迅速な復旧復興には、交通インフラが十分に機能することが重要です。また、既存の交通インフラの多くは高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に整備されたため、今後一斉に老朽化を迎え、深刻な社会問題となります。

そこで、防災及び減災により交通機能が致命的な被害を受けず維持され、被害を最小化する取組に加え、帰宅困難者対策では交通事業者との連携などソフト面の対応も進めていきます。また、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る戦略的な交通インフラの維持管理・更新等を促進します。

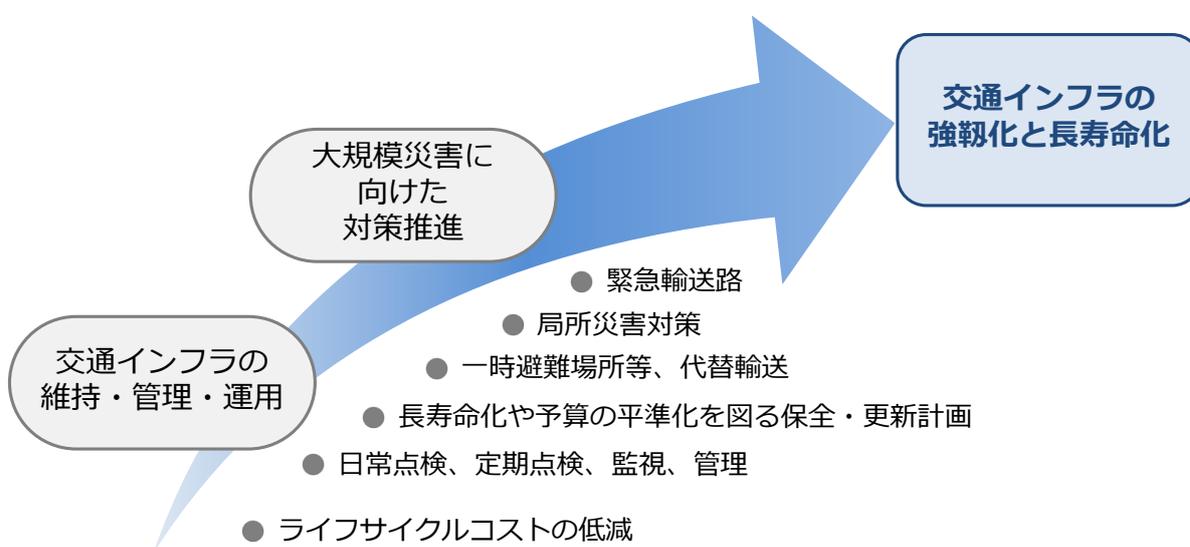


図 5-5 1 交通インフラの強靱化と長寿命化の概念図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向8-1 災害時の交通確保など大規模災害に備えた対策の推進＞

震災発生時において早急な救助活動や円滑な復旧活動を行うため、高速道路や4車線以上の幹線道路の整備、橋梁の耐震化や老朽橋の架け替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進、路面下空洞調査などを活用した道路の維持管理、道路沿道の建築物の耐震化支援などによる、緊急輸送路<sup>用語46</sup>の強靱化を推進します。

また、局地的な大雨や台風などに対し、土砂崩れ等による道路や鉄道の寸断防止・軽減を図るがけ地対策や、地下鉄の浸水対策等を推進します。

さらに、大規模災害発生時における帰宅困難者対策として、交通事業者や駅周辺事業者と行政が連携する体制を整備し、一時避難場所等や代替輸送手段の確保を進めるとともに、災害時における水上交通や自転車の活用を進めます。



図 5-5 2 橋梁の耐震化（磯子橋）

資料) 横浜市道路局資料



図 5-5 3 緊急輸送路の無電柱化（磯子区）

資料) 横浜市道路局資料

### <施策の方向8-2 交通インフラの適切な維持・管理・運用>

市民生活や経済活動などを支える交通インフラは、将来にわたる安全性・強靱性を確保するため、老朽化の進行に対し、長寿命化を基本とした、確実な点検と優先順位づけに基づく計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、必要な機能・サービスの持続的な提供を目指します。また、更新・修繕の際にはライフサイクルコスト<sup>用語47</sup>の低減に配慮していきます。

将来の状況変化に柔軟に適応しながら、点検管理の改善や環境負荷の低減などを図るため、新たな技術・手法や民間のノウハウの活用、広告事業やネーミングライツ<sup>用語48</sup>による新たな資金の確保等に積極的に取り組み、必要な機能を持続的に提供していきます。

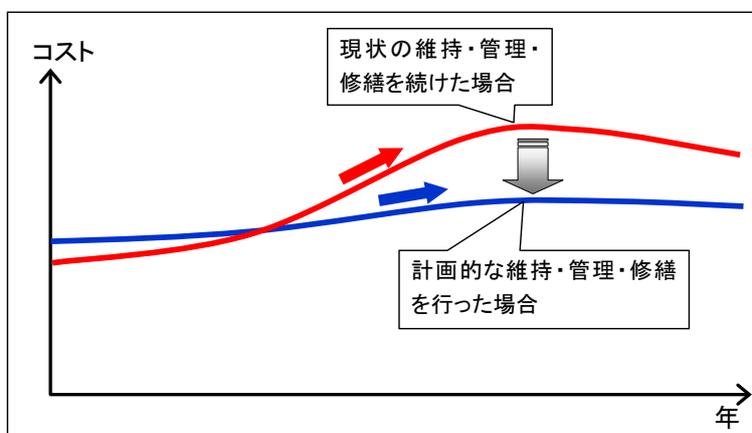


図 5-54 今後の維持管理コストの概念図

資料) 横浜市都市整備局資料



図 5-55 道路施設のネーミングライツ

資料) 横浜市道路局資料

「政策目標8 交通インフラの強靱化と長寿命化」に向けた  
主な施策・事業

- ・ 緊急輸送路の確保に向けた幹線道路の整備、橋梁や歩道橋の耐震化、無電柱化
- ・ 道路沿道の建築物の耐震化支援
- ・ 鉄道・バス・タクシーの災害時における帰宅困難者対策、代替輸送手段の確保
- ・ 水上交通の活用による帰宅困難者対策
- ・ 災害時の機動的な自転車の活用検討
- ・ 局所的な大雨や台風などに対する法面对策
- ・ 交通インフラの日常点検、定期点検、監視、管理
- ・ 保全、更新計画の活用、定期的な見直し
- ・ 維持管理点検技術の伝承や技術者の育成

政策目標9 日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備

【関連局】都市整備局、道路局、建築局

近年、交通事故件数は減少していますが、通学中の児童が死傷する交通事故や高齢運転者による重大な交通事故、また駅ホームからの転落事故などが問題化しており、交通安全に対する社会的要請が高まっています。

このため、人命尊重の理念の下に、自動車や鉄道による事故のない社会を目指して、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全に移動できる交通環境の整備や交通安全に関する正しい知識を身に付けることが必要です。

そこで、誰もが安全に移動できる歩行空間や自転車空間の整備を進めるとともに、鉄道による人身事故の発生を抑制します。また、交通安全教育の推進などを通じて交通社会の一員としての責任を自覚していただくなど、市民の意識を高める取組を推進します。

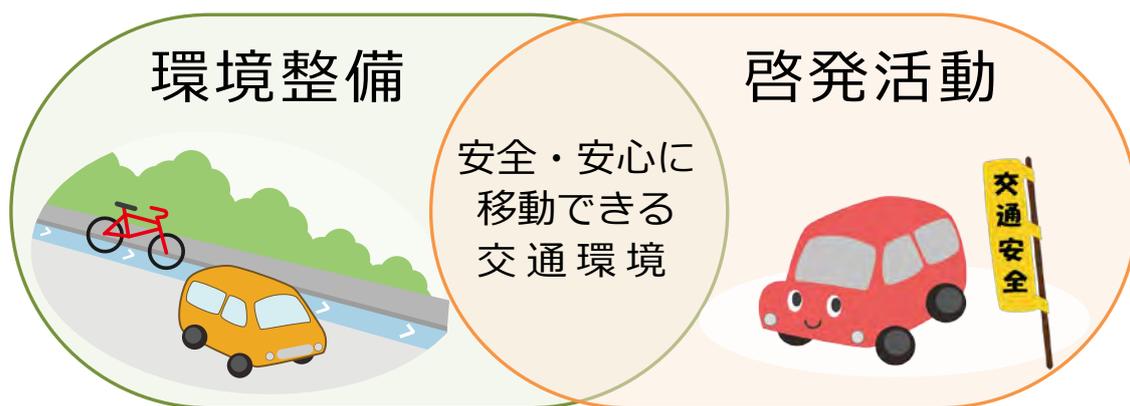


図 5-56 交通安全のイメージ図

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向9-1 安全に移動できる環境の整備＞

誰もが安全・安心に移動できるように、生活道路や踏切道において歩道の新設・拡幅やガードレール設置により歩行者と自動車の空間的分離を進めるとともに、通学路において空間的分離が困難な道路ではカラー舗装を進めます。また、生活道路における物理的な自動車速度抑制対策の検討を推進します。

自転車利用に関しては、自転車道<sup>用語49</sup>や自転車専用通行帯<sup>用語50</sup>、車道混在型<sup>用語51</sup>（矢羽根）等の設置により安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

鉄道駅のホーム上混雑が原因による電車との接触事故や視覚障害者の転落事故等を防止するために、鉄道事業者によるホームドア設置を働きかけるとともに、駅乗降者数が非常に多い駅や視覚障害者利用施設の最寄り駅を中心にホームドア設置を支援します。



図 5-57 通学路の安全対策

資料) 横浜市道路局資料

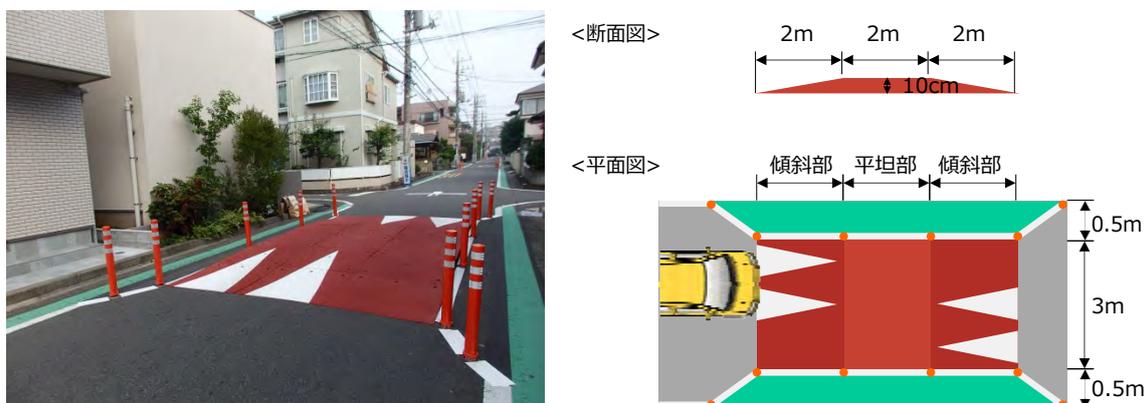


図 5-58 生活道路における自動車速度抑制対策の社会実験（ハンプ、狭さく）<sup>用語52</sup>

資料) 横浜市道路局資料

基本方針3 持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策



図 5-59 車道混在型（矢羽根）の設置

資料) 横浜市道路局資料



図 5-60 ホームドア（みなとみらい線横浜駅）

資料) 横浜市都市整備局資料

＜施策の方向9-2 交通安全教育・啓発の推進＞

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるため、各世代に適した交通安全教育の実施や、各季の交通安全運動期間、強化月間を中心に、様々な機会をとらえて、交通安全思想の普及啓発活動を推進します。

さらに、自転車が安全・安心な乗り物として活用されるよう、運転ルールの順守と運転マナー向上のための啓発等にも取り組みます。



図 5-6 1 交通安全教室

資料) 横浜市道路局資料



図 5-6 2 自転車安全利用の啓発

資料) 横浜市道路局資料

「政策目標9 日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備」に向けた  
主な施策・事業

- ・生活道路や踏切道における歩道の新設・拡幅、ガードレール設置
- ・狭あい道路の拡幅整備
- ・通学路等へのあんしんカラーベルト<sup>用語53</sup>の整備等
- ・生活道路における自動車速度抑制対策
- ・踏切道の安全対策
- ・安全で快適な自転車通行空間の整備
- ・鉄道駅へのホームドアの整備
- ・交通安全教育の実施
- ・自転車安全利用の推進
- ・交通安全啓発活動の実施

用 語		解 説
用語 1	超高齢社会	WHO(世界保健機関)と国連の定義に基づき、65歳以上の人口(老年人口)が総人口(年齢不詳を除く)に占める割合(高齢化率)が21パーセント超の社会のこと。なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」という。
用語 2	I C T	Information and Communications Technologyの略で、情報・通信に関する技術のこと。従来から使われてきたI Tと同様の意味だが、I Tの概念の広がりにより、替わってこちらが多く用いられるようになっている。一般的に「情報通信技術」と訳されることが多い。
用語 3	交通政策基本法	交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める基本法制のこと。
用語 4	交通政策基本計画	交通政策基本法が提示する交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めている計画。計画期間は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据え、2014年度(平成26年度)を初年度とし、2020年度(平成32年度)まで。交通に関する施策の「基本的方針」、計画期間内に目指すべき「目標」、目標の各々について取り組むべき「施策」の三層構造となっている。
用語 5	ドア・ツー・ドア	出発地(自宅)の戸口から、到着地の戸口までの移動のこと。
用語 6	M I C E	Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等)、EventあるいはExhibition(イベント・展示会・見本市)の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称のこと。
用語 7	減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組み、少しでも被害の軽減を図ること。
用語 8	生産年齢人口	総務省統計局の「年齢3区分別人口」に基づき分類される、15歳から64歳までの人口のこと。なお、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口」という。

用語9	バリアフリー化	高齢者、障害者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること（歩道の段差解消など）をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をする上で、精神的にも障壁がないことも意図する。
用語10	都市計画道路	都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。
用語11	インフラ	インフラストラクチャー（infrastructure）の略で、社会、経済、産業などの都市活動を維持し発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当し、その中で交通インフラとは、道路や鉄道などの交通基盤のことを指す。
用語12	混雑時平均旅行速度	平日の最も混雑する時間帯の旅行速度のこと。なお、旅行速度とは、道路の一定区間の距離を旅行時間（移動に要する時間）で割った値のこと。この旅行時間には、信号待ちや交通渋滞による停止時間も含む。
用語13	スプロール化	社会基盤などの都市計画的な整備に先行して、無秩序な市街地化が郊外部に向かって虫食いの進むこと。
用語14	グローバル化	地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程のこと。
用語15	回遊性	街を移動する人の流れのこと。都心臨海部においては市民や来街者が、多様な目的を持って多くの移動を可能にすることが回遊性が高いと言え、徒歩や自転車、公共交通等の移動しやすい交通環境が必要となる。
用語16	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
用語17	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。

用語18	次世代自動車 ・FCV ・EV ・PHV	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などのこと。 (FCV:燃料電池自動車、EV:電気自動車、PHV:プラグインハイブリッド自動車)
用語19	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	物質が高い濃度で燃えた際に、空気中の窒素(N)と酸素原子(O <sub>2</sub> )が結びついて発生する、一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )などのこと。特に二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )は毒性が高く、高濃度で人の呼吸器(肺、のど、気管など)に悪影響を与えるため、環境基準を設けて常時観測している。主な発生源は自動車や工場等。
用語20	浮遊粒子状物質 (SPM)	一般的にマイクロメートル単位の固体や液体の粒のことを粒子状物質(PM)と言い、主に燃焼によるばいじんや黄砂のような土壌の飛散、海塩などの自然現象によるものも存在する。 粒子状物質(PM)のうち、粒径10マイクロメートル(0.01mm)以下の小さいものを特に浮遊粒子状物質(SPM)と言い、環境基準を設けて常時観測している。ディーゼル車から排出される粒子状物質(PM)は10マイクロメートル以下の細かい粒子が多く、また大気中に長く浮遊し、人の気道や肺に沈着して健康に悪影響を与える。
用語21	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有する。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など。
用語22	ボトルネック	車線数が減少する場所や交差点など、交通混雑を引き起こす要因となるような場所のこと。
用語23	シームレス化	公共交通機関などの利用者が、複数の交通サービスを、乗り換えなどの抵抗が無く円滑に利用できること。
用語24	ビッグデータ	事業に役立つ知見を導出するため、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。近年このビッグデータの活用により、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となっている。

用語25	N P O	Non-Profit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称。民間非営利組織などと訳される。
用語26	生活交通バス路線維持制度	既存のバス路線が廃止されることによる交通不便地域の発生を回避し、市民の日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線で補助金を交付して維持を図る制度。
用語27	健康みちづくり推進事業	健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備することにより、楽しみながら健康づくりに取り組める場を創出するとともに、一人ひとりの健康寿命を延ばし、いきいきと楽しく暮らせる活力ある横浜を創ることを目的とした事業。
用語28	自転車駐車場の附置義務制度	「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」で定められた指定区域内で、一定規模以上の自転車の大量の駐車需要を生じさせる集客施設（遊技場、小売店舗、飲食店、スポーツ施設、銀行、病院など）及び共同住宅等を新築または増築する場合に、建物の設置者に対し、その敷地内または施設から50メートル以内の場所に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場の設置を義務付ける制度。
用語29	ダイナミックプライシング	季節や時間帯ごとの需要を判断し、それに応じて価格を変動させること。
用語30	セミフラット化	歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造のこと。
用語31	ノンステップバス	バス車両の床面が超低床で、車いす使用者のみならず、杖を利用している方、高齢者、ベビーカー利用者などさまざまな人々のスムーズな乗降を可能とするバス車両。
用語32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシー</li> </ul>	ユニバーサルデザインとは、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」という二つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。ユニバーサルデザインタクシーとは、広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障害者や高齢者に配慮された誰もが使いやすい一般タクシー車両で、一般タクシー料金で利用可能。

用語33	「声かけ・サポート」 運動	鉄道等を利用される方が安全に安心して施設を利用できるように、お困りの方に対して積極的にお声かけを行うとともに、周囲の方からもお声かけにご協力頂くことを目的とする運動で、交通事業者が実施している。
用語34	バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定めるもの。
用語35	福祉車両タクシー	歩行困難な方が車椅子のまま乗り降りしやすいように工夫されたタクシーで、外出や移動時のサポートを行う。
用語36	高度化バスシステム	横浜市が、都心臨海部の回遊性の向上及び賑わい創出を図ることを目的に導入する、「都心臨海部全体の回遊性を高め、市民だけでなく、観光客などの来街者にとっても、わかりやすく、使いやすく、快適に回遊できるバスシステム」を基本コンセプトとする、連節バスを活用した交通システムのこと。
用語37	モビリティマネジメント	一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを期待する施策であり、「過度な自動車利用の状態から、公共交通や自転車等を適切に利用する状態」に少しずつ変えていくための取組。
用語38	バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。
用語39	公共車両優先システム (PTPS)	バスなどの公共車両が優先的に通行できるように支援するもので、路上に設置した光ビーコンがバス車載装置からの信号を受信すると、進行方向の交通信号機をバス優先（赤の短縮、青の延長など）としバスを通過しやすくするシステム。
用語40	バスベイ	バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のことで、本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

用語41	連続立体交差化	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業のこと。
用語42	コミュニティサイクル	誰もが手軽に利用しやすい都市型の自転車のレンタルシステム。IT技術を活用したセルフ方式の貸し出し返却システムを採用したレンタル拠点がきめ細かにあり、様々な人が手軽に低料金で利用できる仕組み。ヨーロッパでは大都市から中小に至る都市で展開されており、世界各地でその取組は注目されている。
用語43	シェアリングモビリティ	移動手段である自動車や自転車を共同使用すること、またはそのサービス、システムのこと。
用語44	エコドライブ	急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法のこと。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や自動車から排出される排気ガスを抑制する等の環境改善効果があり、また、燃料代の節約効果もある。
用語45	カーシェアリング	一定のエリアで、自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態。利用者は自ら自動車を所有するのではなく、「共有=シェア」して「使用」という仕組み。マイカーを所有しないことから、経済的にも地球環境にもやさしい新しい車の使い方。
用語46	緊急輸送路	地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。
用語47	ライフサイクルコスト	構造物等の価格（建設費用）と耐用期間（寿命）が尽きるまでに要した修理（管理）費用および廃用に要する経費の合計額のこと。
用語48	ネーミングライツ	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法。
用語49	自転車道	縁石等の工作物により、構造的に分離された自転車専用の通行空間のこと。
用語50	自転車専用通行帯	交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯のこと。

【用語説明】

用語51	車道混在型	自転車の通行位置や進行方向を車道に明示することにより、自転車と自動車が車道で混在することを示した通行空間のこと。
用語52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンプ</li> <li>・狭さく</li> </ul>	<p>ハンプとは、通行する自動車の速度を抑制するために道路上に設けられた台形状の段差のこと。</p> <p>狭さくとは、通行する自動車の速度を抑制するために車両の通行部分の幅員を狭くした構造のこと。</p>
用語53	あんしんカラーベルト	小学生の通学路等のうち、歩道など歩行者空間が確保されておらず、今後も歩道整備が困難な路線において、警察署・地元町内会・学校と調整のうえセンターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保するもの。



横浜市都市整備局都市交通部都市交通課

平成 30 年 10 月作成

横浜市中区港町 1 - 1

Eメール tb-toshiko@city.yokohama.jp

電話番号 045-671-4128

FAX 番号 045-663-3415

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/plan/>